

シリアル ナンバー	
--------------	--

# 利根町地域防災計画

【資料編】

利根町防災会議



# 目 次

1	防災会議関係	
(1-1)	利根町防災会議条例	3
(1-2)	利根町防災会議規程	6
2	災害対策本部関係	
(2-1)	利根町災害対策本部条例	9
(2-2)	災害対策本部の標識等	11
3	防災関係要綱等	
(3-1)	茨城県震災建築物応急危険度判定要綱	15
(3-2)	茨城県被災宅地危険度判定実施要綱	23
(3-3)	茨城県防災ヘリコプター応援要綱	26
(3-4)	緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）	30
(3-5)	大規模災害発生時の緊急給油の考え方（概要）	34
(3-6)	災害応急対策車両指定報告書記入要領	38
(3-7)	災害時緊急給油票発行要領	45
4	広報・通信関係	
(4-1)	防災行政無線（固定系）子局一覧	51
(4-2)	非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関	54
(4-3)	警察通信設備の使用手続き	55
(4-4)	全国瞬時警報システム（Jアラート）	56
(4-5)	災害時用公衆電話設置場所一覧	57
5	医療関係	
(5-1)	医療機関	61
(5-2)	トリアージ及びトリアージタグ	67
6	避難者（被災者）支援	
(6-1)	避難指示の発令権者及び内容	71
(6-2)	警戒区域の設定権者及びその内容	73
(6-3)	給水拠点及び給水能力	75
(6-4)	給水車等配備状況	75

7 災害救助法関係	
(7-1) 被害状況等報告要領（茨城県）	79
(7-2) 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表	98
(7-3) 激甚災害指定基準	103
(7-4) 局地激甚災害指定基準	106
8 関係法令等	
(8-1) 茨城県災害救助法施行細則	111
(8-2) 被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書	144
(8-3) 災害対策基本法	146
(8-4) 水防法	222
9 関係指針等	
9 関係指針等一覧表	251
10 東海地震関係	
(10-1) 地震防災対策強化地域	255
(10-2) 東海地震に関する情報の発令基準	256
11 水防関係	
(11-1) 水防時の連絡系統	259
(11-2) 水防関係連絡先	260
(11-3) 各河川の量水標の位置、通報水位、警報水位、危険水位（法 12 条）	262
(11-4) 洪水予報通知系統	264
(11-5) 水防警報通知系統（法第 16 条第 2 項）	269
(11-6) 水防活動状況の確認方法フロー	272
12 その他	
(12-1) 気象庁震度階級関連解説表	275
(12-2) 気象庁 警報・注意報基準値一覧表	280
(12-3) 災害伝言ダイヤル「171（いない）」の利用方法（N T T）	281
(12-4) 東日本大震災時に町民に配布した支援制度のお知らせ	282

# 1 防災会議関係





## (1-1) 利根町防災会議条例

### 利根町防災会議条例

(昭和 37 年 11 月 1 日 条例 第 72 号 )

改正 昭和 55 年 9 月 29 日条例第 21 号

平成元年 9 月 7 日条例第 27 号

平成 10 年 6 月 11 日条例第 12 号

#### (目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、利根町防災会議(以下「防災会議」という。)の分掌事務及び組織を定めることを目的とする。

#### (分掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

#### (会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てるものとし、町長が委嘱又は任命する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 陸上自衛隊古河駐屯地の自衛官
  - (3) 茨城県の知事の部内の職員
  - (4) 茨城県警察の警察官
  - (5) 町長が指定する課長等
  - (6) 教育長
  - (7) 消防団長
  - (8) 稲敷広域消防本部消防長
  - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
  - (11) その他町長が必要と認めた者

- 6 前項に規定する委員の定数は、40人以内とする。
- 7 第5項に規定する委員のうち、その職にある者に対して委嘱又は任命された委員の任期は、その職の在任期間とし、それ以外の委員の任期は、2年とする。
- 8 前項の規定により、任期を2年と定められた委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定公共機関及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
  - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

- 第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第27号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第13号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の利根町防災会議条例第3条第6項の規定により任期を定められた委員の任期は、平成25年3月31日までとし、改正後の利根町防災会議条例第3条第6項の規定により任期を定められた委員の任期は、平成25年4月1日から定められた期間とする。

## (1-2) 利根町防災会議規程

### 利根町防災会議規程

(昭和 38 年 2 月 1 日 訓令 第 44 号)

改正 平成 7 年 10 月 1 日訓令第 7 号

平成 13 年 4 月 1 日訓令第 3 号

#### (趣旨)

第 1 条 この訓令は、利根町防災会議条例(昭和 37 年利根町条例第 72 号)第 5 条の規定に基づき、防災会議の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (会議)

第 2 条 防災会議は、会長がこれを招集し会議の議長となる。

#### (議事の決定)

第 3 条 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は議決に加わることはできない。

#### (庶務)

第 4 条 会議の庶務は、防災危機管理課が主管する。

#### (会議録)

第 5 条 議長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、議長及び議長が会議において指名した 2 人がこれに署名しなければならない。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年訓令第 7 号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成 13 年訓令第 3 号)

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年訓令第 5 号)

この訓令は、令達の日から施行する。

## 2 災害対策本部関係



## (2-1) 利根町災害対策本部条例

### 利根町災害対策本部条例

(昭和 37 年 11 月 1 日 条例 第 73 号 )  
改正 平成元年 9 月 7 日条例第 27 号  
平成 8 年 6 月 11 日条例第 9 号

#### (目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、利根町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

#### (部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策部長の指名する本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

#### (雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、昭和 37 年 11 月 1 日から施行する。

#### 附 則(平成元年条例第 27 号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成 8 年条例第 9 号)

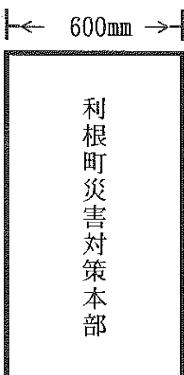
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 17 号)抄  
(施行期日)

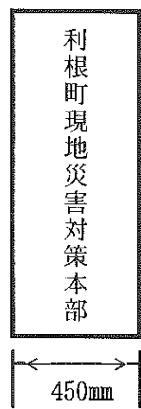
- 1 この条例は、公布の日から施行する。

## (2-2) 災害対策本部の標識等

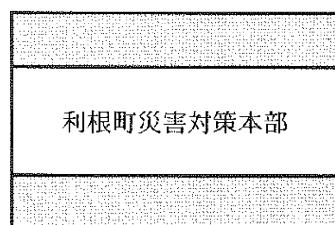
(災害対策本部)



(現地災害対策本部)



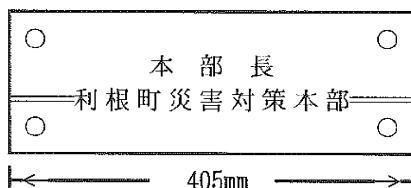
(自動車の標章)



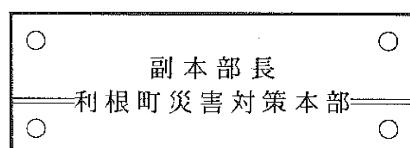
本部長およびその他の職員の腕章

※ 台地：白色 文字：黒色

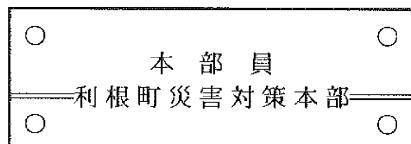
(本部長)



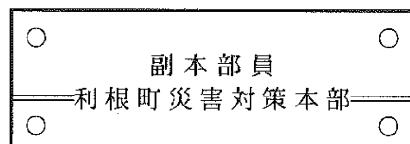
(副本部長)



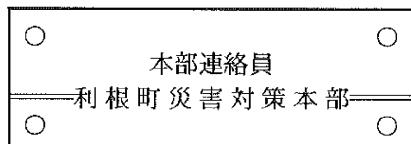
(本部員)



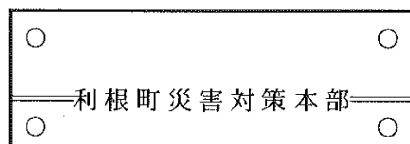
(副本部員)



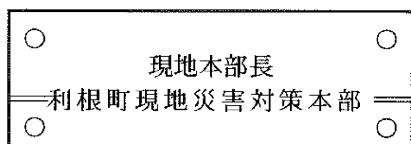
(本部連絡員)



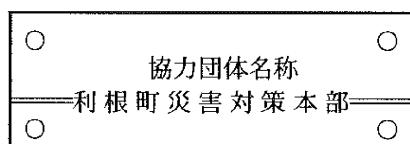
(その他職員)



(現地本部長)



(協力団体)





### 3 防災関係要綱等





## (3-1) 茨城県震災建築物応急危険度判定要綱

### 茨城県震災建築物応急危険度判定要綱

茨城県土木部都市局建築指導課

#### 第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、茨城県民の安全の確保を図るために、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

#### 第2 定義

この茨城県震災建築物応急危険度判定要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

##### (1) 震災建築物応急危険度判定

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、県民の安全の確保を図るために、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。以下、単に「判定」という。

##### (2) 応急危険度判定士

前号の判定義務に従事するものとして知事が定める者をいう。以下、単に「判定士」という。なお「判定士等」という場合は判定士と判定コーディネーターの両方を意味する。

##### (3) 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、判定実施班、判定支援班及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。以下、単に「判定コーディネーター」という。

##### (4) 判定実施班

危険度判定実施班を略して単に「判定実施班」という。判定実施班は市町村の災害対策本部の下に組織される危険度判定を実施するための部署をいう。

##### (5) 判定支援班

危険度判定支援班を略して単に「判定支援班」という。判定支援班は、茨城県災害対策本部の土木部に設置される市町村における震災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施を支援するための部署をいう。

### 第3 判定の実施

- 1 判定の実施主体となるのは原則として被災した各市町村である。つまり、大規模地震が発生した場合、被災市町村の災害対策本部長は、被害情報を基に判定を所管する部署の長の意見を聞き、必要と判断した場合に判定が実施される。
- 2 県内の各市町村においては、地域防災計画にその旨記載するとともに、震前から被害情報の収集や判定実施の判断について準備しておく。

### 第4 判定実施の決定

- 1 判定の実施を決定するのは被災市町村の災害対策本部長とする。被災市町村の災害対策本部長は、判定実施の要否を判断するため、判定を所管する部署の長に対して、被害状況の説明を求めるものとする。
- 2 被災市町村の判定を所管する部署の長は、予め定められた震度以上の地震が発生した場合、予め定められた情報源より被害情報を収集し、資料作成を行った上で、災害対策本部長に判定実施の要否を具申する。
- 3 判定実施決定の対象とする地震の震度については、各市町村の地域防災計画において定める。なお、県においては「震度5弱」を基本的な基準と考えており、これを基に市町村の実状によって設定することとする。
- 4 各市町村は、予め判定の所管部署を決定し、これを地域防災計画内に明示しておくこととする。
- 5 判定の所管部署の長が作成すべき資料とは、収集した情報の整理、及び災害情報の通報者からの聴取内容、判定指標とする建築物の損壊状況等を整理したものとする。
- 6 被災市町村の災害対策本部長は、判定の所管部署の長が作成した資料より、判定が必要と判断した場合には、直ちに判定実施を宣言する。
- 7 被災市町村の災害対策本部長は、判定の実施を宣言したのち、直ちに知事（県災害対策本部長）に対して判定の実施決定を連絡（様式第1号）する。

### 第5 判定実施班の設置

- 1 被災市町村の災害対策本部長は、判定の実施を決定したのち、速やかに災害対策本部のもとに判定実施班を設置する。

- 2 判定実施班の長は、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定拠点（以下、判定拠点という）を設置する。判定拠点の設置場所については、判定実施班の位置、被害規模、輸送路、判定資機材の調達のしやすさ、判定士の人数等に鑑みて、地域の実状に応じて決定する。
- 3 判定実施班の長は、判定の実施及びこれに関する情報を、マスコミ等の協力を得ることで、管内の被災者に対して周知する。
- 4 周知すべき情報内容としては、判定開始日時、実施予定期間、実施予定区域、問合せ窓口等とする。

#### 第6 判定実施に関わる県と市町村との連携等

- 1 被災市町村の判定実施班の長は、判定実施班及び判定拠点の設置を行った場合、速やかに県（土木部都市整備局建築指導課）に連絡（様式第2号）する。
- 2 県は、被災市町村の判定実施班、判定拠点いずれの設置場所についても情報を把握し、それぞれと直接情報交換することを可能とする。

#### 第7 判定対象区域、対象建築物等の決定基準

- 1 判定実施班は、収集した被害状況に基づいて、地震の規模及び被災範囲を推定し、判定対象とする区域を決定する。
- 2 判定実施班は、判定対象区域を決定するにあたり、すでに収集した情報では不十分と判断できる場合は、予め特定の判定士を指名しておき、これらの協力を仰ぐことで情報収集を進めるものとする。
- 3 判定対象区域の決定は、こうした被災情報に加えて、震前における地震被害想定調査、地域別建築物状況等から総合的に判断する。
- 4 判定実施班は、判定の実施にあたり、判定の対象とする建築物を決定する。
- 5 判定対象建築物の要件は、各市町村の実状に応じて、地域防災計画内において規定しておくこととする。

#### 第8 判定士・判定コーディネーター等の確保、判定の実施体制

- 1 判定実施班は、設定した判定対象区域内において、判定の対象となる建築物の棟数を推計する。

- 2 判定対象建築物棟数の推計にあたっては、震前における地震被害想定調査、地域防災計画における被害想定等を参考として、算出するものとする。
- 3 県においては、原則として地震被害想定調査において中破以上となる建築物を判定対象建築物と考えており、これらの合計をもって判定対象建築物棟数としている。これらを参考として、各市町村において判定対象建築物棟数を算出することとする。
- 4 判定実施班は、推計した判定対象建築物棟数をもって、必要となる判定士の数、及び判定コーディネーターの数を算出する。
- 5 被災市町村の災害対策本部長は、算出した必要判定士数をもって、知事（県災害対策本部長）に対して判定士の派遣要請（様式第3号）を行う。また、市町村内の判定コーディネーターでは不足すると考えられる場合には、判定コーディネーターの派遣要請（様式第3号）も合わせて行うこととする。
- 6 判定士及び判定コーディネーターの派遣要請を受けた知事は、県災害対策本部の土木部に設置された判定支援班に対し指示を出し、判定実施の支援をする。
- 7 判定実施班の長は判定支援班長に対して、必要となる判定士数、判定コーディネーター数を連絡するとともに、現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等の連絡事項を連絡（様式第4号）する。
- 8 判定支援班長は、速やかに、予め定められた連絡網を使用して県下の判定士に対して参集要請を行い、判定実施班の長から指示された現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等の連絡事項を伝える。

#### 第9 他の都道府県等に対する支援要請

- 1 被災時に判定実施班より支援要請を受けた判定支援班は、県において育成・登録した判定士のうち、参集可能な判定士の数を予測し、必要数と比較して不足すると判断した場合は、国土交通省及び10都県被災建築物応急危険度判定協議会（代表幹事県）に対して支援を要請（様式第5号）する。
- 2 支援要請については、予め定められた連絡網を使用して行う。また、判定士のほか、判定コーディネーター、判定資機材、判定実施班業務にあたる行政職員等の派遣要請等を行う場合についても、同様に行うこととする。

3 判定支援班は、他都道府県からの応援判定士、応援判定コーディネーター、行政職員等の名簿を受け取るとともに、判定資機材のリストを受け取る。

4 他の都道府県からの応援判定士・応援判定コーディネーター等の食事・宿泊場所等の確保については、判定実施班が行う。ただし、判定実施班において確保できない場合は、判定支援班に協力を要請するものとする。

#### 第 10 判定の方法

1 判定コーディネーターは、各グループのグループ長・副グループ長に対して、判定資機材を提供するとともに、被災地の状況や判定方法等についてガイダンスを行う。

2 各グループ長・副グループ長は各グループの判定士に対して判定資機材を配布するとともに、判定コーディネーターから指示された内容を伝える。

3 各判定士は判定実施班が用意した輸送手段を使用して、担当の判定地区に移動し、判定業務に従事する。

4 判定士は判定作業を行う際、必ず応急危険度判定士認定証を携帯するとともに、腕章等を身につけ、判定士として識別できるようにしておく。

5 判定は2人1組にて行う。

6 他都道府県における判定作業の場合は、他都道府県の判定実施の部署の指示に従うものとする。

7 判定作業においては、判定コーディネーターより配布された判定調査表を使用して作業を行う。

#### 第 11 判定結果の表示

1 判定士は、各建築物の判定終了後、その判定結果に基づいて当該建築物の出入口等見やすい場所に判定ステッカー（「危険」「要注意」「調査済」の3種類）を貼ることとする。

2 判定士は判定ステッカー上に・判定結果に基づく対処方法について、簡単な説明を必ず記載することとする。

3 判定士が判定ステッカーを貼る場所は、建築物所有者・利用者だけでなく、当該建築物付近を通行する歩行者にも識別可能な場所とし、必要に応じ複数箇所に貼ることとする。

第 12 判定士等の輸送、宿泊所等の手配 1 1 次参集場所から判定実施班もしくは判定拠点への判定士・判定コーディネーター等の輸送については、判定実施班が作成する判定実施計画に基づいて判定支援班が行う。

2 判定実施班もしくは判定拠点から被災地までの判定士等の輸送、及び判定士等の宿泊所、食事等の手配については、判定実施班が行う。

3 判定実施班において、宿泊所、食事等の準備が出来ないものについては、判定支援班に協力を要請するものとする。

### 第 13 判定士等の養成、登録

1 県は、次の各号のいずれかに該当する者（県内に在住又は在勤する者に限る）を対象に、応急危険度判定業務に関する講習会を開催する。

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士
- (2) 建築基準法施行規則第 6 条の 6 に規定する特定建築物調査員（同項第 3 号に掲げる者を除く）
- (3) 前各号に掲げる者のほか、茨城県知事が適当と認めた者

2 県は、前項で規定する講習会を受講した者のうち、認定を希望する者を対象に、判定士として認定を行い、茨城県震災建築物応急危険度判定士認定証を交付するとともに判定士として応急危険度判定士台帳に登録を行う。

3 県は、判定を円滑に実施するため、県及び県内市町村の行政職員等からなる判定コーディネーターを予め養成する。

4 上記各項以外の判定士の養成・登録の詳細については、茨城県震災建築物応急危険度判定士認定要綱による。

### 第 14 判定用資機材の調達、備蓄

1 判定用資機材については、被災した市町村が判定実施計画内において定めるものとし原則として判定実施班が調達を行う。

2 判定実施班は、判定用資機材の保管場所の被災、もしくは交通途絶等により使用不可能となった資機材の量等を算出し、自力にて調達可能な資機材リストを作成する。

3 判定実施班は、判定の実施のために必要な資機材が不足すると判断した場合は、不足する資機材の種類・数量等を判定支援班に対して連絡する。

4 判定実施班から判定用資機材の不足に関する連絡を受けた判定支援班は、県の備蓄リスト、及び県内各市町村の備蓄リストから不足分を調達するよう手配する。

5 判定支援班は、県内の各市町村の備蓄する判定用資機材だけでは不足する等の事情により、他都道府県から判定用資機材の調達が必要であると判断した場合は、他都道府県に對して判定用資機材の提供を依頼する。

6 県は県内の市町村と協力して、判定活動に必要となる判定用資材の備蓄を行うこととする。なお、備蓄すべき判定用資機材の詳細については、別紙「判定用資機材一覧表」にて定める。

7 県が備蓄する判定用資機材は、必要に応じて県の出先機関（建築指導課）に分散して備蓄する。

#### 第 15 他の被災都道府県に対する支援

県においては、大規模災害発生時、県自身が他都道府県に対して支援要請を行う可能性があること、また他被災都道府県から判定に関する応援要請が行われる可能性があることを想定して、相互の支援体制を確立しておく。

#### 第 16 建築関係団体等の協力

(一社)茨城県建築士会、(一社)茨城県建築士事務所協会等の建築関係団体等は、県及び市町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに判定士の確保等必要な協力を行なうものとする。

#### 第 17 判定活動における補償

県は市町村と協力して、民間の判定士が当該活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、民間の判定士を対象として、「全国被災建築物

応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度」に加入し、これを適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成 11 年 12 月 1 日より適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 6 日より適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 25 日より適用する。

## 附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 5 日より適用する

## (3-2) 茨城県被災宅地危険度判定実施要綱

### 茨城県被災宅地危険度判定実施要綱

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を防止し、又は軽減し、もって住民の安全の確保を図ることを目的とする。

##### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）宅地 宅地造成宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

（2）被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。） 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

（3）危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

##### (危険度判定の執行計画)

第3条 知事及び市町村長は、危険度判定業務を円滑に執行するための体制を整備するものとする。

2 知事は、茨城県地域防災計画地震災害対策計画編及び茨城県土木部地震等災害対策マニュアルに基づき、市町村の実施する危険度判定業務を支援すること。

3 市町村長は、大地震等が発生したときを想定し、災害対策本部における一組織として危険度判定実施本部を設けることを防災計画の中に位置付けること。

##### (危険度判定の責任体制)

第4条 この要綱による危険度判定業務は、被災した市町村長が行うものとする。

2 宅地判定士の派遣を要請した市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定業務の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。

3 宅地判定士の派遣を要請した市町村及び県は、原則として、危険度判定業務の実施に係る経費を負担するものとする。

##### (連絡支援体制等)

第5条 知事は、被災した市町村長、他の都道府県又は国土交通省から宅地判定士の派遣

について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対し速やかに協力を依頼するものとする。

2 知事は、災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたるときは、必要に応じて、他の都道府県に対して宅地判定士の派遣を要請し、又は国土交通省に対し宅地判定士の派遣等について調整を要請することができる。

(市町村への指導・助言)

第6条 知事は、市町村長が地域防災計画を踏まえ、この要綱に基づく危険度判定の実施に関しあらかじめ計画等を策定する場合に、必要な指導・助言を行うことができる。

(県、市町村等の連絡調整組織)

第7条 知事及び市町村長は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対してこの要綱に基づく危険度判定業務を円滑に行うため、県、市町村等の相互の連絡調整のための体制を整備するものとする。

2 前項の規定による連絡調整組織を茨城県宅地開発協議会に置くものとする。

## 第2章 危険度判定

(調査対象施設)

第8条 危険度判定を行う対象施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 擁壁
- (2) 宅盤、切土のり面、盛土のり面、及び自然傾斜
- (3) 排水施設
- (4) その他必要な個所

(調査対象区域及び期間)

第9条 調査対象地域は被災区域全域とし、調査は大地震等の発生後速やかに実施し、概ね2週間程度で終了させるものとする。

(調査方法)

第10条 調査方法は、目視又は簡便な計測によって行う。また、調査にあたっては、被災宅地危険度判定連絡協議会の作成した「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」によるものとする。

(判定結果の公表・措置)

第11条 市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示するとともに応急措置、避難勧告等の措置を講ずるものとする。

(調査に必要な資料・機器・用具類の備蓄)

第12条 市町村長は、調査に必要な資料、機器及び用具類を常備し、適切に保管しておくものとする。

2 知事は被災市町村を支援するため、県庁及び各県民センターに調査に必要な資料、機器及び用具類を常備し、適切に保管しておくものとする。

3 調査に必要な資料・機器・用具類は別表に記載したものとする。

### 第3章 被災宅地危険度判定士制度

#### (被災宅地危険度判定士)

第13条 知事は、大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、当該宅地を調査し、その危険度を判定するため、あらかじめ宅地判定士を登録するものとする。

2 登録の実施に関する事項は、知事が別に定める。

#### (宅地判定士名簿)

第14条 知事は、前条により宅地判定士の登録を行った場合には、速やかに別に定める事項を被災宅地危険度判定士名簿（以下「名簿」という。）に記載しなければならない。

#### (講習会の開催)

第15条 知事等は、この要綱に基づき運用される制度に協力しようとする者に対して、危険度判定の実施に必要な知識を修得させるため、講習会を開催することができる。

#### (判定調整員)

第16条 被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）は、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指揮監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う。

2 知事は、危険度判定の実施にあたり、宅地判定士である者で前項の業務を適正に執行できると認めた者を判定調整員として指定するものとする。

3 知事は、判定調整員を認定したときは、指定年月日を、名簿に記載しなければならない。

#### 付 則

1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に協議会の行った登録等に関する業務については、この要綱により処理されたものとみなす。

#### 付 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、令和5年8月28日から施行する。

### (3-3) 茨城県防災ヘリコプター応援要綱

## 茨城県防災ヘリコプター応援要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県が設置する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）による県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）に対する災害による被害拡大防止のための応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (応援の要請)

第2条 災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長又は消防長（以下「発災市町村等の長」という。）は、当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

- (1) 災害が複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の救急搬送その他、防災ヘリの応援が必要と認められる場合

### (応援要請の方法)

第3条 応援の要請は、県防災・危機管理部消防安全課防災航空室あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 灾害発生現場の気象状況
- (4) 灾害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

### (防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前2条の規定により防災ヘリの応援の要請を受けた場合は、災害発生現場の気象状況等を確認し、応援が必要と認めたときは、消防安全課防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、防災ヘリの応援の要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

### (防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 災害現場における防災航空隊の指揮は、派遣を受けた発災市町村等の長が行うものとする。ただし、緊急の場合の防災航空隊の指揮は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

### (経費負担)

第6条 防災ヘリの応援に要する費用は、県が負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防災ヘリの応援に関し必要な事項は、県が市町村等と協議して定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条第2項）

防災ヘリコプター緊急運航要請書

消防覚知	年　月　日（　）　時　分					
要請機関名	TEL			発信者		
災害内容	(1) 救急 (2) 救助 (3) 火災防御 (4) 災害応急(調査・広報) (5) その他					
通報内容	※小型無人機等(ドローン)飛行予定 有・無					
航空隊に要請する活動内容						
発生時間	年　月　日（　）　時　分					
発生場所	市町村 (目標) (座標)※世界測地系 北緯 度 分 秒 東経 度 分 秒			地内		
緊急離着陸場						
現場との連絡手段	消防無線(主運用波5、統制波1、統制波2、統制波3) 現場指揮呼出( ) 緊急離着陸場呼出( ) 携帯電話					
現場指揮者	所属・職氏名					
現地の気象状況	・天候 ・視程 km	・風向 km	・風速 m/s	・気温 ℃		
その他必要事項	※災害概要、活動状況、活動方針、水利、受入態勢、要救助者人数、状況等を記載 ※現場詳細図等、必要に応じ図面を添付すること。					
茨城県防災航空隊 緊急要請専用 029-863-0117 F A X 029-857-8501 防災 FAX 8-120-8450				受信者		

(午後5時15分～翌朝8時30分迄の要請)

防災・危機管理部 防災・危機管理課 029-301-2879

F A X 029-301-2898

防災FAX 8-100-2898

傷病者搬送	傷病者	氏名		年齢	歳	性別		体重	
		氏名		年齢	歳	性別		体重	
	症 状 状 態								
	離着陸場	搬送元				搬送先			
	同乗者	医 師	氏名			体 重			
			氏名			体 重			
			氏名			体 重			
	搬送先医療機関 管轄消防本部		所 在 地 名 称 連絡先	TEL	担当者				
	搬送先緊急離着陸場					無線呼出			
	搬送先医療機関 管轄消防本部 連絡先		TEL			担当者			

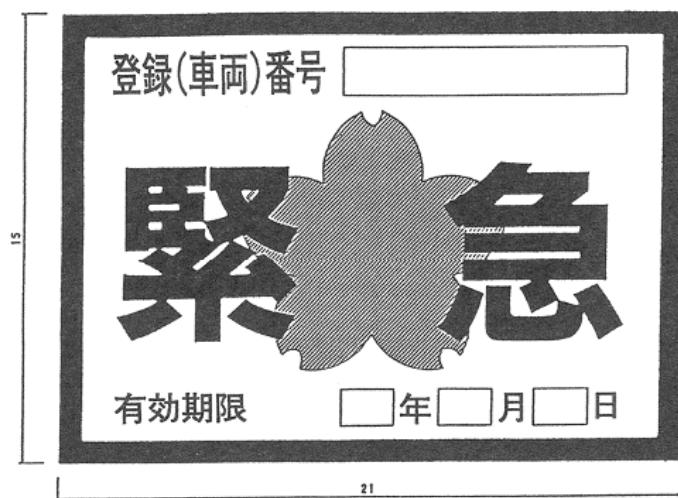
必要資器材	※積載する器材の数量・大きさ・重量・電源（口数・消費電力・バッテリー駆動の有無）等を記載。仕様が分かる図面があれば添付
その他必要事項	

### (3-4) 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行車両としての申出に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の手続により適正に交付する。

- 1) 緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申出書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。
- 2) 前記により確認したときは、知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災対法施行規則第6条の2に規定する標章及び証明書を交付する。
- 3) 交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示するものとする。なお、緊急通行車両の標章及び証明書の様式は次のとおりである。
- 4) 県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として申出があった場合、事前に確認し、災害時に速やかに標章等の交付を図るものとする。また、この事前確認の取扱について、災害応急対策に携わる見込みのある者に対し、平時から周知に努める。

別記様式第4（第6条の2関係）



- 備考1 色彩は記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第5（第6条の2関係）

第 号		年 月
日		
緊急通行車両確認証明書		
茨城県知事 印		
茨城県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住 所	( ) 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

#### 4 緊急輸送状況の把握

【県（防災・危機管理部、警察本部）】

県は、効率的な緊急輸送を行うために、緊急交通路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集するとともに、緊急交通路に関する情報伝達窓口を設置し、非常無線通信等による緊急輸送主体からの問い合わせに対して的確な情報伝達を行う。

#### 5 交通規制

##### (1) 災害応急対策期

【県（警察本部）、自衛官、消防吏員】

###### 1) 被災地への流入車両の制限

災害発生直後において、速やかに被災地を中心としたおおむね 30 km の地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

###### 2) 高速道路対策

常磐自動車道においては、水戸 IC 以南が計測震度 5.0 以上、水戸 IC 以北が計測震度 4.5 以上、北関東自動車道（東水戸道路、常陸那珂道路を含む。）及び東関東自動車道水戸線、首都圏中央連絡自動車道においては計測震度 5.0 以上の地震が発生した場合は、即時通行止めを実施するとともに通行車両の緊急停止措置を実施する。

###### 3) 緊急交通路の交通規制

災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。同法の規定に基づく標識の様式は、次のとおりである

別記様式第2（第5条関係）



- 備考 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の2倍まで拡大し、又は図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。
- なお、被災想定地区ごとの緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。

## (3-5) 大規模災害発生時の緊急給油の考え方（概要）

### 1 目的

東日本大震災発生時における燃料供給の混乱を踏まえ、県民の生命の維持、ライフラインの迅速な復旧等を図るために必要な施設及び車両に燃料が供給できるよう、燃料供給の考え方について定める。

### 2 東日本大震災時の主な課題

- (1) 県、市町村等との連絡体制の不備による、情報不足。
- (2) 一般県民が給油のために給油所周辺道路上に車列をなし、混乱も発生。
- (3) 専用・優先給油所が指定されていなかったこと及び給油可能な施設、車両が明確化されていなかったことによる混乱の発生。

### 3 本県の燃料対策方針

- (1) 国に対し、最長1週間で燃料供給の正常化を図るよう要請。
- (2) 市町村、県石油業協同組合等との連携体制の確立。
- (3) 優先的に燃料を供給する施設や車両等を明確化。
- (4) 平時からの優先供給に関する啓発の実施。

### 4 平常時における対策

- (1) 連絡体制の確保
  - ・ 関係機関との連絡方法及び連絡先を確認するなど、休日、夜間を含め、緊急に対応できる体制を構築する。【県・市町村・県石油業協同組合】
- (2) 災害応急対策車両への燃料供給体制の整備
  - ・ 県民の生命の維持、ライフラインの迅速な復旧を図るために必要な車両を「災害応急対策車両」として指定し、指定した車両に災害応急対策車両と明示した専用ステッカーを備えつける。【県・市町村・指定（地方）公共機関・医療機関】
  - ・ 災害応急対策車両に対し優先的に燃料を供給する給油所を「災害応急対策車両専用・優先給油所（以下「優先給油所」という）」として指定する。【県】
  - ・ 災害応急対策車両の指定リストを取りまとめ、県石油業協同組合を通じ、優先給油所へ情報を提供する。【県】
  - ・ 災害応急対策車両の燃料を満量近く給油しておく。【災害応急対策車両の指定者等】

#### 災害応急対策車両として指定する車両の定義

##### 【第1順位】（発災直後から優先供給対象）

- ① 道路、河川、港湾等の応急復旧を行うため必要な車両

- ② パトカー、救急車両等赤色灯付の車両（ステッカーの貼り付け不要）
- ③ 電気、ガス、通信、上下水道等のライフラインの応急復旧を行うため必要な車両
- ④ 医療機関の車両（車両に当該医療機関名の表示があるものに限る）
- ⑤ 県及び市町村（又は一部事務組合）が災害応急対策を行うため必要な公用車（給水車、ごみ収集車等を含む）
- ⑥ その他、支援物資等の運搬等災害応急対策を行う車両（行政機関の依頼に基づくものに限る。）

**【第2順位】（概ね4日目以降から優先給油を実施）**

- ① 訪問看護、訪問介護、訪問薬剤指導を実施するための車両
- ② 薬剤を医療機関へ運搬するための車両

**(3) 重要施設への燃料供給体制の整備**

- ・ 県民の生命の維持、ライフラインの迅速な復旧を図るため、業務を継続することが必要な施設を「重要施設」として指定する。【県】
- ・ 重要施設へ燃料を配送供給する拠点を「小口燃料配送拠点」として指定する。

**【県】**

- ・ 重要施設の情報を取りまとめ、県石油業協同組合を通じ、小口燃料配送拠点へ情報提供する。【県】
- ・ 石油元売各社からの燃料供給が円滑に行われるよう、石油連盟に重要施設の情報を提供する。【県】
- ・ 自家発電装置の設置及び燃料備蓄により、3日以上の電力が確保できる体制を整備する。【重要施設の管理者】

**重要施設として指定する施設の定義**

- ① 災害拠点病院及び人工呼吸器等生命維持装置や人工透析装置を継続して稼働させる医療機関並びに茨城県赤十字血液センターの施設
- ② 電気、ガス、通信、上下水道等継続して通電する必要があるライフライン施設
- ③ 災害応急対策を行うために必要な県、市町村（又は一部事務組合）及び指定（地方）公共機関の庁舎等（警察、消防機関の庁舎を含む）
- ④ その他、県が、石油業協同組合と協議の上、災害応急対策上必要と認める施設

**(4) 県民への啓発**

- ・ 災害応急対策車両等への優先給油に関する啓発及び緊急時に備え、日常的に使用する車両の燃料を半分以上で管理するよう呼びかけを実施する。【県・市町村・県石油業協同組合】

## 5 災害時における対策

### (1) 連絡体制の確保

- ・速やかに連絡手段が使用可能な状態であるか確認し、使用不能な場合は代替措置を講じ、連絡体制を確保する。【県・市町村・県石油業協同組合】
- ・各給油所の被災状況及び燃料の供給状況等について調査を行う。【県石油業協同組合】
- ・組合を通じ、各給油所の被災状況、燃料供給状況及び復旧見込状況等の情報を収集する。【県・市町村】

### (2) 災害応急対策車両への優先給油

- ・組合へ優先給油所の開設を依頼する。【県・市町村】
- ・県等の依頼を踏まえ、優先給油所を開設し災害応急対策車両への優先供給を依頼する。【県石油業協同組合】
- ・事前に車両の指定ができない県外からの応援車両等に対し、「災害時緊急給油票」を発行する。【県・市町村】
- ・①専用ステッカーを貼り付けた車両、②赤色灯付の車両、③「災害時緊急給油票」を持参した車両へ優先給油を実施する。【優先給油所】

### (3) 重要施設への燃料供給

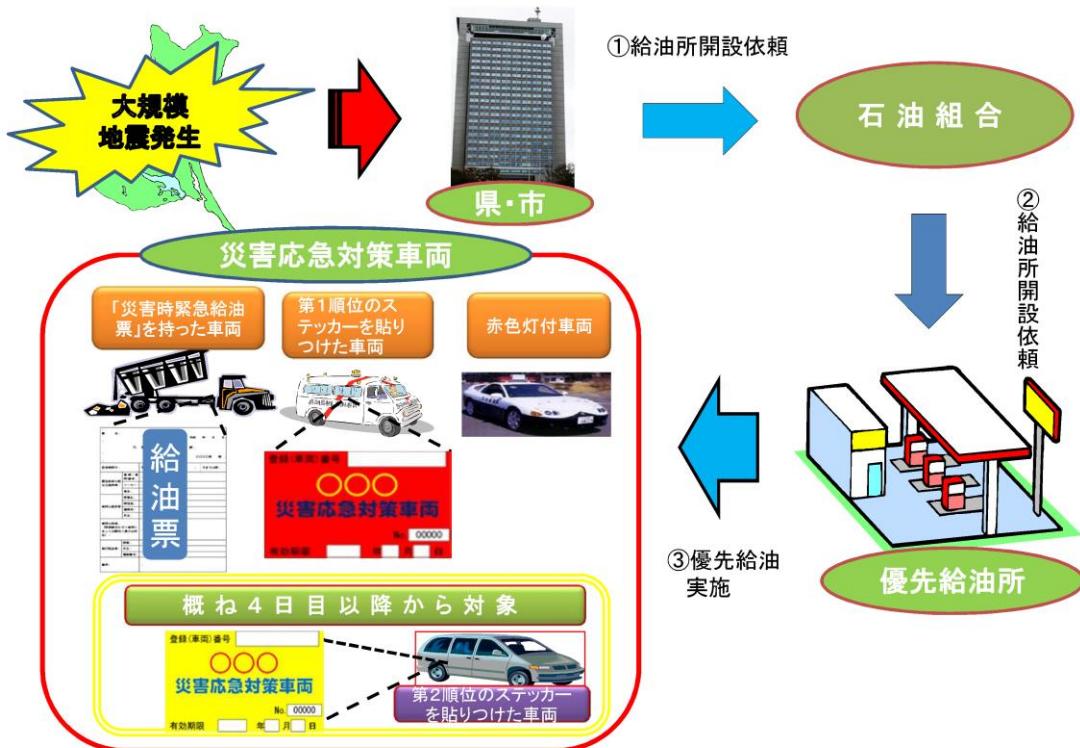
- ・燃料を供給すべき重要施設及び供給量等を取りまとめ、組合に依頼する。【県】
- ・小口燃料配送拠点を通じ、重要施設へ燃料供給を実施する【県石油業協同組合】
- ・燃料供給が逼迫した場合など、緊急を要する時は政府を通じ石油連盟に燃料供給を依頼する。【県】
- ・石油連盟は石油元売各社を通じ、重要施設へ燃料供給を実施する。【石油連盟】

### (4) 県民への広報

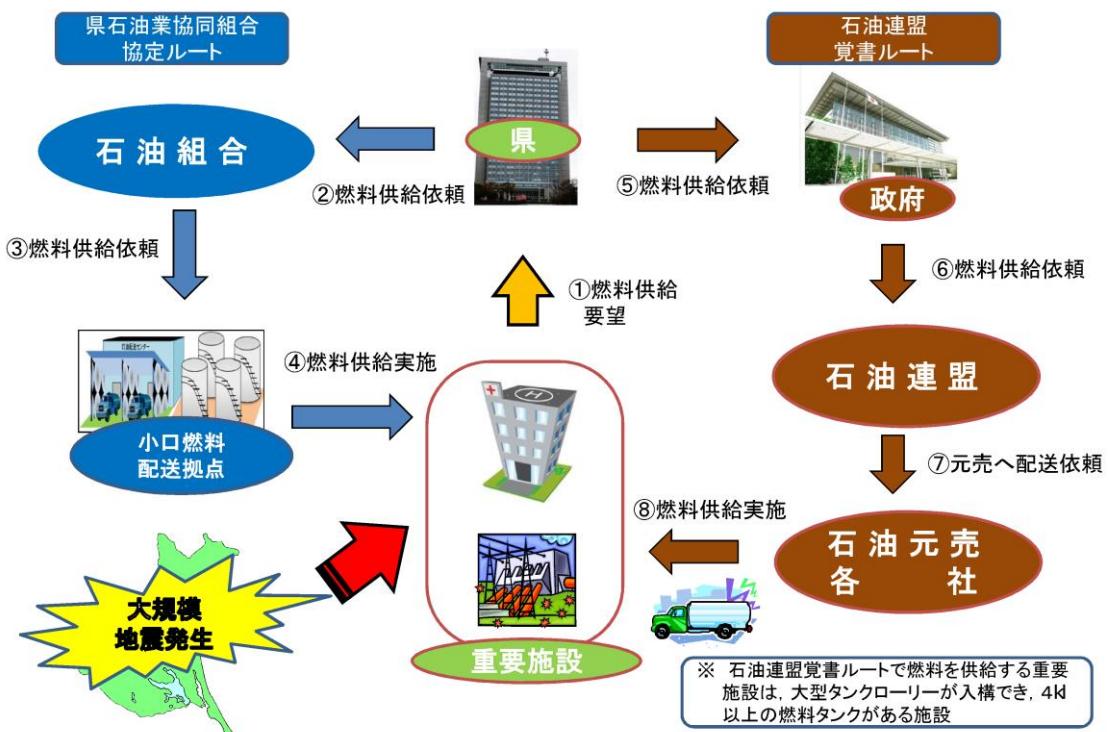
- ・燃料供給正常化の見込、自家用車の使用自粛、災害応急対策車両へ優先的に給油している状況等についての広報を行う。【県・市町村・県石油業協同組合】

(出典) 「大規模災害発生時における緊急給油の考え方 H26年1月 茨城県 茨城県石油協同組合」

### 災害応急対策車両への燃料給油の流れ



### 重要施設への燃料給油の流れ



### (3-6) 災害応急対策車両指定報告書記入要領

#### 1 報告機関代表者職氏名

当該報告書の報告者は、以下のとおりとする。

- ① 県の各部局庁の長
- ② 市町村長（又は一部事務組合の長）
- ③ 指定（地方）公共機関の長（又は茨城県を管轄する支部長等）
- ④ 医療機関の長
- ⑤ 「大規模災害発生時における緊急給油の考え方」で定める第2順位の災害応急対策車両を所有する法人の代表者等

※ 車両に貼り付けるステッカーの証明者名は、上記の単位で行うものとする。

#### 2 通番

1からの通し番号を付すこと。

なお、通番は車両に貼り付けるステッカーに記載する通番と同様の番号とする。

#### 3 種別

以下のいずれかを選択すること。

新規：1つの通番に新たに車両を登録する場合

変更：1つの通番の内容を一部変更する場合

更新：有効期限の延長のみの場合

解除：1つの通番の内容を全て削除する場合

#### 4 定義

該当する災害応急対策車両の定義を選択すること。

1-①：道路、河川、港湾等の応急復旧を行うため必要な車両

1-②：パトカー、救急車等赤色灯付の車両

（道路交通法第39条及び同施行令第13条に定める緊急車両に限る。）

1-③：電気、ガス、通信、上下水道等ライフラインの応急復旧を行うため必要な車両

1-④：医療機関の車両（当該医療機関名の表示があるものに限る。）

1-⑤：県及び市町村（又は一部事務組合）が災害応急対策を行うため必要な公用車

（給水車、ごみ収集車等を含む。）

1-⑥：その他、行政機関の依頼に基づき、支援物資等の運搬など災害応急対策を行うため必要な車両

2-①：訪問看護・訪問介護・訪問薬剤指導を実施するため必要な車両

2-②：薬剤等を医療機関に運搬するため必要な車両

#### 5 指定車両情報、管理者名、管理する担当者窓口、車両の保管場所

以下のとおり記入すること。

(1) 登録(車両)番号：車両のナンバーを記入

(2) メーカー名・車名：車両を製造したメーカーと車名を記入

(3) 油種：車両の油種（レギュラー・軽油・ハイオク）を記入

- (4) タンク容量：車両のタンクの容量を記入
- (5) 管理者名：車両の使用者、持ち主等を記入
- (6) 管理する担当窓口：担当窓口（課名等）、担当窓口の連絡先（電話及びFAX）を記入
- (7) 車両の保管場所：車両を保管している市町村名を記入

## 6 有効期限

有効期限は、2年を限度とする。

契約に基づく車両を指定するときは、契約期間を越えないよう有効期限の設定について留意すること。

## 7 備考

新規の場合は、大規模災害時に当該車両を使用する用途を記入すること。

変更・更新・解除の場合は、その理由を記入すること。

（出典）「大規模災害発生時における緊急給油の考え方 H26年1月 茨城県 茨城県石油協同組合」

茨城県知事 殿  
(〇〇部〇〇課扱い)

(樣式1)

日 月 年

(報告機關代表者職氏名)

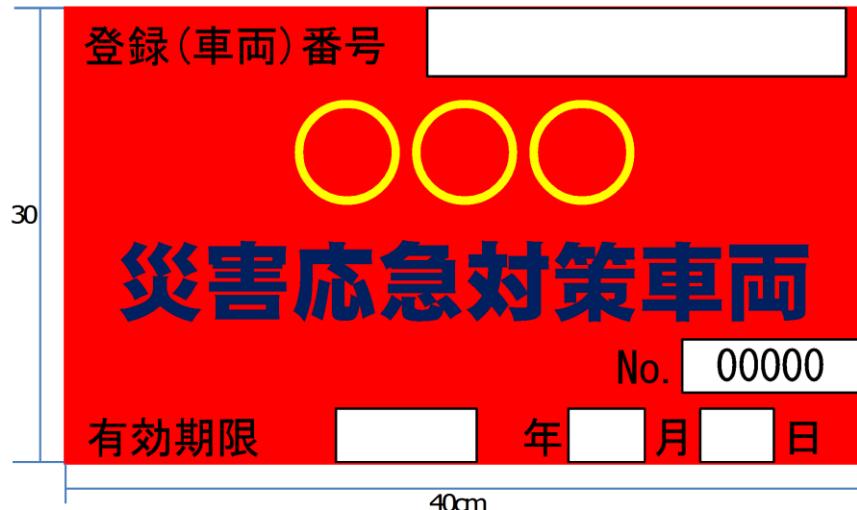
【報告機関の担当者】	
所属	
職氏名	
TEL	
FAX	
Eメール	

災害応急対策車両指定の報告について

災害応急対策車両を下記により指定したので、報告いたします。

八

様式2



- 備考1 色彩は「〇〇〇」の文字を黄色、「災害応急対策車両」の文字を青色、「登録(車両)番号」、「管理者」、「No.」、「有効期限 平成 年 月 日」の文字を黒色、登録(車両)番号、通し番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を赤色とする。
- 2 「〇〇〇」としている部分は発行者名(県各部局庁、市町村、指定(地方)公共機関 等)に置き換えて作成する。
- 3 裏面を磁石等により車両に貼り付けが可能な形態とする。

様式3



- 備考1 色彩は「〇〇〇」の文字を赤色、「災害応急対策車両」の文字を青色、「登録(車両)番号」、「管理者」、「No.」、「有効期限 平成 年 月 日」の文字を黒色、登録(車両)番号、通し番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を黄色とする。
- 2 「〇〇〇」としている部分は発行者名(県各部局庁、市町村、指定(地方)公共機関 等)に置き換えて作成する。
- 3 裏面を磁石等により車両に貼り付けが可能な形態とする。

【施設情報調査票】

(様式4)

※登録状況		※調査日	
-------	--	------	--

※組織名称	茨城県	※施設No.	008-00000	※施設属性	
-------	-----	--------	-----------	-------	--

※施設名		※ふりがな	
※所在地			
※設置主体		※担当部署	
※主担当者		※ふりがな	
副担当者		ふりがな	副担当電話番号
平時供給者		系列元売	電話番号

ローリーサイズ上限 (kl積)	白油	黒油	ジェット	保有ホース 本数	白油用	黒油用	ジェット用
				総延長(m)			

タンク情報	1	2	3	4	5	6	7	8
油種								
タンク番号								
容量(kl)								
地下/地上								
給油口配置								
ネジ名称								
ネジ形式								
口径(インチ)								
平時給油情報	通常ローリーサイズ(kl)							
	使用ホース長(m)							
	上記ホースの保有箇所							
在庫メーター								
照明設備								

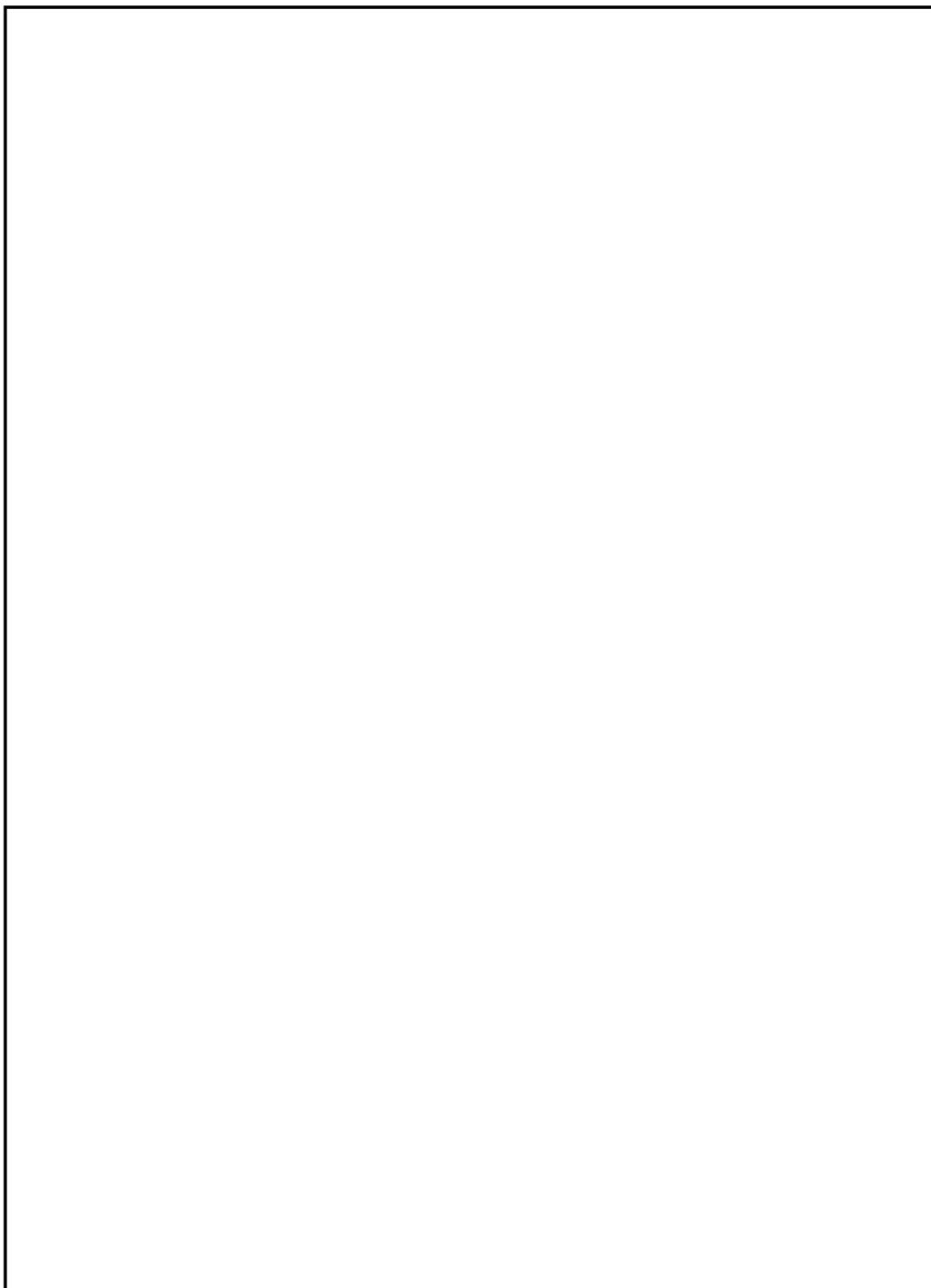
備考	
----	--

**【施設情報調査票】**

(様式4)

タンク配置図(構内図)

※寸法についても実測の上、ご記入をお願いします



※写真、地図も添付

様式5

第 号		平成 年 月 日
災 害 時 繁 急 給 油 票		
○○○○長 印		
給油期限※		平成 年 月 日までの間
優先給油を認める車両等	登録(車両)番号	
	メーカー	
	車名	
車両の使用者	所属名	
	所在地	
	連絡先	
	氏名	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名)		
発行担当者	所属	
	氏名	
	電話番号	
備考		

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

※ 有効期限は、3日を限度とする。

### (3-7) 災害時緊急給油票発行要領

#### 1 目的

大規模災害発生時において、県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両など、あらかじめ指定することができない災害応急対策車両に対して燃料供給を行うために発行する「災害時緊急給油票」について、必要な事項を定める。

#### 2 災害時緊急給油票を発行できる車両

災害時緊急給油票を発行できる車両は、災害応急対策車両（第1順位）の車両のもの、かつ、当該車両に使用機関の名称や災害応急対策を実施する旨の表示がされており、災害応急対策車両であることが明らかなものに限る。

##### 【災害応急対策車両（第1順位）の定義】

- ① 道路、河川、港湾等の応急復旧を行うため必要な車両
- ② パトカー、救急車など赤色灯付の車両（道路交通法第39条及び同施行令第13条に定める緊急車両に限る。）
- ③ 電気、ガス、通信、上下水道等ライフラインの応急復旧を行うため必要な車両
- ④ 医療機関の車両（当該医療機関の表示があるものに限る。）
- ⑤ 県及び市町村（又は一部事務組合）が災害応急対策等を行うため必要な公用車（給水車、ごみ収集車等を含む）
- ⑥ その他、行政機関の依頼に基づき、支援物資等の運搬など災害応急対策を行うため必要な行う車両

#### 3 災害時緊急給油票の発行

##### ① 発行者

- ・ 県の各部局庁の長（又は各出先機関の長）
- ・ 市町村長（又は各出先機関の長、一部事務組合の長）

##### ② 発行方法等

- ・ 応援要請等を行った上記②に該当する車両に対し、災害時緊急給油票（様式5）を発行する。
- ・ 災害時緊急給油票を発行した場合は、発行の都度、災害時緊急給油票発行記録簿（様式6）に記録し、適切に管理する。
- ・ 停電等により災害時緊急給油票が印刷できない事態を想定し、各機関においてあらかじめ準備しておく。

#### 4 災害時緊急給油票の使用及び保管

- ・ 災害時緊急給油票の有効期限は、発行日から3日間とし、有効回数は、1回限りと

する。

- ・ 災害時緊急給油票の発行を受けた者は、当該給油票と引換えに優先給油を受けることとし、優先給油所は、災害時緊急給油票と引換えに給油したときは、当該給油票を5年間保管しておく。

## 5 留意事項

災害応急対策車両の使用者等は、優先供給は石油業協同組合の協力に基づき行われており、当然の権利ではないことを認識した上で燃料供給を受けるものとする。また、優先供給を受けるに当たっては、県民等から誤解を受けることのないよう、「大規模災害時における緊急給油の考え方」に定める事項について遵守するものとする。

(出典) 「大規模災害発生時における緊急給油の考え方 H26年1月 茨城県 茨城県石油協同組合」

(様式6)

災害時緊急給油票発行記録簿



## 4 広報・通信関係



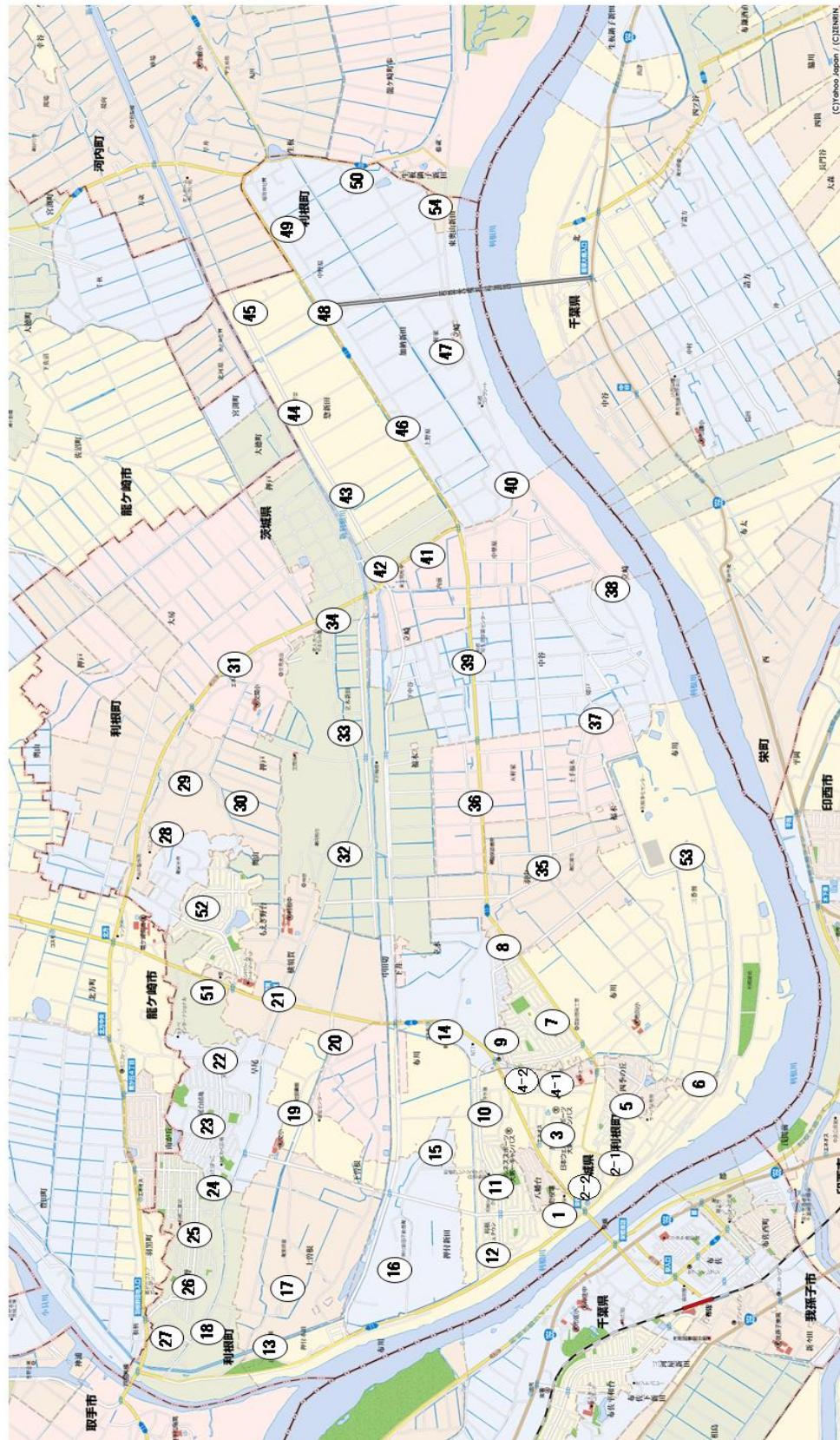


## (4-1) 防災行政無線（固定系）子局一覧

番号	呼出名称	所在地	備考
1	役場	布川字城山 841-1	親局
2-1	中宿集会所	布川字横町 3318	
2-2	内宿	布川字中 3048-1	2-1 から有線
3	布川台集会所	布川字台 1641-1	
4-1	柳田國男記念公苑	布川字東 1787-1	
4-2	馬場区防災倉庫	布川東前 1810-4	4-1 から有線
5	白鷺第2公園	布川字下屋敷 2577-4	
6	下柳宿集会所	布川字下柳宿 3530-1	
7	藤の公園	布川字油内 2199-30	
8	運動の公園	中田切字堤向 453-3	
9	ニュータウン水路北	布川字野岸 2146-22	
10	旧利根中第2グラウンド	布川字栄 618-245	
11	利根っ子公園	布川字栄 618-1	
12	フレッシュ第1公園	布川字栄 253-494	
13	押付本田集会所前	布川字押付 45-13	
14	利根消防署	布川字下井鎗 2073	
15	押付新田1	押付新田字四の耕地 792	
16	押付新田2	押付新田字一の耕地 121	
17	上曾根	上曾根字一の耕地 95	
18	7分団機庫横	羽根野字二の耕地 404	
19	文小学校	下曾根字二の耕地 254	
20	8分団機庫横	下井字二の耕地 223-3	
21	6分団機庫横	横須賀字三の耕地 674-1	
22	天満宮西側公園	早尾字早尾台 300-322	
23	早尾中央公園	早尾字早尾台 500-235	
24	羽根野台中央公園	羽根野字羽根野台 850-150	
25	区民センター	羽根野字羽根野台 800-148	
26	諏訪神社	羽根野字居山 703	
27	戸田井橋下	羽根野字琴平台 597-6	
28	奥山集会所	押戸字後庵 1532-1	
29	押戸集会所	押戸字根本前 1312	
30	押戸南	押戸字南 1195	
31	大房集会所前	大房字須賀 139-1	

番号	呼出名称	所在地	備考
32	立木 1	立木字新地 1965-1	
33	立木 2	立木字宮前 2184	
34	立木 3	立木字前 2131-1	
35	羽中集会所	羽中字宮前 1420	
36	福木 1	福木字北裏 342-1	
37	福木 2	福木字新山裏道 727-1	
38	南野原集会所	中谷字沖 1360	
39	生涯学習センター	中谷字平中 964	
40	立崎堤防下	立崎字下坪 1000-1	
41	立崎集会所	立崎字中坪 222	
42	坂田商店北側	立木字〆切下 3366-5	
43	惣新田東	惣新田字上 1833	
44	惣新田集会所	惣新田字中坪 1711	
45	惣新田西	惣新田字下坪 1638-1	
46	加納新田 1	加納新田字上野原 2685-1	
47	加納新田 2	加納新田字反高場 2555-12	
48	加納新田 3	加納新田字中野原 1195	
49	加納新田 4	加納新田字下野原 3081	
50	加納新田 5	加納新田字下野原 3095	
51	大平	大平字戸崎 356	
52	もえぎ野台中央公園	もえぎ野台 3-16-4	
53	三番割	布川字馬観音 5127-1	
54	東奥山新田	加納新田字下野原 2965	

位置図



## (4-2) 非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関

(茨城県地域防災計画 資料編 令和6年3月 / 6-3 非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関 248頁)

機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号
東日本電信電話株式会社 茨 城 支 店	茨城災害対策室	水戸市北見町8-8 029(232)4825	310-0061
関 東 管 区 警 察 局 茨 城 県 情 報 通 信 部	機動通信課	水戸市笠原町978-6 029(301)0110(内)6072	310-8550
茨 城 県 警 察 本 部	通信指令課	" "(内)3641	310-8550
国 土 交 通 省 常 陸 河 川 国 道 事 務 所	管 理 課	筑西市二木成1753 0296(25)2169	308-0841
東日本旅客鉄道株式会社 水 戸 支 社	防 灾 課	水戸市千波町1962-2 029(240)4074	310-0851
茨城県無線漁業協同組合	水戸信号通信設備 技術センター 鉄道事業部安全企 画ユニット	水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762 029(221)5492	310-0011
茨 城 県	専 务	水戸市三の丸1-1-33 029(231)6592	310-0011
	防 灾 ・ 危 機 管 理 課	水戸市笠原町978-6 029(301)1111(内)2884	310-8555
	河 川 課	" "(内)4490	310-8555
	水 産 試 験 場 漁 業 無 線 局	ひたちなか市新光町51 029(273)7911	312-0005
東京電力パワーグリッド(株) 茨 城 総 支 社	茨城通信ネットワー クセンター運用総括 グ ル 一 プ	水戸市南町2-6-2 029-387-3120	310-0021
日本アマチュア無線 連盟茨城県支部	支 部 長	土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451	300-0833
日 立 市 役 所	防 灾 対 策 課	日立市助川町1-1-1 0294(22)3111	317-8601
株 式 会 社 茨 城 放 送	編 成 局 報 道 防 灾 センタ	水戸市千波町2084-2 029(244)3991	310-8505
日本赤十字社茨城県支部	事 業 推 進 課	水戸市小吹町2551 029(241)4516	310-0914
茨 城 海 上 保 安 部	警 備 救 難 課	ひたちなか市和田町3-4-16 029(262)4304	311-1214
日本原子力研究開発機構 原 子 力 科 学 研 究 所	危 機 管 理 課	那珂郡東海村大字白方2番地4 029(282)5000	319-1195
日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	危 機 管 理 課	那珂郡東海村大字村松4番地33 029(282)9255	319-1194
日本原子力発電株式会社 東 海 発 電 所	安 全 ・ 防 灾 室 安 全 ・ 防 灾 ク ル ー フ	那珂郡東海村大字白方1-1 029(282)1211	319-1198
日本原子力研究開発機構 大 洗 研 究 所	危 機 管 理 課	東茨城郡大洗町成田町4002番地 029(267)4141	311-1393
国土交通省霞ヶ浦河川事務所	調 査 課	潮来市潮来3510 0299(63)2415(内)356	311-2424
国 土 交 通 省 霞ヶ浦導水工事事務所	工 务 課	土浦市下高津2-1-3 029(822)3007(内)324	300-0812

利根町において、情報の発信や受信が出来ないような事態が発生した場合、非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関としては、上記に記載する機関があるものの、利根町からは遠い。利根町に近い機関としては、下記に示す機関がある。

機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号
茨城県流域下水道事務所 利根浄化センター		利根町布川三番割 0297-68-3301	300-1622
国土交通省 利根川下流河川事務所 竜ヶ崎出張所		龍ヶ崎市8342 0297-62-0228	301-0013
国土交通省 利根川下流河川事務所 北千葉導水路管理支所		千葉県印西市大字発作川棚1207 04-7189-3211	270-1361
取手市役所		取手市寺田5139 0297-74-2141	302-8585

### (4-3) 警察通信設備の使用手続き

(茨城県地域防災計画 資料編 令和6年3月 / 6-76 警察通信設備の使用手続き 253頁)

1 県の機関が警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合は、警察本部との協定に基づき、次の手続によって行う。

(1) 警察電話使用要請は、原則として次の申込書によるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話（平日 3641、休日夜間 3636）又は口頭により行うものとする。

警察電話使用申込書	
使用の理由	
通信事項	
発信者名 〔住所及び 電話番号〕	
着信者名 〔住所及び 電話番号〕	
処置	利用又は使用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用的別、送信者名、相手方の受信者名並びに連絡済みの時間を記入
年　月　日 茨城県警察本部長 殿 (○○警察署長) 茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課長 氏名 印 (出先機関の長)	
(注) 本申込書は正、副の複写とし、防災・危機管理課長氏名印は正のみとする。	

(2) 使用に関する事務は、それぞれ次の連絡責任者が担当する。

区分	警察	県
本庁の場合	地域部通信指令課長	防災・危機管理課長
出先機関の場合	所轄警察署長	出先機関の長

2 市町村長の警察電話使用要請は、前記県の例に準じて行うものとする。

## (4-4) 全国瞬時警報システム（Jアラート）

受信情報別運用情報設定確認シート(通常電文)

J-ALERT受信情報内容 通常情報			J-ALERT専用小型受信機の設定内容						高機能型自動起動装置の設定内容	
大分類	中分類	小分類	動作ルール名	有効／無効	回転灯(ランプ)			放送条件 有効／無効	同報無線 起動モード	
					点灯色	点灯モード	ブザーモード			
システム予約 使用不可				—				—	—	
国民保護関係情報		武力攻撃事態における警報 (ゲリラ等による攻撃)攻撃対象地域	国民保護情報_ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	有効	赤	点滅	ビビビ	有効	自動	
		武力攻撃事態における警報 (ゲリラ等による攻撃)通知伝達地域		—				—	—	
		武力攻撃事態における警報 (ゲリラ等による攻撃)参考地域		—				—	—	
		武力攻撃予測事態における警報 (航空攻撃)攻撃対象地域	国民保護情報_航空攻撃情報	有効	赤	点滅	ビビビ	有効	自動	
		武力攻撃予測事態における警報 (航空攻撃)通知伝達地域		—				—	—	
		武力攻撃予測事態における警報 (航空攻撃)参考地域		—				—	—	
		弾道ミサイル攻撃に係る警報 攻撃地域	国民保護情報_弾道ミサイルに関する情報	有効	赤	点滅	ビビビ	有効	自動	
		弾道ミサイル攻撃に係る警報 通知伝達地域		—				—	—	
		弾道ミサイル攻撃に係る警報 参考地域		—				—	—	
		緊急対処事態における警報 (大規模テロ)攻撃対象地域	国民保護情報_大規模テロ情報	有効	赤	点滅	ビビビ	有効	自動	
		緊急対処事態における警報 (大規模テロ)通知伝達地域		—				—	—	
		緊急対処事態における警報 (大規模テロ)参考地域		—				—	—	
		キャンセル報 攻撃対象地域	国民保護情報_キャンセル報	有効	緑	点滅	ビーピー	—	—	
		キャンセル報 通知伝達地域		—				—	—	
		キャンセル報 参考地域		—				—	—	
		試験放送	国民保護情報_試験放送	有効	緑	点滅	ビーピー	有効	自動	
緊急地震速報		推定震度3以下		—				—	—	
		推定震度4	緊急地震速報_震度4	有効	赤	点灯	ビビビ	有効	手動	
		推定震度5弱	緊急地震速報_震度5弱	有効	赤	点灯	ビビビ	有効	自動	
		推定震度5強	緊急地震速報_震度5強	有効	赤	点灯	ビビビ	有効	自動	
		推定震度6弱	緊急地震速報_震度6弱	有効	赤	点灯	ビビビ	有効	自動	
		推定震度6強	緊急地震速報_震度6強	有効	赤	点灯	ビビビ	有効	自動	
		推定震度7	緊急地震速報_震度7	有効	赤	点灯	ビビビ	有効	自動	
将来用予約		誤報キャンセル		—				—	—	
緊急地震速報の誤報キャンセル				—				有効	※手動のみ可	
地震津波情報	津波予報	大津波警報		—				—	—	
		津波警報		—				有効	自動	
		津波注意報		—				有効	手動	
	津波情報	震度速報	震度3	—				—	—	
		震度4	地震情報_震度速報_震度4	有効	緑	点灯	ビーピー	有効	※手動のみ可	
		震度5弱	地震情報_震度速報_震度5弱	有効	緑	点灯	ビーピー	有効	手動	
		震度5強	地震情報_震度速報_震度5強	有効	緑	点灯	ビーピー	有効	自動	
		震度6弱	地震情報_震度速報_震度6弱	有効	緑	点灯	ビーピー	有効	手動	
		震度6強	地震情報_震度速報_震度6強	有効	緑	点灯	ビーピー	有効	自動	
		震度7	地震情報_震度速報_震度7	有効	緑	点灯	ビーピー	有効	手動	
		震源・震度に関する情報	地震情報_震源・震度に関する情報	有効	緑	点灯	なし	—	—	
		東海地震の観測情報	地震情報_東海地震観測情報	有効	緑	点灯	ビーピー	有効	手動	
		東海地震の予知情報	地震情報_東海地震予知情報	有効	赤	点灯	ビビビ	有効	手動	
		東海地震の注意情報	地震情報_東海地震注意情報	有効	黄	点灯	ビーピー	有効	手動	
火山噴火警報	噴火警戒レベル	噴火警戒レベル5(避難)	火山情報_避難(レベル5)	無効	赤	点灯	ビビビ	有効	自動	
	導入火山の場合	噴火警戒レベル4(避難準備)	火山情報_避難準備(レベル4)	無効	赤	点灯	ビビビ	有効	自動	
		噴火警戒レベル3(入山規制)	火山情報_入山規制(レベル3)	無効	黄	点灯	ビーピー	有効	手動	
		噴火警戒レベル2(火口周辺規制)	火山情報_火山周辺規制(レベル2)	無効	黄	点灯	ビーピー	有効	手動	
		噴火警戒レベル1(平常)	火山情報_平常(レベル1)	無効	緑	点灯	なし	—	—	
	噴火警戒レベル	噴火警戒(居住地/山崩厳重警戒)	火山情報_噴火警戒レベル未導入火山 嵌垂警戒	無効	赤	点灯	ビビビ	有効	自動	
	未導入火山の場合	火山周辺警報(火口周辺危険)	火山情報_噴火警戒レベル未導入火山 入山危険	無効	黄	点灯	ビーピー	有効	手動	
		火山周辺警報(火口周辺危険)	火山情報_火口周辺危険	無効	黄	点灯	ビーピー	有効	手動	
		噴火予報(平常)		—				—	—	
将来用予約				—				—	—	
気象警報		大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮、洪水、波浪 (※1次SHTで、放送する書類を指定)	気象情報_警報	有効	緑	点灯	なし	有効	手動	
気象注意報		大雨、強風、風雪、大雪、高潮、洪水、波浪 (※1次SHTで、放送する書類を指定)	気象情報_注意報	有効	緑	点灯	なし	—	—	
気象情報		指定河川洪水予報	気象情報_指定河川洪水予報	有効	緑	点灯	なし	有効	※手動のみ可	
		土砂災害警戒情報	気象情報_土砂災害警戒情報	有効	緑	点灯	なし	有効	手動	
		記録的短時間大雨情報	気象情報_記録的短時間大雨情報	有効	緑	点灯	なし	有効	※手動のみ可	
将来用予約	気象等の特別警報	気象等の特別警報 (大雨・暴雨・暴風雪・大雪・高潮・波浪)	気象情報_章書き注意情報	有効	緑	点灯	なし	有効	手動	
		気象等の特別警報 (大雨・暴雨・暴風雪・大雪・高潮・波浪)		—				—	—	
		気象等の特別警報 (大雨・暴雨・暴風雪・大雪・高潮・波浪)	気象情報_特別警報(大雨単独)	有効	赤	点灯	ビビビ	有効	自動	
		気象等の特別警報 (大雨・暴雨・暴風雪・大雪・高潮・波浪)	気象情報_特別警報(大雨単独以外)	有効	赤	点灯	ビビビ	有効	自動	

※ 緊急地震速報誤報キャンセル、震度速報震度3、指定河川洪水予報、記録的短時間大雨情報、キャンセル報は、小型受信機の動作ルールでは設定出来ないため、高機能型自動起動装置からの手動操作での放送になります。

## (4-5) 災害時用公衆電話設置場所一覧

### 【災害時用公衆電話設置場所一覧】

施設名	災害時用公衆電話台数
利根町民すこやか交流センター	2台
布川地区コミュニティセンター	
柳田國男記念公苑	1台
利根町立利根小学校（旧布川小学校）	5台
日本ウェルネススポーツ大学 第2キャンパス	5台
日本ウェルネススポーツ大学 第1キャンパス	
健康増進等複合施設（旧文小学校）	5台
利根町文化センター	5台
利根町保健福祉センター【福祉避難所】	5台
総合教育センター（旧文間小学校）	5台
文間地区農村集落センター	1台
利根町生涯学習センター	3台
利根町立利根中学校	5台
利根東部農村集落センター	1台

**災害時用公衆電話：** 指定避難所を開設したときに臨時に設置する公衆電話で、災害時において避難者が利用することを目的とする。この災害時用公衆電話は、一般的の電話や携帯電話より繋がりやすく、通話料も無料となる。

災害時用公衆電話は、指定避難所に表に記載の台数を配備しており、災害時に施設管理者が設置することになるが、利用の際は総務課からNTTへの利用許可申請が必要になる。



## 5 医療関係





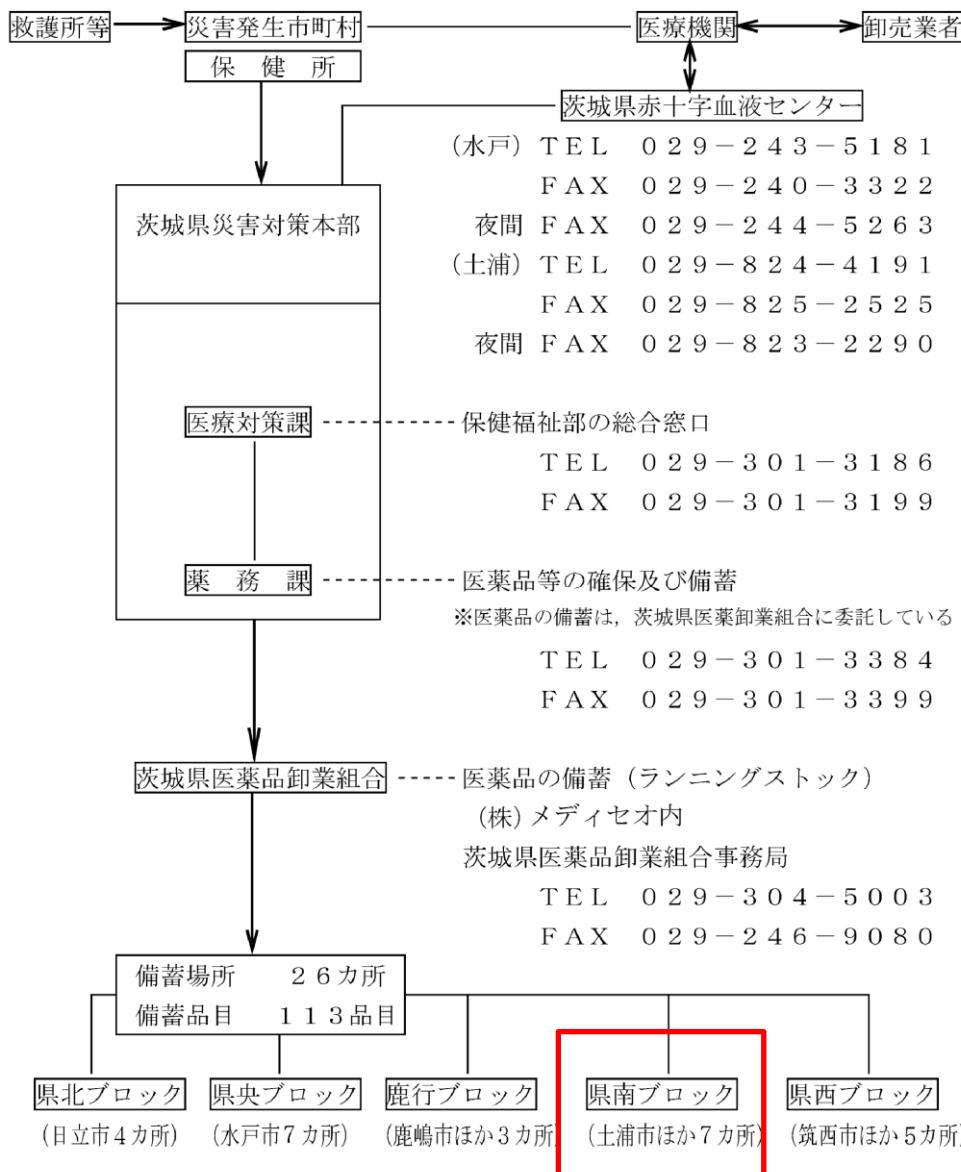
## (5-1) 医療機関

(町内の医療機関)

	医療機関名	診療科目	所在地	電話番号	備考
1	利根町国保診療所	内科、小児	羽中 200	68-2231	
2	鈴木内科医院	内科、消化、循環	早尾 890-1	68-3100	
3	早尾台医院	内科、消化、外科、整形、歯科	早尾 200-32	68-8911	
4	服部内科医院	内科、消化	布川 2830-1	84-6063	
5	山中医院	内科、消化、整形、内分泌	中田切 1-1	68-7287	
6	尾上歯科医院	歯科	下曾根 289	68-9292	
7	杉山歯科医院	歯科	布川 618-312	68-6516	
8	太子堂歯科医院	歯科	布川 3244-3	68-8080	
9	平田歯科医院	歯科	羽根野 850-269	68-8132	
10	協和ガーデンクリニック	歯科	下井 327-3	68-8118	
		内科、婦人科		68-8017	

(緊急時医薬品備蓄事業者)

指定備蓄者	備蓄場所	電話
東邦薬品(株) 土浦事業所	土浦市真鍋 2-2-27	029-822-0821
(株)スズケン 土浦支店	土浦市永国 991-2	029-823-8511
(株)メディセオ つくばFLC	土浦市卸町 1-3-20	029-843-6090
アルフレッサ(株) つくば事業所	つくば市台町 3-7-11	029-839-3520



(近隣市町村の主な後方医療施設該当病院 救急告示医療機関)

市 町 村 名	医療機関名	電話	所在地	診療科目
牛 久 市	牛久愛和総合病院	029-873-3111	牛久市猪子町 896	総合診療科／血液内科／消化器内科／循環器科／腎臓内科／泌尿器科／総合外科・消化器外科／整形外科／脳神経外科／形成外科／小児科／眼科／神経内科／耳鼻咽喉科／歯科口腔外科／皮膚科／糖尿病・代謝内科／下肢静脈瘤レーザー治療／救急医療科
	つくばセントラル病院	029-872-1771	牛久市柏田町 1589-3	循環器内科／小児循環器科／緩和ケア／救急診療科／産科／麻酔科／眼科／歯科口腔外科／サイバーナイフ
取 手 市	J Aとりで総合医療センター	0297-74-5551	取手市本郷 2-1-1	消化器内科／腎臓内科／循環器内科／脳神経内科／呼吸器内科／内分泌代謝内科／血液内科／膠原病・リウマチ内科／小児科／呼吸器外科／外科／小児外科／整形外科／脳神経外科／皮膚科／泌尿器科／産婦人科／眼科／耳鼻咽喉科／リハビリテーション科／歯科口腔外科／高齢者（嚥下）歯科／放射線科（診断）／放射線治療科／臨床検査科／病理診断科／麻酔科
	取手北柏馬保健医療センター	0297-78-6111	取手市野々井 1926	内科／外科／整形外科／循環器科／呼吸器科／緩和ケア内科／神経内科／脳神経外科／頸部形成外来／膠原病 リウマチ外来／乳腺外来／ストーマ外来／内視鏡検査／大腸内視鏡検査
	医師会病院			
	東取手病院	0297-74-3333	取手市井野 268	消化器科／循環器科／呼吸器科／内科（糖尿病）／整形外科／皮膚科
美 浦 村	美浦中央病院	029-885-3551	美浦村宮地 596	内科／外科／整形外科／眼科／耳鼻科／皮膚科／泌尿器科／リハビリテーション科／歯科
龍 ヶ 崎 市	龍ヶ崎済生会病院	0297-63-7111	龍ヶ崎市中里 1-1	初診内科／消化器内科／呼吸器内科／内分泌・代謝内科／循環器内科／神経内科／小児科／外科／整形外科／脳神経外科／泌尿器科／産婦人科／眼科／耳鼻咽喉科／麻酔科
千 葉 県 我 孫 子 市	アピコ外科整形外科病院	04-7184-7321	我孫子市我孫子 4-22-22	外科／消化器科／整形外科／リウマチ科／脳神経外科／リハビリテーション科／皮膚科
	我孫子聖仁会病院	04-7181-1100	我孫子市柴崎 1300	内科／循環器内科／呼吸器内科／消化器内科／糖尿病内科／腎臓内科（人工透析）／緩和ケア内科／外科／消化器外科／乳腺外科／肛門外科／整形外科／婦人科／皮膚科／泌尿器科／眼科／リハビリテーション科／放射線科／麻酔科／口腔外科
	我孫子東邦病院	04-7182-8166	我孫子市我孫子 1851-1	内科／消化器内科／循環器内科／腎臓内科／外科／消化器外科／整形外科／脳神経外科／形成外科／泌尿器科／泌尿器科（男性不妊）／麻酔科／ペインクリニック外科／婦人科／リハビリテーション科／呼吸器内科
	名戸ヶ谷あびこ病院	04-7157-2233	我孫子市我孫子 1855-1	内科／漢方内科（漢方鍼灸外来）／外科／脳神経外科（認知症外来）／小児科／小児外科／整形外科／耳鼻咽喉科／形成外科／運動器外科／リハビリテーション科
	平和台病院	04-7189-1111	我孫子市布佐 834-28	内科／呼吸器内科／総合診療科／循環器内科／消化器内科／糖尿病内科／脳神経内科／腎臓内科／人工透析内科／緩和ケア外来／ペインクリニック内科／メンタルヘルス科／外科／呼吸器外科／消化器外科／肛門外科／整形外科／脳神経外科／形成外科／皮膚科／眼科／救急科／泌尿器科／耳鼻いんこう科／リハビリテーション科／麻酔科／リンパケア外来

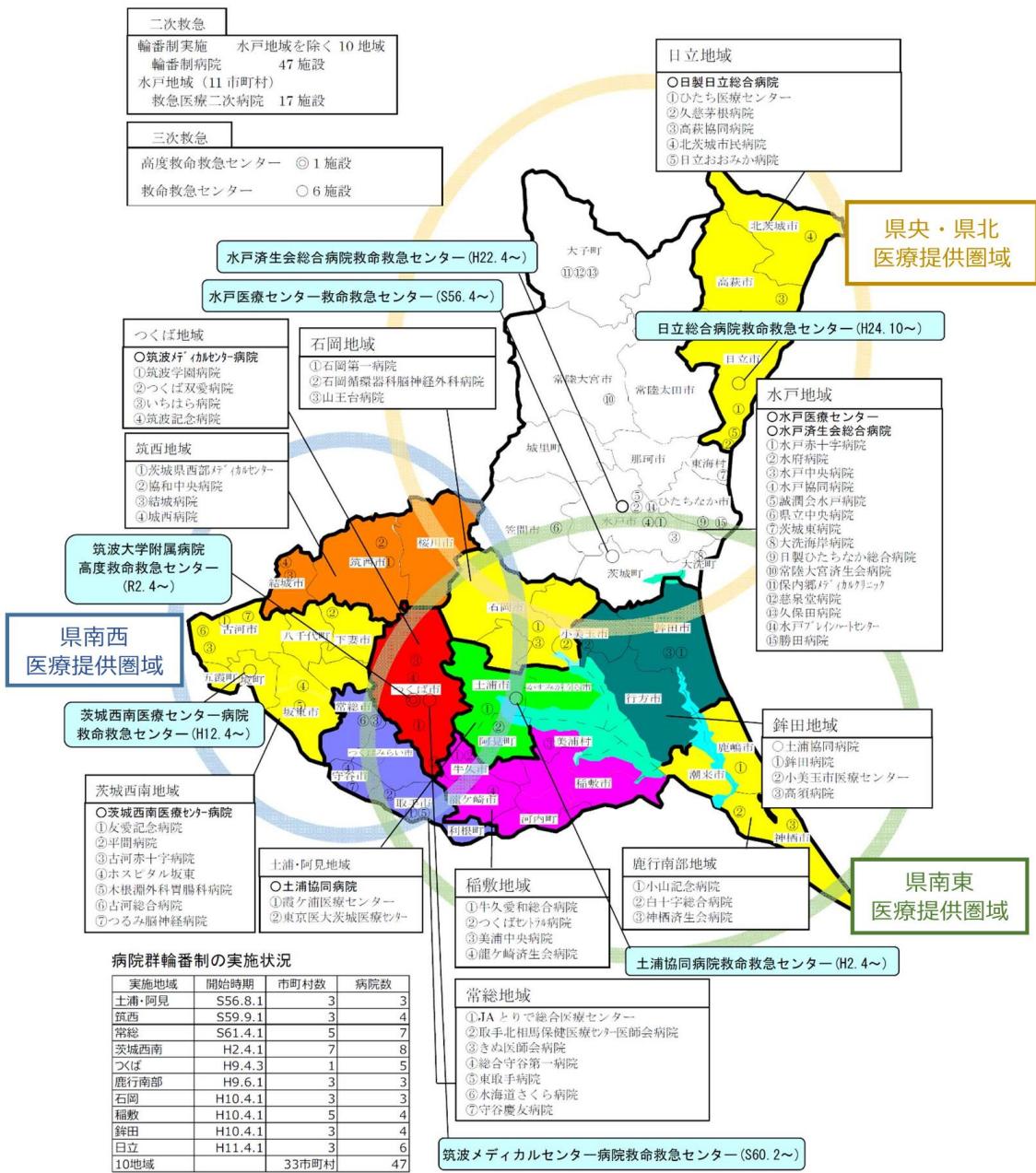
## 第二次救急医療施設

地 域 名	施 設 名
日立地域	日製日立総合病院、ひたち医療センター、久慈茅根病院、高萩協同病院、北茨城市民病院、日立おおみか病院
水戸地域	水戸医療センター、水戸済生会病院、水戸赤十字病院、水府病院、水戸中央病院、水戸協同病院、誠潤会水戸病院、県立中央病院、茨城東病院、大洗海岸病院、日製ひたちなか総合病院、常陸大宮済生会病院、保内郷
鉾田地域	土浦協同病院なめがた地域医療センター、鉾田病院、小美玉市医療セン
鹿行南部地域	小山記念病院、白十字総合病院、神栖済生会病院
土浦・阿見地域	土浦協同病院、霞ヶ浦医療センター、東京医大茨城医療センター
稲敷地域	牛久愛和総合病院、つくばセントラル病院、美浦中央病院、龍ヶ崎済生会病院
つくば地域	筑波学園病院、つくば双愛病院、いちはら病院、筑波記念病院、筑波メディカルセンター病院
常総地域	JAとりで総合医療センター、取手北相馬保健医療センター医師会病院、きぬ医師会病院、総合守谷第一病院、東取手病院、水海道さくら病院、
石岡地域	石岡第一病院、石岡循環器科脳神経外科病院、山王台病院
筑西地方	茨城県西部メディカルセンター、協和中央病院、結城病院、城西病院
茨城西南地方	茨城西南医療センター、友愛記念病院、平間病院、古河赤十字病院、木スピタル坂東、木根淵外科胃腸科病院、古河総合病院、つるみ脳神経病院
県合計 64 施設	

### 第三次救急医療施設

所在市町村名	施 設 名
日立市	日立総合病院救命救急センター
水戸市	水戸医療センター救命救急センター、水戸済生会総合病院救命救急センター
つくば市	筑波メディカルセンター病院救命救急センター、筑波大学附属病院高度救命救急センター
土浦市	土浦協同病院救命救急センター
境町	茨城西南医療センター病院救命救急センター
県合計	7 施設

## ■救急医療提供体制図（二次・三次）



令和 6 (2024) 年 4 月 1 日現在

## (5-2) トリアージ及びトリアージタグ

(茨城県地域防災計画 資料編 令和6年3月 / 11-7 トリアージタグ 597~598頁)

トリアージとは、災害時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定することをいい、その際に用いるタグ（識別票）をトリアージタグという。トリアージタグは原則右手首につける。この部分が負傷していたり切断しているときは左手首→右足首→左足首→首の順位でつける場所を変える。

トリアージタグの記載方法（様式は別図のとおり）

記載事項	記載方法及び記載内容
タグのNo	<ul style="list-style-type: none"><li>トリアージ実施場所ごとに「通し番号」を記載する。</li><li>再度トリアージを行った場合でも、「通し番号」は変更しない。</li></ul>
氏名・年齢・性別 住所・電話	<ul style="list-style-type: none"><li>氏名、年齢、性別、住所は必ず記載する。</li><li>氏名等が不詳の場合、「氏名不詳」「推定年齢○歳」「利根町○○町△△番地の路上で収容」などと具体的に記載する。</li></ul>
トリアージ実施月日・時刻	<ul style="list-style-type: none"><li>トリアージを行った月日、時刻を分単位まで記載する。</li></ul>
トリアージ実施者名	<ul style="list-style-type: none"><li>トリアージを行ったものの氏名をフルネームで記載する。<ul style="list-style-type: none"><li>医師が死亡を確認した場合、例えば「死亡確認医師：茨城太郎」などと検視・検案が容易にできるよう記載する。</li></ul></li></ul>
搬送機関名	<ul style="list-style-type: none"><li>「○消防本部○救急隊」「家族の自家用車」などと具体的に記載する。</li></ul>
収容医療機関名	<ul style="list-style-type: none"><li>「○病院」「△診療所」などと具体的に記載する。</li></ul>
トリアージ実施場所	<ul style="list-style-type: none"><li>「○学校救護所」「△診療所」などと具体的に記載する。</li></ul>
トリアージ区分	<ul style="list-style-type: none"><li>トリアージ区分を○で囲むとともに、トリアージ区分と同じモギリ部分を残す。</li><li>症状が重くなって、区分を変更する場合には最初に○で囲んだ区分を=で消して新たな区分を記載し、その上部に変更時間を記載する。</li><li>症状が軽くなったことにより、区分を変更する場合には最初に○で囲んだ区分を=で消して、新たに2枚目のトリアージタグを作成する。</li><li>医師が死亡を確認した場合には、死亡群(0)に○を記載するとともに、死亡月日、時間を分単位まで記載する。</li></ul>
トリアージ実施機関	<ul style="list-style-type: none"><li>「○病院班」「△医師会班」などトリアージ実施者の所属する機関名を記載する。</li><li>トリアージ実施者の職種「医師・救急救命士・その他」を○で囲む。</li></ul>
診断・処置内容	<ul style="list-style-type: none"><li>医師、看護士が「創傷」「骨折」「出血」などと記載する。</li><li>医師等が行った応急処置、例えば「消毒」「止血」などと記載する。</li><li>医師が死亡を確認した場合には、「脳挫傷による死亡を確認」などと、検視・検案が容易にできるように具体的に死因を記憶する。</li></ul>
特記事項（表・裏）	<ul style="list-style-type: none"><li>医療従事者などが、搬送・治療上特に留意すべき事項を記載する。 (応急処置の内容、既往症、発見の状況、治療方針に関する事項)</li><li>収容機関から他の医療機関への転送は紹介状を作成する。</li></ul>
人 体 図	<ul style="list-style-type: none"><li>負傷箇所を表示するとともに、負傷の状況を具体的に記載する。</li></ul>

### 1枚目(復審現場用)

2枚目（搬运機用）

		10(穴の直径は10mm)	
1枚目→	2枚目→	○ トリアージタグ	
(任意選択用) (既定選択用)		● 次回用	
No.	氏名(Name)	年齢(Age)	性別(Gender) 男(M) 女(F)
住 所(Address)		住 所(Phone)	
トリアージ実施医名・科別 姓 名 氏名		トリアージ実施者名 姓 名 氏名	
搬送医名		日付搬送医名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 <b>O I II III</b>	
トリアージ基準範囲		用 途 搬送医と之の連絡	
搬送・送医内容			
特記事項			

3枚目・表面（取容医療機関用）

### 3枚目・裏面（収容医療機関用）

No. A (Name)		A (Age) 年齢 性別 年齢 性別	13.8
性別 (Male/Female)		性別 (Male/Female)	6.2
トリアージ基準判定 - 時間 時 刻 PM 時 分		トリアージ基準判定	33.2
既往歴		既往歴	8.0
トリアージ基準選択		トリアージ選択 0 I II III	
トリアージ優先選択		優先選択理由 七 の 事	
診察・施設内容			
検査実施			
0		13.8	← 黒色
I		13.8	← 赤色
II		13.8	← 黄色
III		13.8	← 緑色
		13.8	

○ トリアージタグ	
● 治療用	
呼吸障害 (吸込・胸膜上界に反応する呼吸)	
その他の治療適応の状況等	
0	
I	
II	
III	

## 6 避難者（被災者）支援



## (6-1) 避難指示の発令権者及び内容

発令権者	指示を行う要件	根拠法令
町長 (本部長)	・町民の安全、身体に危険を及ぼすと認めるとき	災害対策基本法 第 60 条
知事	・災害の発生により市町村長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第 60 条の 6
警察官	・町長から要請があったとき ・町長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき ・人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	災害対策基本法 第 61 条 警察官職務執行法 第 4 条
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき	自衛隊法 第 94 条
知事、知事の命を受けた県職員	・洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示する。	水防法 第 29 条
水防管理者	・洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示する。	水防法 第 29 条

根拠法令	法令文
災害対策基本法 第 60 条	(市町村長の避難の指示等) <b>第六十条</b> 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。 5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。 (出典) 「 <a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36H0223.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36H0223.html</a> 」より
災害対策基本法 第 61 条	(警察官等の避難の指示) <b>第六十一条</b> 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。 2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。 3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。 4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。 (出典) 「 <a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36H0223.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36H0223.html</a> 」より
警察官職務執行法 第 4 条	(避難等の措置) <b>第四条</b> 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を發し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。 2 前項の規定により警察官がとつた処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。 (出典) 「 <a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23H0136.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23H0136.html</a> 」より
自衛隊法 第 94 条	(災害派遣時等の権限) <b>第九十四条</b> 警察官職務執行法第四条 並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第八十三条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項 中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。 (出典) 「 <a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S29/S29H0165.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S29/S29H0165.html</a> 」より
水防法 第 29 条	(立退きの指示) <b>第二十九条</b> 洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。 (出典) 「 <a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24H0193.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24H0193.html</a> 」より

## (6-2) 警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	内 容	根拠法令
本部長（町長）	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域から退去を命ずることができる。	災害対策基本法 第 63 条
水防団長、 水師団員 または消防機関に 属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとることができる。	水防法 第 21 条
消防吏員 または消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設置して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じまたはその区域への出入を禁止もしくは制限することができる。	消防法 第 28 条
警察官	町職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。この場合、実施後直ちにその旨を町長等に通知しなければならない。	災害対策基本法 第 63 条 水防法 第 14 条
災害の派遣を命 じられた自衛官	危険な事態が生じかつ、警察官がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災害対策基本法 第 63 条

根拠法令	法令文
災害対策基本法 第 63 条	<p>(市町村長の警戒区域設定権等)</p> <p><b>第六十三条</b> 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。</p> <p><b>2</b> 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。</p> <p><b>3</b> 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。</p> <p><b>4</b> 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。</p> <p>（出典）「<a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36H0223.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36H0223.html</a>」より</p>
水防法 第 21 条	<p>(警戒区域)</p> <p><b>第二十一条</b> 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。</p> <p>前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。</p> <p>（出典）「<a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24H0193.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24H0193.html</a>」より</p>
消防法 第 28 条	<p><b>第二十八条</b> 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。</p> <p>○ <b>2</b> 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、警察官は、前項に規定する消防吏員又は消防団員の職権を行うことができる。</p> <p>○ <b>3</b> 火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官は、これに援助を与える義務がある。</p> <p>（出典）「<a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23H0186.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23H0186.html</a>」より</p>

### (6-3) 給水拠点及び給水能力

(令和5年9月30日現在)

市町村名	番号	浄水場・配水場名称	所在地	TEL	給水能力
利根町	1	飲料水兼用耐震性貯水槽	利根町大字横須賀1277(利根中学校庭内)	0297-68-2211	100 m <sup>3</sup>
	2	飲料水兼用耐震性貯水槽 (日本ウェルネス大学第2キャンパス庭内)	" 大字布川1649		100 m <sup>3</sup>
茨城県南 水道企業団	1	若柴配水場	龍ヶ崎市長山1-5-2	0297-66-5131	15,800 m <sup>3</sup>

(出典)「茨城県地域防災計画 資料編 令和6年3月 / 12-1 給水拠点及び給水能力 605～609頁」より

### (6-4) 給水車等配備状況

市町村名	番号	浄水場・配水場名称	所在地	TEL	給水能力
利根町	1	飲料水兼用耐震性貯水槽	利根町大字横須賀1277(利根中学校庭内)	0297-68-2211	100 m <sup>3</sup>
	2	飲料水兼用耐震性貯水槽 (日本ウェルネス大学第2キャンパス庭内)	" 大字布川1649		100 m <sup>3</sup>
茨城県南 水道企業団	1	若柴配水場	龍ヶ崎市長山1-5-2	0297-66-5131	15,800 m <sup>3</sup>

(出典)「茨城県地域防災計画 資料編 令和6年3月 / 12-2 給水車等配備状況一覧 610～613頁」より



## 7 災害救助関係





### (7-1) 被害状況等報告要領（茨城県）

(茨城県地域防災計画 資料編 令和6年3月 / 25-2 被害状況等報告要領 (茨城県) 806~824 頁)

別表 1

## 災害による県有財産被害状況報告書

1 報告系統 出先機關 總務部管財班→本部

別表2

## 社会福祉施設の被害状況報告書

### 社会福祉施設被害総括表 (1)

年月日時現在

福祉部（福祉政策課）

施設区分	公 立		私 立		計		備 考
	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	
保 護 施 設							
児 童 福 祉 施 設 (児童遊園を除く)							
老 人 福 祉 施 設							
障 害 者 福 祉 施 設							
そ の 他							
合 计							

(金額 単位:千円)

(報告系統)

福祉政策課  
長寿福祉課  
障害福祉課  
少子化対策  
子ども未来  
青少年家庭

— 1 —

### 社会福祉施設被害内訳表(2)

年月日時現在

福祉部（福祉政策課）

(金額 単位:千円)

## 社会復帰施設の被害状況報告書

### 社会復帰施設被害総括表(1)

年月日時現在

福祉部（障害福祉課）

施設区分	公立		私立		計		備 考
	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	
生 活 訓 練 施 設 ( 援 護 寢 )							
福 祉 ホ 一 ム							
グ ル ー プ ホ 一 ム ( 地域生活援助事業 )							
授 産 施 設							
共 同 作 業 所							
精神科デイケア施設							
そ の 他							
合 計							

(金額 単位:千円)

(報告系統) 市町村→福祉部避難行動要支援者班→本部

## 社会復帰施設被害内訳表(2)

年月日時現在

福祉部（障害福祉課）

(金額 単位:千円)

別表3

環境・衛生関係施設等の被害状況報告書

1 一般廃棄物処理施設の被害状況報告書

年 月 日 時現在

市町村等	施設名	被害内容	被害金額	備考

報告系統 市町村→資源循環推進課→本部

2 医療救護活動状況

年 月 日 時現在

市町村	設置状況	現在までの傷病者受入数	医療救護チームの活動状況	不足する医薬品等	後方医療施設への搬送状況	必要な支援
	ヶ所	人				

報告系統 保健所→保健医療部保健政策班→本部

3 衛生関係施設等の被害状況報告書

(1) 医療施設（病院、一般診療所、歯科診療所）

年 月 日 時現在

名 称	住 所	被害状況	備 考

(2) 水道施設の被害状況

年 月 日 時現在

市町村名	水道名	現 在 給水人口	影響世帯数	影響人口	断減水状況	原因	応急対策	備考

報告系統 保健所→保健医療部医療対策班→本部

別表4（様式第1号）

様式第1号 災害発生通知

災害発生通知

月 日 時

報告機関名： (担当： )

災害の原因	災害発生状況			被害状況				備考 (災害への措置・対応状況等)
	発生日時	場所又は地域	発生状況	被害作物	現在の生育過程	被害状態	被害程度	

記載事項

1 場所又は地域は、大字名まで記入する。

2 被害状況欄の各項目は、被害の種類に応じて適宜変更する。

別表5（様式第2号第1表）

様式第2号 農業関係被害総括表（第〇報）

第1表 農業関係施設等被害（第〇報）

災害発生日： 年 月 日

調査時点： 年 月 日 時 現在

災 害 名：

報告機関名：

		件数	被害額（千円）	備考
常農施設等	共同利用施設			
	農業用ハウス			
	農業用倉庫・処理加工施設等			
	畜産用施設			
	農業・畜産用機械			
	その他			
	計			

記載事項

- 1 「共同利用施設」には、暫定法第2条第4項に規定する共同利用施設を記入する。
- 2 「農業用ハウス」、「農業用倉庫・処理加工施設等」、「畜産用施設」及び「農業・畜産用機械」には、「共同利用施設」を除き、地方公共団体が所有しない又は管理しないもののうち該当するものを記入する。
- 3 「農業用ハウス」には、農業用のパイプハウス、耐候性ハウス、ガラス温室等の施設を記入する。
- 4 「農業用倉庫・処理加工施設等」には、農作物倉庫、生産資材倉庫、農機具格納庫、処理加工施設、生産資材製造施設等の農業用の施設（「農業用ハウス」を除く）を記入する。
- 5 「畜産用施設」には、牛舎、豚舎、鶏舎、堆肥舎等の畜産用の施設を記入する。
- 6 「農業・畜産用機械」には、トラクター、耕耘機、田植機、噴霧器、刈払機、コンバイン、運搬機、搾乳機等の農業・畜産用の機械を記入する。
- 7 「その他」には、他の分類に属さないものを記入する。地方公共団体が所有し、又は管理する試験場等の施設等（「共同利用施設」を除く）はこちらに記入する。
- 8 用途が複数の施設については、その主たる用途の欄に記入する。

別表6（様式第2号第2表）

第2表 農作物、樹体及び家畜等被害（第〇報）  
 災害発生日： 年 月 日  
 災害名：

調査時点： 年 月 日 時 現在  
 報告機関名：

農作物	面積等	被害額（千円）	備考
水陸稻	ha		
麦類			
雑穀、いも、豆類			
野菜			
果樹			
工芸作物			
飼料用作物			
花き			
桑			
茶			
その他			
計			
樹体	ha		
果樹			
桑樹			
茶樹			
計			
家畜等	被害数量		
家畜（家きんを含む）			
畜産物			
蚕繭			
計			
在庫品	t		
合計			

## 記載事項

1 在庫品とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理する物をいう。

別表7（様式第2号第3表（その1））

農業関係被害内訳表（第〇報）  
 第3表 農作物被害（その1）（第〇報）  
 災害発生日： 年 月 日  
 災害名：

調査時点： 年 月 日 時 現在  
 報告機関名：

農作物等名	被害面積		被害減収量	単価	被害額	備考
	計	うち 30%以上				
水陸稻	ha	ha	t	円	千円	
水稻						
陸稻						
計						
麦類						
小麥						
大麥						
裸麦						
計						
雑穀						
かんしょ						
ばれいしょ						
だいいず						
いも						
えんどう						
いんげん豆						
あづき						
ささげ						
らっかせい						
計						
野菜						
きゅうり						
なす						
トマト						
キャベツ						
ほうれんそう						
ねぎ						
計						

## 記載事項

1 「農作物等名」欄は、被害の態様に応じて作物の種類を追加して記入する。

2 「備考」欄には、主な被害地域名（または市町村名）及び被害の態様等を記入する。

別表8（様式第2号第3表（その2））

第3表 農作物被害（その2）（第〇報）  
災害発生日： 年 月 日  
災 害 名：

調査時点： 年 月 日 時 現在  
報告機関名：

農作物等名	被害面積		被害減収量	単価	被害額	備考
	計	うち 30%以上				
果樹	みかん	ha	ha	t	円	千円
	りんご					
	なし					
	もも					
	計					
工芸作物	たばこ					
	てんさい					
	さとうきび					
	なたね					
	こんにゃく					
	計					
飼料用作物	牧草					
	とうもろこし					
	えん麦					
	計					
花き	切花類					
	鉢物類					
	花木類					
	球根類					
	芝					
	計					
桑	桑					
	基					
	計					
	合計					

## 記載事項

- 1 「農作物等名」欄は、被害の態様に応じて作物の種類を追加して記入する。
- 2 「備考」欄には、主な被害地域名（または市町村名）及び被害の態様等を記入する。

別表9（様式第2号第4表）

第4表 樹体被害（第〇報）  
災害発生日： 年 月 日  
災 害 名：

調査時点： 年 月 日 時 現在  
報告機関名：

樹種名	被害程度別面積				単価	被害額	備考
	甚	中	軽	計			
果樹	成園	ha	ha	ha	ha	円	千円
	みかん						
	未成園						
	計						
	成園						
	りんご						
桑	未成園						
	計						
	成園						
	未成園						
	計						
	合計						

## 記載事項

- 1 「樹種名」欄の果樹については、被害の態様に応じて樹種名を追加して記入する。
- 2 「備考」欄には、主な被害地域名（または市町村名）及び被害の態様等を記入する。
- 3 「被害程度別面積」の「甚」「中」「軽」欄には、次の樹体損傷の程度及び落葉の程度を基準として記入する。
  - (1) 樹体損傷の程度
    - ア 「甚」とは、樹体が喪失、理没若しくは枯死したもの、幹が折損若しくははなはだしく裂けたもの、70%以上の主枝が裂け、若しくは折れる等の損傷を受けたもの又はこれ以外の損傷を受け更新若しくは改植を要すると認められるもの
    - イ 「中」とは、30%以上70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きいか、これに準ずるもの
    - ウ 「軽」とは、30%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等が若干折損しているか、これに準ずるもの
  - (2) 落葉の程度
    - ア 「甚」とは、落葉、葉の萎らよう、葉の枯死等の被害が70%以上と認められるもの
    - イ 「中」とは、落葉、葉の萎らよう、葉の枯死等の被害が30%以上70%未満と認められるもの
    - ウ 「軽」とは、落葉、葉の萎らよう、葉の枯死等の被害が30%未満と認められるもの

別表10 (様式第2号第5表)

第5表 家畜等及び蚕繭被害 (第〇報)

災害発生日： 年 月 日

調査時点： 年 月 日 時 現在

災害名：

報告機関名：

家畜等及び蚕繭等		被害数量	単価	被害額	備考
		件数	円	千円	
家畜等	成牛 (生後1年以上)				
	子牛 (生後1年未満)				
	計				
乳用牛	成牛 (生後1年以上)				
	子牛 (生後1年未満)				
	計				
肉用牛	成牛 (生後1年以上)				
	子牛 (生後1年未満)				
	計				
豚	成豚 (生後100日以上)				
	子豚 (生後100日未満)				
	計				
採卵鶏	成鶏 (ふ化後5ヶ月以上)				
	雛 (ふ化後5ヶ月未満)				
	計				
肉用鶏					
馬					
めん羊・山羊					
その他					
畜産物					
計					
蚕繭	かいこ				
	まゆ				
	計				
合計					

記載事項

「備考」欄には、主な被害地域名（または市町村名）及び被害の態様等を記入する。

別表11 (様式第2号の(A))

様式第2号の(A)

農業共同利用施設被害報告書(第〇報)

(地方公共団体以外の者が所有する共同利用施設)

災害発生日： 年 月 日

調査時点： 年 月 日 時 現在

災害名：

報告機関名：

区分	施設名	全 墓		大 墓		中 墓		小 墓		計		備 考 (作物名・被害内容 被害地域、被害 団体名等を記入)
		件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積
農業共同利用施設等の所有者		#2	千円	#2	千円	#2	千円	#2	千円	#2	千円	
	小 計											
	小 計											
その他所有のもの	小計											
	小 計											
	小 計											
合計												
	小 計											
	小 計											

記載事項

- 1 分割欄は、園芸関係、畜産関係、漁業関係、入植関係等と記入する。
- 2 件数欄は、ハウス又は倉庫等の場合は棟数を、機械設置の場合は台数を記入する。
- 3 面積欄は、ハウス又は倉庫等の場合は施設の設置面積を記入し、それ以外は空欄とする。
- 4 被害額欄は、再取得価額又は復旧額とする。

別表12（様式第2号の（B））

様式第2号の(B)

(農業)地方公共團體施設等被害報告書(第〇報)

(地方公共団体が所有する施設及び機器・設備用機材)

损害發生日： 年 月 日  
損害名：

調査時点： 年 月 日 時 現在  
報告機関名：

第15章

1. 記入上の注意事項は、農業共同利用施設被害(第〇報)報告書に準ずる。

2 区分・施設名の欄には、各区分及び施設の固有の名称を記入する。

記載事項

1 記入上の注意事項は、農業・畜産用機械被害(第〇報)報告書に準ずる。

2 区分・種別名の欄には、各区分及び機械種別名を記入する。

別表13（様式第2号の（C））

様式第2号の(C)

## 農業非共同利用施設被害報告書(第〇報)

#### 放送料金の内訳

調査時点： 年 月 日 時 間帯

審批發售日： 年 月 日

請註明：  
類別名：

三編卷四

1. 区分欄は、閑着關係、畜産關係、漁業關係、入植關係等と記入する。

1 地方公共団体が所有又は管理するものは除くにこれらについて(農業)地方公共団体施設等被害(第〇類)報告書により報告する。

3 件数欄は、ハウス又は倉庫等の場合は棟数を、機械設備の場合は台数を記入する。

4 面積欄は、ハウス又は倉庫等の場合は施設の設置面積を記入し、それ以外は空欄とする。  
5 地形欄は、開墾地と牧草地は開墾面積とする。

5 被害額は、再取得価額又は廃旧額とする。

別表14（様式第2号の（D））

様式第2号の(D)

## 農業・畜産用機械被害報告書(第〇報)

被害発生日： 年 月 日		調査終点： 年 月 日 時 現在										
調査機関名：												
区分	種別	全額		大破 (損害割合70%以上100%未満)		中破 (損害割合30%以上70%未満)		小破 (損害割合10%以上30%未満)		計		損害 (作物名、被害内容 被害部位、被害農家 数等を記入)
		台数	被害額	台数	被害額	台数	被害額	台数	被害額	台数	被害額	
		千円		千円		千円		千円		千円		
小計												
小計												
小計												
合計												
	計											

三藏事項

1.区分開票は、選舉開票、選舉開票所、選舉開票所と記入する。  
地方公共団体が「有資格者」を管理する者は原則に「これらに付づては(農業)地方公団頭体施設等被官(第10回)報告書」により報告する。  
3.施設に「行主」登録がある場合は、該施設の「行主」に「農業生産法人」から「これらに付づては(農業)生産法人共同利用施設被官(第10回)報告書」により報告する。  
4.施設に「行主」登録がない場合は、該施設の「行主」に「農業生産法人」から「これらに付づては(農業)生産法人共同利用施設被官(第10回)報告書」により報告する。  
5.新築若手農業者登録申請書、新規開拓申請書、新規開拓申請書、新規開拓申請書、新規開拓申請書、新規開拓申請書。

別表15（様式第2号の（E）市町村用）

様式第2号の(Ⅲ)

• 100 •

100

記載事項

3 収穫告無報算直面率とは、次の式で計算される直面率とする。  
収穫告無報算直面率 = 肥害告無報算直面率 / 肥害率  
上記の式における肥害率は、肥害度量10%以上以下の米俵の場合40%を、50%以上70%未満の場合60%を、70%以上90%未満の場合80%を、90%以上100%以下の場合は100%を、100%以上の場合は100%を算定する。  
直面の困難性を考慮して肥害算定率が100%以下ではある直面率の割合を算定する。

\*農業者数等の合計は  
延べ数でなく実数

29 99%以上100%以下の場合は95%を用い、30%未満の場合は、平均値及び単位は、前年度の当期に定めたものを使える。

施肥量は、 $Kg/10m^2$ で表す。施肥量を算出する際には、施肥率が5%未満の場合は、施肥率を5%とする。

3 被害内容は、冠水、倒伏、落葉、薙の損傷等の被害内容を記入する。  
4 捜査区域は、旧市町村名又は大字名で記入する。

4. 独居地城は、前市町村名を冠した都道府県名とする。



別表18 (様式第2号の(G))

様式第2号の(G)

## 家畜・畜産物被害報告書(第〇報)

災害発生日:	年	月	日	調査時点:	年	月	日	時	現在
災害名:	報告機関名:								

## (1) 家畜の被害

家畜名		被害数量	単価	被害額 千円	被害内容	被害地域	被害農業者数	備考 (農家別内訳)
乳用牛	成牛(生後1年以上)							
	子牛(生後1年未満)							
	計							
肉用牛	成牛(生後1年以上)							
	子牛(生後1年未満)							
	計							
豚	成豚(生後100日以上)							
	子豚(生後100日未満)							
	計							
採卵鶏	成鶏(ふ化後5ヶ月以上)							
	雛(ふ化後5ヶ月未満)							
	計							
肉用鶏								
馬								
めん羊・山羊								
その他( )								
計								

## 記載事項

※被害内容欄には、死亡、廃用、疾病障害等ごとに主な原因を具体的に記載する。

例:浸水・流失による死亡、降雪による畜舎倒壊に伴う瀕死(骨折)による廃用等

## (2) 畜産物の被害

畜産物名		被害数量	単価	被害額 千円	被害内容	被害地域	被害農業者数	備考 (農家別内訳)
計								

別表19（様式第2号の（H））

様式第2号の(H)

## 養蚕被害報告書(第〇報)

災害発生日： 年 月 日  
 災 害 名：

調査時点： 年 月 日 時 現在  
 報告機関名：

	被害戸数	被害数量	減収繭 数量	減収見込 金額	備 考
掃 立 前 1 2 3 4 前半 5合 後半	戸	箱	トン	千円	
繭 上蔟からの出荷 その他					
計					

別表20（様式第2号の（I））

様式第2号の(I)

## 在庫品被害報告書(第〇報)

災害発生日： 年 月 日  
 災 害 名：

調査時点： 年 月 日 時 現在  
 報告機関名：

対象区分	在庫品名	被害数量	被害額	被害内容	被害地域	被害組合数	備考 (被害組合名等)
農業協同組合（連合会を含む）が所有又は管理するもの		t	千円				
	計						

## 記載事項

- 被害数量は原則としてt単位とするが、単位の変更を要する場合は適宜修正し、変更した単位を数量の末尾に追記する。
- 被害内容欄には、主要な被害状況を記載する(流出・冠水など)。
- 記載に当たっては、家畜・畜産物被害(第〇報)報告書等の他報告書と二重計上にならないよう注意する。

別表21 (様式第2号の(J))

様式第2号の(J)

林業施設等被害報告書(第〇報)

災害発生日: 年月日	調査時点: 年月日 時現在
災害名:	報告機関名:

(1) 治山関係

被害状況 種別		数量	被害額	備考
林地 荒廃	山地崩壊	ヶ所	千円	
	海岸防災林	ヶ所		
治山 施設	山地治山施設	ヶ所		
	海岸治山施設	ヶ所		
計				

(2) 林道関係

被害状況 種別		路線数	箇所数	延長	被害額	備考
林道施設				m	千円	
	(橋梁・トンネル)			m		

1 橋梁・トンネル欄には、林道施設の内数として橋梁・トンネル被害を記入すること。

(3) 林産関係

被害状況 種別		数量	被害額	備考
林産 施設	木材加工流通施設	ヶ所	千円	
	特用林産施設	ヶ所		
苗 烟 施 設		ヶ所		
計				

別表22（様式第2号の（K））

様式第2号の（K）

## 林産物等被害報告書(第〇報)

災害発生日:	年	月	日	調査時点:	年	月	日	時現在
氏名:				報告機関名:				

林 産 物	種別	事業主体名	件数	単位	被害状況				被害額 (千円)	備考	
					浸水	流失 埋没	折損 枯損	計			
林 産 物	木材	立木		m <sup>3</sup>							
		素材		m <sup>3</sup>							
		製材		m <sup>3</sup>							
	薪炭	薪炭原木		m <sup>3</sup>							
		黒炭		m <sup>3</sup>							
		木炭		俵							
		薪		m <sup>3</sup>							
	専用 林 産 物	しいたけ		kg							
		わさび		kg							
		しいたけ ほだ木		本							
	竹(材)			束							
	種苗			本							
				ha							
森林組合及び森林組合連 合会の在庫品 ( )				( )							
その他											
計											

## 記載事項

- 事業主体名欄には森組、農協及びこれらの連合会又は中小企業等協同組合、会社、個人別にそれぞれの被害件数、被害状況、被害額を記入すること。
- 森林組合及び森林組合連合会の在庫品については、具体的な林産物名とその単位を( )内に記入すること。

別表23 (様式第2号の(L))

様式第2号の(L)

## 水産関係被害報告書(第〇報)

災害発生日: \_\_\_\_\_ 調査時点: 年月日時 現在 \_\_\_\_\_  
 災害名: \_\_\_\_\_ 報告機関名: \_\_\_\_\_

## 1.施設等被害

## (A) 渔船

区分	減失			大破		中破		小破		計		備考
	経営体数	隻数	被害額									
無動力船												
動力船	5t未満											
	5t以上											
計												

## (B) 渔具

種類	減失		大破		中破		小破		計			備考
	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	経営体数	数量	単位	被害額
計												

## (C) 農殖施設

養殖物の種類	養殖方法	減失		大破		中破		小破		計			備考
		数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	経営体数	数量	単位	被害額
計													

## (D) 渔場

市町村名	漁業権の免許番号	事業主体名	堆積土砂・漂流物の種類	被害の規模			被害額	備考		
				面積(m <sup>2</sup> )	数量	単位		平均堆積高等	被害額の算出基礎	
計										

## (E) その他

## ①非共同利用施設

施設名	経営体数	数量	単位	被害額	備考
計					

## ②地方公共団体施設

施設名	事業主体数	数量	単位	被害額	備考
計					

別表23 (様式第2号の(L)) 続き

2.水産物等被害

(A) 水産物

①養殖物

金額単位:千円

養殖物の種類	養殖方法	経営体数	数量	単位	単価	被害額	備考
計							

②その他の水産物

種類	経営体数	数量	単位	被害額	備考
計					

(B) 水産業協同組合在庫品

種類	数量	単位	被害額	備考
計				

3.漁港施設等被害

(A) 漁港・海岸

漁港名 又は地区名	事業主体	施設名	被災数量	復旧見込工事費	備考 (築造事業名年度)
計					

(B) 共同利用施設

被災施設名 及び所在地	所有主体名 及び所在地	被災概況 (被災箇所及び被災程度等)	被害額
計			

別表24（様式第2号の（M））  
農地・土地改良施設等被害報告書(第〇報)

工種		事務所	市町村	関係改良区等	箇所数	発生場所	被害内容	被害額(千円)	
農地	田								
	畑								
	小計								
土地改良施設	ため池								
	頭首工								
	水路								
用排水機場等	排水機場								
用排水機場等	用水機場								
用排水機場等	用排水機場								
堤防									
農道									
橋梁									
農用地保全施設									
小計									
集排	農業集落排水								
小計									
計								0	

## (7-2) 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

(茨城県地域防災計画 資料編 令和6年3月 / 16-2-1 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表 635~638頁)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内  高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込。税込)／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に協議を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内  高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<p>○建設型応急仮設住宅</p> <p>1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。</p> <p>2 基本額 1戸あたり 6,775,000円以内</p> <p>3 建設型応急仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</p>	災害発生の日から20日以内に着工	<p>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として基本額以内であればよい。</p> <p>2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。)</p> <p>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間 2年以内</p>																																						
		<p>○賃貸型応急仮設住宅</p> <p>1 規模 建設型応急仮設住宅に準じる</p> <p>2 基本額 地域の実情に応じた額</p>	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	<p>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。</p> <p>2 供与期間は建設型応急仮設住宅と同様。</p>																																						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																						
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	<p>1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月) の季別は災害発生の日をもって決定する。</p> <p>2 下記金額の範囲内</p>	災害発生の日から10日以内	<p>1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額</p> <p>2 現物給付に限ること</p>																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼</td> <td>夏季</td> <td>円 19,200</td> <td>円 24,600</td> <td>円 36,500</td> <td>円 43,600</td> <td>円 55,200</td> <td>円 8,000</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>円 31,800</td> <td>円 41,100</td> <td>円 57,200</td> <td>円 66,900</td> <td>円 84,300</td> <td>円 11,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏季</td> <td>円 6,300</td> <td>円 8,400</td> <td>円 12,600</td> <td>円 15,400</td> <td>円 19,400</td> <td>円 2,700</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>円 10,100</td> <td>円 13,200</td> <td>円 18,800</td> <td>円 22,300</td> <td>円 28,100</td> <td>円 3,700</td> </tr> </tbody> </table>					区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	全壊 全焼	夏季	円 19,200	円 24,600	円 36,500	円 43,600	円 55,200	円 8,000	冬季	円 31,800	円 41,100	円 57,200	円 66,900	円 84,300	円 11,600	半壊 半焼 床上浸水	夏季	円 6,300	円 8,400	円 12,600	円 15,400	円 19,400	円 2,700	冬季	円 10,100	円 13,200	円 18,800	円 22,300	円 28,100	円 3,700
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																			
全壊 全焼	夏季	円 19,200	円 24,600	円 36,500	円 43,600	円 55,200	円 8,000																																			
	冬季	円 31,800	円 41,100	円 57,200	円 66,900	円 84,300	円 11,600																																			
半壊 半焼 床上浸水	夏季	円 6,300	円 8,400	円 12,600	円 15,400	円 19,400	円 2,700																																			
	冬季	円 10,100	円 13,200	円 18,800	円 22,300	円 28,100	円 3,700																																			

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊娠等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000円	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 一世帯当たり  ○大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ○半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3カ月以内 (国の災害対策本部が設置された災害においては、6カ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

死体の検査	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
-------	---------------------------------------	---------------	---------------	---

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 (一時保存) ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1体当たり5,400円以内 救護班以外の検査は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇用費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の検査 6 死体の処理 7 救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇用費 (法第4条第2項)	避難者の避難支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ○避難所へ輸送するためのバス借上げ等にかかる費用 ○避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇用費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号	茨城県災害救助法施行細則により定める額	救助の実施が認められ	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

	までに規定する者		る期間以内	
	1人1日当たり			
	医師及び歯科医師			
	22,200円以内			
	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士			
	16,100円以内			
	保健師、助産師、看護師及び准看護師			
	16,400円以内			
	救急救命士			
	15,200円以内			
	土木技術者及び建築技術者			
	16,200円以内			
	大工			
	27,000円以内			
	左官			
	27,600円以内			
	とび職			
	27,000円以内			

### (7-3) 激甚災害指定基準

激甚災害指定基準	適用すべき措置
法第2章(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額&gt;全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額&gt;全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額&gt;当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 または (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額&gt;当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5</p>
法第5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、 (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額&gt;当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 または (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額&gt;10億円</p>
法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	<p>次の1又は2の要件に該当する要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外</p> <p>1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p>
法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外</p> <p>(A基準) 農業被害見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5</p> <p>(B基準) 農業被害見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数&gt;当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3</p>

激甚災害指定基準	適用すべき措置
法第 11 条の 2 (森林災害復旧事業に対する補助)	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>(A 基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。) &gt; 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 100 分の 5</p> <p>(B 基準) 林業被害見込額 &gt; 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 100 分の 1.5 かつ (1) 一の都道府県内の林業被害見込額 &gt; 当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 100 分の 60 または (2) 一の都道府県内の林業被害見込額 &gt; 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 100 分の 1</p>
法第 12 条、13 条、15 条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>(A 基準) 中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の全国中小企業所得推定額(第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業販売率の推計。以下同じ。) × 100 分の 0.2</p> <p>(B 基準) 中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 100 分の 0.06 かつ (1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 100 分の 2 または (2) 一の都道府県内の中小企業関係被害額 &gt; 1,400 億円 ただし、火災の場合又は法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
法第 16 条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、17 条、18 条(私立学校施設災害復旧事業の補助等)、19 条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	法第 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
法第 22 条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	<p>次のいずれかに該当する被害</p> <p>(A 基準) 滅失住宅戸数 &gt; 被災地全域で 4,000 戸</p> <p>(B 基準) 1 滅失住宅戸数 &gt; 被災地全域で 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 200 戸以上 (2) その区域内の住宅戸数の 10% 以上 2 滅失住宅戸数 &gt; 被災地全域で 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 400 戸以上 (2) その区域内の住宅戸数の 20% 以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情</p>

	に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
--	-----------------------

激甚災害指定基準	適用すべき措置
法第24条(公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

## (7-4) 局地激甚災害指定基準

局 地 激 甚 災 害 指 定 基 準	適用すべき措置
<p>1 公共施設災害関係</p> <p>① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）</p> <p>（イ） 当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇%を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）</p> <p>（ロ） 当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあっては、当該標準税収入の二〇%を超える市町村</p> <p>（ハ） 当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超え、かつ、一〇〇億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入の二〇%に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇%を加えた額を超える市町村</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）</p>	<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>
<p>2 農地、農業用施設等災害関係</p> <p>① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）</p> <p>ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超えるものと見なされる場合（漁船等の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。））</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置</p>

<p><b>3 林業災害関係</b></p> <p>当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超える（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇ha を超える市町村、他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五%を超える市町村が一以上ある災害</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第 11 条の 2 の措置</p>
<p><b>4 中小企業施設災害関係</b></p> <p>当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第 12 条、第 13 条及び第 15 条の措置</p>



## 8 関係法令等





## (8-1) 茨城県災害救助法施行細則

### 茨城県災害救助法施行細則

(昭和 36 年 8 月 5 日茨城県規則第 83 号)  
最終改正：平成 21 年 6 月 25 日規則第 68 号

茨城県災害救助法施行細則を次のように定める。

#### 茨城県災害救助法施行細則

茨城県災害救助法施行細則(昭和 23 年茨城県規則第 16 号)の全部を改正する。

第 1 条 知事は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)による救助の実施を決定したときは、市町村別の適用地域を告示するものとする。

(昭 58 規則 2・全改)

第 2 条 救助に関する組織は、別に定める。

(昭 37 規則 89・全改)

第 3 条 災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。)第 3 条第 1 項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第 1 に定める基準(以下「救助基準」という。)による。ただし、知事は、この救助基準により難い特別の事情があるときは、その都度、必要に応じて市町村長の意見を聞き、内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することができる。

2 前項に定めるものを除くほか、特別基準の設定に関し必要な事項は別に定める。

(昭 40 規則 70・昭 42 規則 82・昭 50 規則 53・昭 54 規則 40・平 12 規則 202・平 13 規則 6・平 25 規則 70・一部改正)

第 4 条 災害救助法施行規則(昭和 22 年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。)第 1 条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書 様式第 1 号の 1 から様式第 1 号の 4 まで

(2) 公用変更令書 様式第 2 号

(3) 公用取消令書 様式第 3 号

2 前項第 1 号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳(様式第 4 号)に登録するものとする。

3 第 1 項第 2 号の公用変更令書又は同項第 3 号の公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては、変更事項を記録するものとする。

(昭 37 規則 89・平 12 規則 137・平 17 規則 54・平 25 規則 70・一部改正)

第 5 条 当該職員が規則第 2 条の規定により収用し、又は使用すべき物資の引渡しを受け、同条第 3 項の規定により受領調書(様式第 5 号)を作成する場合は、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)の立会いの下に行わなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

(昭 50 規則 53・一部改正, 平 12 規則 137・旧第 6 条繰上・一部改正, 平 19 規則 20・一部改正)

第 6 条 規則第 3 条の規定による損失補償請求書は、様式第 6 号による。

2 損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(昭 50 規則 53・一部改正, 平 12 規則 137・旧第 7 条繰上, 平 25 規則 70・一部改正)

第 7 条 規則第 4 条の規定による公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書 様式第 7 号
- (2) 公用取消令書 様式第 8 号

2 前項第 1 号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第 9 号)に登録するものとする。

3 第 1 項第 2 号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録してこれを抹消するものとする。

(平 12 規則 137・旧第 8 条繰上, 平 25 規則 70・一部改正)

第 8 条 規則第 4 条第 2 項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(昭 50 規則 53・一部改正, 平 12 規則 137・旧第 10 条繰上・一部改正, 平 19 規則 20・一部改正)

第 9 条 令第 5 条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第 2 による。

(平 12 規則 137・旧第 11 条繰上・一部改正, 平 13 規則 6・平 25 規則 70・一部改正)

第 10 条 規則第 5 条の規定による実費弁償請求書は、様式第 10 号による。

(平 12 規則 137・旧第 12 条繰上)

第 11 条 法第 10 条第 3 項において準用する法第 6 条第 4 項に規定する当該職員の身分を示す証票は、様式第 11 号による。

(平 12 規則 137・旧第 13 条繰上, 平 19 規則 20・平 25 規則 70・一部改正)

第 12 条 令第 8 条第 2 項第 2 号の規定により知事が定める額は、法第 7 条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)に規定する労働者でない者については、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額とする。

(昭 50 規則 53・全改, 平 12 規則 137・旧第 14 条繰上, 平 25 規則 70・一部改正)

第13条 令第8条第2項第3号の規定により知事が定める額は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号)第5条に規定する給付基礎額とする。

(昭37規則89・一部改正、平12規則137・旧第15条繰上、平25規則70・一部改正)

第14条 規則第6条に規定する扶助金支給申請書は、様式第12号による。扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係るものには、次の各号の区分による当該各号に規定する書類を添付しなければならない。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他の収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
  - (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書
- 2 救助に関する業務に協力した者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、規則第6条の規定に基づき扶助金を受けようとするときは、同条及び前項各号に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書を添付しなければならない。

(昭50規則53・一部改正、平12規則137・旧第16条繰上、平13規則6・平25規則70・一部改正)

#### 付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和36年6月28日から適用する。
- 2 茨城県り災救助積立金設置条例施行規則(昭和33年茨城県規則第31号)第3条中「茨城県災害救助法施行細則(昭和23年茨城県規則第16号)」を「茨城県災害救助法施行細則(昭和36年茨城県規則第83号)」に改める。

#### 付 則(昭和36年規則第104号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 付 則(昭和37年規則第89号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 付 則(昭和38年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 付 則(昭和38年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 付 則(昭和39年規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 付 則(昭和40年規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 付 則(昭和41年規則第35号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

付 則(昭和 42 年規則第 32 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 42 年規則第 82 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 42 年 8 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 43 年規則第 62 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 44 年規則第 52 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 46 年規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 46 年規則第 58 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 47 年規則第 77 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 48 年規則第 67 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 49 年規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 10 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 49 年規則第 51 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 50 年規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 50 年規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 52 年規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、昭和 52 年 1 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 52 年規則第 58 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 53 年規則第 40 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 54 年規則第 40 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 55 年規則第 56 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 56 年規則第 76 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 58 年規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則別表の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 58 年規則第 36 号)

この規則は、昭和 58 年 8 月 1 日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則別表の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 59 年規則第 50 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 60 年規則第 65 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 61 年規則第 62 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 62 年規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 63 年規則第 63 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成元年規則第 66 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 2 年規則第 65 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 3 年規則第 59 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 4 年規則第 85 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、平成4年4月1日から適用する。

付 則(平成5年規則第72号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、平成5年4月1日から適用する。

付 則(平成6年規則第72号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、平成6年4月1日から適用する。

付 則(平成7年規則第90号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

付 則(平成10年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

付 則(平成10年規則第53号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、平成10年4月1日から適用する。

付 則(平成11年規則第77号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、平成11年4月1日から適用する。

付 則(平成12年規則第137号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年規則第202号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成13年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則別表第1及び別表第2の規定は、平成12年4月1日から適用する。

付 則(平成14年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年規則第44号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 19 年規則第 20 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年規則第 36 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年規則第 88 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 20 年規則第 56 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 21 年規則第 68 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 22 年規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 24 年規則第 46 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、平成 24 年 4 月 6 日から適用する。

付 則(平成 25 年規則第 70 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 26 年規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 27 年規則第 67 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 28 年規則第 72 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 29 年規則第 57 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 30 年規則第 76 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和元年規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和元年規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県災害救助法施行細則の規定は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

付 則(令和 2 年規則第 54 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和 3 年規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和 3 年規則第 47 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和4年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和5年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和5年規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表第1(第3条)

(昭40規則70・全改、昭41規則35・昭42規則32・昭42規則82・昭43規則62・昭44規則52・昭46規則31・昭46規則58・昭47規則77・昭48規則67・昭49規則2・昭49規則51・昭50規則1・昭50規則53・昭52規則4・昭52規則58・昭53規則40・昭54規則40・昭55規則56・昭56規則76・昭58規則2・昭58規則36・昭59規則50・昭60規則65・昭61規則62・昭62規則53・昭63規則63・平元規則66・平2規則65・平3規則59・平4規則85・平5規則72・平6規則72・平7規則90・平10規則3・平10規則53・平11規則77・平13規則6・平14規則11・平15規則54・平16規則44・平17規則54・平18規則61・平19規則36・平19規則88・平20規則56・平21規則68・平22規則43・平24規則46・平25規則70・平26規則53・平27規則67・平28規則72・平29規則57・平30規則76・令元規則39・令3規則47・令4規則34・令5規則48・令5規則54・一部改正)

令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間

#### 1 避難所及び応急仮設住宅の供与

##### (1) 避難所

ア 「避難所」は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ 「避難所」は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ 「避難所」設置のため支出できる費用は、「避難所」の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第4条第2項の「避難所」については、建物の使用謝金及び光熱水費)とし、1人1日当たり340円以内とする。

エ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 「避難所」での避難生活が長期にわたる場合等においては、「避難所」で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借り上げを実施し、これを供与することができる。

カ 法第4条第1項第1号の「避難所」を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の「避難所」を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、当該救助を終了した日までの期間とする。

## (2) 応急仮設住宅

「応急仮設住宅」は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに対して、建設し、民間賃貸住宅を借り上げ、又はその他の適切な方法により供与するものとする。

### ア 建設型応急住宅

(ア) 建設型応急住宅(建設して供与する「応急仮設住宅」をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用する事が困難な場合は、民有地を利用することができる。

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費その他の一切の経費とし、6,775,000円以内とする。

(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、50戸未満の場合であっても、その戸数に応じた小規模な居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

(エ) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。

(オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

(カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

(キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

### イ 賃貸型応急住宅

(ア) 賃貸型応急住宅(借り上げて供与する「応急仮設住宅」をいう。以下同じ。)の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)の規模に準ずることとし、その借り上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。

(ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)の期間と同様の期間とする。

## 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

### (1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 「炊き出しその他による食品の給与」は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 「炊き出しその他による食品の給与」は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 「炊き出しその他による食品の給与」を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,230円以内とする。

エ 「炊き出しその他による食品の給与」を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

### (2) 飲料水の供給

ア 「飲料水の供給」は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 「飲料水の供給」を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 「飲料水の供給」を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

## 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」のため支出できる費用は、季別(災害発生の日をもって決定する。)及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を
----	----	------	------	------	------	------	---------

							増すごとに 加算する額
夏季	4月～9月	円 19、200	円 24、600	円 36、500	円 43、600	円 55、200	円 8、000
冬季	10月～3月	31、800	41、100	57、200	66、900	84、300	11、600

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を 増すごとに 加算する額
夏季	4月～9月	円 6、300	円 8、400	円 12、600	円 15、400	円 19、400	円 2、700
冬季	10月～3月	10、100	13、200	18、800	22、300	28、100	3、700

(4) 「被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与」は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

#### 4 医療及び助産

##### (1) 医療

ア 「医療」は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 「医療」は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所(「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)」及び「柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)」に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において、「医療」(施術者が行うことできる範囲の施術を含む。)を行うことができるものとする。

ウ 「医療」は、次の範囲内において行うものとする。

- (ア) 診療
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

エ 「医療」のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国

民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

オ 「医療」を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

(2) 助産

ア 「助産」は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失った者に対して行うものとする。

イ 「助産」は、次の範囲内において行うものとする。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 「助産」のため支出できる費用は救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の 2 割引以内の額とする。

エ 「助産」を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 「被災者の救出」は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 「被災者の救出」のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 「被災者の救出」を実施する期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。

イ 「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1 世帯当たり 50,000 円以内とする。

ウ 「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 706,000 円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円

ウ 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」は、災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内)に完了するものとする。

## 7 生業に必要な資金の貸与

(1) 「生業に必要な資金の貸与」は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

(2) 「生業に必要な資金」は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

(3) 「生業に必要な資金の貸与」として貸付けできる金額は、次に掲げる額以内とする。

ア 生業費 1件当たり 30,000 円

イ 就職支度費 1件当たり 15,000 円

(4) 「生業に必要な資金の貸与」には次の条件を付するものとする。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

(5) 「生業に必要な資金の貸与」は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

## 8 学用品の給与

(1) 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。), 中学校生徒(義務教育学校の後期課程, 中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。), 中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。), 特別支援学校の高等部, 高等専門学校, 専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。

(2) 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 「学用品の給与」のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

「教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)」第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1 人当たり 4,800 円

中学校生徒 1 人当たり 5,100 円

高等学校等生徒 1 人当たり 5,600 円

(4) 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、他の学用品については 15 日以内に完了するものとする。

## 9 埋葬

(1) 「埋葬」は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

(2) 「埋葬」は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施するものに支給するものとする。

ア 棺(付属品を含む。)

イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 「埋葬」のため支出できる費用は、1 体当たり大人 219,100 円以内、小人 175,200 円以内とする。

(4) 「埋葬」は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

## 10 死体の搜索

(1) 「死体の搜索」は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うとする。

(2) 「死体の搜索」のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 「死体の搜索」は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

## 11 死体の処理

(1) 「死体の処理」は、災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

(2) 「死体の処理」は、次の範囲内において行うものとする。

- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 死体の一時保存
- ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行う。

(4) 「死体の処理」のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,500円以内とする。ただし、死体の一部保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、これらの費用に当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 救護班による検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(5) 「死体の処理」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

## 12 障害物の除去

(1) 「障害物の除去」は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 「障害物の除去」のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,700円以内とする。

(3) 「障害物の除去」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

## 13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

- ア 被災者(法第4条第2項の救助にあっては避難者)の避難に係る支援
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の搜索
- カ 死体の処理
- キ 救助用物資の整理配分

(2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の費用とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

## 14 救助事務費

- (1) 救助事務費(「救助の事務」を行うのに必要な費用をいう。以下同じ。)に支出できる範囲は、「救助の事務」を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。
- ア 時間外勤務手当
  - イ 賃金職員等雇上費
  - ウ 旅費
  - エ 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。)
  - オ 使用料及び賃借料
  - カ 通信運搬費
  - キ 委託費
- (2) 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る前号アからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。
- ア 3,000 万円以下の部分の金額 100 分の 10
  - イ 3,000 万円を超え 6,000 万円以下の部分の金額 100 分の 9
  - ウ 6,000 万円を超え 1 億円以下の部分の金額 100 分の 8
  - エ 1 億円を超える部分の金額 100 分の 7
  - オ 2 億円を超える部分の金額 100 分の 6
  - カ 3 億円を超える部分の金額 100 分の 5
  - キ 5 億円を超える部分の金額 100 分の 4
- (3) 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第 1 項から第 13 項までに規定する救助の実施のために支出した費用及び別表第 2 に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第 9 条第 2 項に規定する損失補償に要した費用の額、令第 8 条第 2 項に定めるところにより算定した法第 12 条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第 19 条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第 20 条第 1 項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額をいう。

### 別表第 2(第 9 条)

(昭 40 規則 70・全改、昭 43 規則 62・昭 44 規則 52・昭 46 規則 31・昭 46 規則 53・昭 47 規則 77・昭 48 規則 67・昭 49 規則 51・昭 50 規則 53・昭 52 規則 4・昭 52 規則 58・昭 53 規則 40・昭 54 規則 40・昭 55 規則 56・昭 56 規則 76・昭 58 規則 2・昭 59 規則 50・昭 60 規則 65・昭 61 規則 62・昭 62 規則 53・昭 63 規則 63・平元規則 66・平 2 規則 65・平 3 規則 59・平 4 規則 85・平 5 規則 72・平 6 規則 72・平 7 規則

90・平 10 規則 3・平 10 規則 53・平 11 規則 77・平 12 規則 137・平 13 規則 6・平 14  
規則 11・平 15 規則 54・平 16 規則 44・平 19 規則 88・平 20 規則 56・平 21 規則  
68・平 22 規則 43・平 24 規則 46・平 25 規則 70・平 27 規則 67・平 28 規則 72・平  
29 規則 57・平 30 規則 76・令元規則 11・令 2 規則 54・令 3 規則 39・令 4 規則 34・  
令 5 規則 48・一部改正)

令第 5 条の規定による実費弁償

1 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師

1 人 1 日当たり 22,200 円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士

1 人 1 日当たり 16,100 円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師

1 人 1 日当たり 16,400 円以内

エ 救急救命士

1 人 1 日当たり 15,200 円以内

オ 土木技術者及び建築技術者

1 人 1 日当たり 16,200 円以内

カ 大工

1 人 1 日当たり 27,000 円以内

キ 左官

1 人 1 日当たり 27,600 円以内

ク とび職

1 人 1 日当たり 27,000 円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに前号アからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

職種ごとに第 1 号アからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例(昭和 28 年茨城県条例第 56 号)に定める額以内とする。

2 令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内とする。

様式第1号の1

保 管	第	号
-----	---	---

公 用 令 書

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資の保管を命ずる。

年 月 日

茨城県知事

(印)

記

物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	期 間

切 取 線

受 領 書

保 管	第	号
-----	---	---

1 公用令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名(印)

(法人その他の団体については、その名称)

茨城県知事 殿

様式第1号の2

收用	第	号
----	---	---

公 用 令 書

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資を収用する。

年 月 日

茨城県知事

(印)

記

物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	引 渡 時 期

-----切 取 線-----

受 領 書

收用	第	号
----	---	---

1 公用令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名(印)

(法人その他の団体については、その名称)

茨城県知事 殿

様式第1号の3

管 理	第	号
-----	---	---

公 用 令 書

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の施設を管理する。

年 月 日

茨城県知事

(印)

記

施 設 の 名 称	種 類	所 在 の 場 所	管 理 の 範 囲	期 間

切 取 線

受 領 書

管 理	第	号
-----	---	---

1 公用令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名 (印)

(法人その他の団体については、その名称)

茨城県知事 殿

様式第1号の4

使用〔土地、家 屋、物資〕	第      号
------------------	----------

公      用      令      書

住      所

(所在地)

氏                  名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の土地、家屋、物資を使用する。

年      月      日

茨城県知事

印

記

区分	種類	数量	所在の場所	範囲	期間	引渡時期
土地						
家屋						
物資						

切 取 線

受 領 書

使用〔土地、家 屋、物資〕	第      号
------------------	----------

1 公用令書

上記令書を受領した。

年      月      日

住 所

(所在地)

氏 名印

(法人その他の団体については、その名称)

茨城県知事 殿

様式第2号

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号、年月日	第 号 年 月 日

公用変更令書

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づく 公用令書を、下記のとおり変更したので、同法施行規則第1条第4項の規定により、これを交付する。

年 月 日

茨城県知事

印

記

物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	期 間

(収用、管理、使用の場合は、それぞれの公用令書の記に記載の欄を設けること。)

切 取 線

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号、年月日	第 号 年 月 日

受 領 書

1 公用変更令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名印

(法人その他の団体については、その名称)

茨城県知事 殿

樣式第3号

公用取消令書 発付番号	第	号
公用令書発付 番号, 年月日	第	号

## 公用取消令書

## 住 所

(所在地)

氏名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づく  
を必要としなくなったので、同法施行規則第1条第5項の規定により、これを交付する。

年      月      日

茨城県知事

印

公用取消令書 発付番号	第	号
公用令書発付 番号、年月日	第	号

## 受領書

## 切取線

## 1 公用取消令書

上記令書を受領した。

年      月      日

## 住 所

(所在地)

氏

名印

(法人その他の団体については、その名称)

茨城県知事 殿

様式第4号

公用令書発付 番 号	第 号
公用令書発付 年 月 日	年 月 日

強制物件台帳

所有者	住 所	氏	名
占有者	住 所	氏	名

(法人その他の団体については、その所在地及び名称)

区分	種類	数量	所在の場所	名称	範囲	期間	引渡時期	備考 〔変更理由 その他〕
公用令書 の 内 容								
変更事項 及 び その理由								
取消理由								
損失 補償欄	種類	請求額	請求者	補償額	補償年月日	備考		

受 領 調 書

災害救助法第9条によって収用(使用)する物資を下記のとおり受領した。よって、受領調書を作成し、各1通所持するものとする。

年 月 日



茨城県職員

受領者 氏

名印

物資所有者(又は占有者)

立会人 氏

名印

記

- 1 受領した県名
- 2 受領した物資の種類及び数量
- 3 受領した年月日
- 4 受領した場所
- 5 その他必要と認める事項

損失補償請求書

公用令書発付番号	第 号
公用令書発付年月日	年 月 日

請求額 円

内訳 損失補償額算出明細書及び受領調書写別紙のとおり

上記金額を、下記の理由により請求する。

記

請求理由

年 月 日



住 所

(所在地)

氏

名印

(法人その他の団体については、その名称、代表者氏名)

茨城県知事 殿

## 様式第7号

公用令書 発付番号	第       号
--------------	-----------

## 公用令書

住 所

職 業

氏 名

年 月 日 生

〔 法人その他の団体については、その名称、事業の種類及び主たる事務所の所在地 〕

上記の者、災害救助法第7条の規定に基づき次のとおり従事を命ずる。

従事すべき救助業務					
従事すべき場所					
従事すべき期間	自 至	年	月	日	日間
出頭すべき日時及び場所					

(法人その他の団体については、従事すべき業務の内容、計画その他必要と認める事項を記載すること。)

年 月 日

茨城県知事

印

切 取 線

公用令書 発付番号	第       号
--------------	-----------

## 受 領 書

1 公用令書

上記令書を受領した。

年 月 日 午 前  
後 時 分

住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人その他の団体については、その名称)

茨城県知事 殿

従事令書の交付を受けた者の心得

- 1 従事令書の交付を受けた者は、この令書を携え、指定の日時及び場所に出頭し、当該職員に届け出ること。
- 2 従事令書の交付を受けた者が傷病、疾病等により指定の日時に出頭し難い場合には、医師の診断書(やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書)を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。
- 3 従事令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その市町村長、警察官、船長又は駅長の証明書を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。
- 4 従事令書の交付を受けた者で、旅費の前渡金払を受けなければ出頭することができない者は、居住地の市町村長にこの令書を提示し、立替払を請求することができる。ただし、出頭すべき場所が居住地の市町村であるときは、この限りでない。
- 5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により6月以下の懲役、又は300,000円以下の罰金に処せられる。

様式第8号

公用取消令書 番号	第 号
公用令書発付 番号、年月日	第 号 年 月 日

公用取消令書

住 所

(所在地)

職 業 氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第7条の規定に基づく公用令書は、その必要がなくなったので、同法施行規則第4条の規定により、これを交付する。

年 月 日

茨城県知事

印

公用取消令書 番号	第 号	切	取	線
公用令書番号 年 月 日	第 号 年 月 日	受	領	書

1 公用取消令書

上記令書を受領した。

年 月 日 前  
午 後 時 分

住 所

(所在地)

氏

名印

(法人その他の団体については、その名称)

茨城県知事 殿

## 様式第9号

公用令書 発付番号	第 号
公用令書 発付年月日	年 月 日

## 救助従事者台帳

住 所  
職 業 氏 名  
年 月 日 生

従事すべき救助業務						
従事すべき場所						
従事すべき期間						
出頭すべき場所						
出頭すべき日時						
公用令書取消理由						
負傷、疾病にかかり又は死亡した日時						
負傷、疾病にかかり又は死亡した原因						
傷病名、傷病の程度及び身体の状況						
備 考						
負傷、疾病にかかり又は死亡したとき、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職業	備考	
扶助金支給欄	扶助金の種類	金額	支給年月日	備考		

様式第10号

公用令書 発付番号	第 号
公用令書 発付年月日	年 月 日

実費弁償請求書

請求額 円

内訳 別紙明細書のとおり

災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、下記事実によって、上記金額を請求する。

記

- 1 従事した業務
- 2 従事した期間
- 3 従事した場所

年 月 日

住 所

(所在地)

職 業 氏

名印

茨城県知事 殿

( 経由 )

様式第11号

注 意 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2 この証票は、 年 月 日まで有効とする。 3 この証票は、有効期間が経過したり、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。	第 号 所属庁 職名 氏 名 年 月 日交付 茨城県知事 印
災害救助法第10条の規定による立入検査 証 票	災害救助法 第10条 (条文記入)

様式第12号

療養

休業

障害

災害救助法による 扶助金支給申請書

遺族

葬祭

打切

負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の住所氏名							
負傷し、疾病にかかり又は死亡した日時及び場所							
負傷、疾病又は死亡の原因							
傷病名、傷病の程度及び身体の状況							
公用令書番号							
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人と関係のあった主なる親族の状況	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考		

災害救助法第12条の規定による扶助金を支給されたく別紙を添えて申請する。

年 月 日

住 所

氏 名

(印)

## (8-2) 被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書

(茨城県地域防災計画 資料編 令和6年3月 / 18-1 被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書 688頁)

番 号

平成 年 月 日

### 被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

茨城県知事 橋 本 昌 殿

市町村長名

印

このことについて、被災者生活再建支援法施行令第1条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

災害発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分				
災害の原因及び概況					
被害の状況 災害発生場所 (町・字名)	人口	全 壊 世帯数	半 壊 世帯数	床上浸水 世帯数	備 考
人	世帯	世帯	世帯	世帯	
合 計					

注1：被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当する市町村にあっては全ての項目を記載すること。

注2：被災者生活再建支援法施行令第1条第2号～5号に該当する市町村にあっては、全壊世帯数のみ記載すること。

番 号

令和 年 月 日

## 被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

茨城県知事 大井川 和彦 殿

市町村長名

印

このことについて、被災者生活再建支援法施行令第1条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

災害発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分				
災害の原因及び概況					
灾害発生場所 (町・字名)	人口	全 壊 世帯数	半 壊 世帯数	床上浸水 世帯数	備 考
	人	世帯	世帯	世帯	
合 計					

注1：被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当する市町村にあっては全ての項目を記載すること。

注2：被災者生活再建支援法施行令第1条第2号、3号に該当する市町村にあっては、全壊世帯数のみ記載すること。

注3：被災者生活再建支援法施行令第1条第4～6号に該当する市町村にあっては、人口及び全壊世帯数を記載すること。

## (8-3) 災害対策基本法

(昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号)  
最終改正：平成二十五年六月二一日法律第五四号

(最終改正までの未施行法令)  
平成二十五年六月十四日法律第四十四号 (未施行)  
平成二十五年六月二十一日法律第五十四号 (一部未施行)

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 防災に関する組織

第一節 中央防災会議(第十二条—第十三条)

第二節 地方防災会議(第十四条—第二十三条の二)

第三節 特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部(第二十三条の三—第二十八条の六)

第四節 災害時における職員の派遣(第二十九条—第三十三条)

第三章 防災計画(第三十四条—第四十五条)

第四章 災害予防

第一節 通則(第四十六条—第四十九条の三)

第二節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等(第四十九条の四—第四十九条の九)

第三節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等(第四十九条の十一—第四十九条の十七)

第五章 災害応急対策

第一節 通則(第五十条—第五十三条)

第二節 警報の伝達等(第五十四条—第五十七条)

第三節 事前措置及び避難(第五十八条—第六十一条の八)

第四節 応急措置等(第六十二条—第八十六条の五)

第五節 被災者の保護

第一款 生活環境の整備(第八十六条の六・第八十六条の七)

第二款 広域一時滞在(第八十六条の八—第八十六条の十三)

第三款 被災者の運送(第八十六条の十四)

第四款 安否情報の提供等(第八十六条の十五)

第六節 物資等の供給及び運送(第八十六条の十六—第八十六条の十八)

第六章 災害復旧(第八十七条—第九十条)

第七章 被災者の援護を図るための措置(第九十条の二—第九十条の四)

第八章 財政金融措置(第九十一条—第一百四条)

第九章 災害緊急事態(第一百五条—第一百九条の二)

第十章 雜則(第一百十条—第一百十二条)

第十一章 罰則(第一百十三条—第一百十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(平二五法五四・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
  - イ 内閣府、官内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関
  - ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに官内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
  - ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに官内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
  - ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
- 四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第四十三条及び第五十七条(官内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)並びに官内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 五 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 六 指定地方公共機関 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)及び港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の港務局(第八十二条第一項において「港務局」という。)、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- 七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
- 八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。
- 九 防災業務計画 指定行政機関の長(当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十五条第六項第二号、第二十八条第二項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。)又は指定公共機関(指定行政機関の

長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関)が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

- イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの
- ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの
- ハ 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの
- ニ 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

(昭五三法二九・昭五八法七八・昭五九法七一・昭五九法八七・昭六一法九三・平七法一三二・平九法九八・平一一法八七・平一一法一六〇・平一一法二二〇・平一四法九八・平一五法一一九・平一七法一〇二・平二四法四一・平二五法五四・平二八法四七・令三法三〇・令三法三六・一部改正)

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。)その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(平二五法五四・追加)

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

- 2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。
- 3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるよう、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(平二五法五四・一部改正)

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(平二五法五四・一部改正)

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に發揮するよう努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(平七法一三二・平二四法四一・平二五法五四・一部改正)

(地方公共団体相互の協力)

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するよう努めなければならない。

(平七法一三二・追加)

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

(平二五法五四・追加)

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのつとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(平二五法五四・一部改正)

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

- 2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するよう努めなければならない。

(平七法一三二・平二四法四一・平二五法五四・一部改正)

(施策における防災上の配慮等)

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項

二 治山、治水その他の国土の保全に関する事項

ろう

三 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項

四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項

五 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項

六 災害の予報及び警報の改善に関する事項

七 地震予知情報(大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二条第三号の地震予知情報をいう。)を周知させるための方法の改善に関する事項

八 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項

九 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項

十 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項

十一 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項

十二 地方公共団体の相互応援、第六十一条の四第三項に規定する広域避難及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四 被災者的心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項

十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に対する防災上必要な措置に関する事項

十六 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項

十七 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項

十八 防災上必要な教育及び訓練に関する事項

十九 防災思想の普及に関する事項

(昭四四法三八・昭五三法七三・平七法一三二・平二四法四一・平二五法五四・令三法三〇・一部改正)

(政府の措置及び国会に対する報告)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

2 政府は、毎年、政令で定めるところにより、防災に関する計画及び防災に関してとつた措置の概況を国会に報告しなければならない。

(他の法律との関係)

第十条 防災に関する事務の処理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

## 第二章 防災に関する組織

### 第一節 中央防災会議

(中央防災会議の設置及び所掌事務)

第十一条 内閣府に、中央防災会議を置く。

2 中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防災基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 内閣総理大臣又は内閣府設置法第九条の二に規定する特命担当大臣(以下「防災担当大臣」という。)の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。

三 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣又は防災担当大臣に意見を述べること。

四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

3 内閣総理大臣は、次に掲げる事項については、中央防災会議に諮問しなければならない。

一 防災の基本方針

二 防災に関する施策の総合調整で重要なもの

三 非常災害又は第二十三条の三第一項に規定する特定災害に際し一時的に必要とする緊急措置の大綱

四 災害緊急事態の布告

五 その他内閣総理大臣が必要と認める防災に関する重要事項

(昭三七法一〇九・平七法一三二・平一一法一〇二・平一一法一六〇・平二四法四一・平二七法六六・令三法三〇・一部改正)

(中央防災会議の組織)

第十二条 中央防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 防災担当大臣

二 防災担当大臣以外の国務大臣、内閣危機管理監、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

6 中央防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 7 専門委員は、関係行政機関及び指定公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 中央防災会議に、幹事を置き、内閣官房の職員又は指定行政機関の長(国務大臣を除く。)若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 9 幹事は、中央防災会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 10 前各項に定めるもののほか、中央防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三七法一〇九・昭五三法七三・昭五八法八〇・平七法一三二・平一一法一〇二・令三法三〇・一部改正)

(関係行政機関等に対する協力要求等)

第十三条 中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 中央防災会議は、その所掌事務の遂行について、地方防災会議(都道府県防災会議又は市町村防災会議をいう。以下同じ。)又は地方防災会議の協議会(都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会をいう。以下同じ。)に対し、必要な勧告をすることができる。

(平一一法八七・平二四法四一・一部改正)

## 第二節 地方防災会議

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第十四条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

- 2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - 二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
  - 三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
  - 四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平二四法四一・一部改正)

(都道府県防災会議の組織)

第十五条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
  - 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
  - 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
  - 四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長

- 五 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
  - 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
  - 七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
  - 八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
  - 7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
  - 8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

(平二四法四一・一部改正)

(市町村防災会議)

- 第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。
- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
  - 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
  - 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき(第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。)は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
  - 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聞くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
  - 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第二項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約)で定める。

(平一一法八七・平二三法一〇五・平二四法四一・一部改正)

(地方防災会議の協議会)

- 第十七条 都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。
- 2 前項の規定により協議会を設置したときは、都道府県防災会議の協議会にあっては内閣総理大臣に、市町村防災会議の協議会にあっては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

(平一一法八七・一部改正)

第十八条及び第十九条 削除

(平一一法八七)

(政令への委任)

- 第二十条 第十七条に規定するもののほか、地方防災会議の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法八七・一部改正)

(関係行政機関等に対する協力要求)

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議(地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。)は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(平二四法四一・一部改正)

(地方防災会議等相互の関係)

第二十二条 地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。

2 都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができる。

(平一一法八七・一部改正)

(都道府県災害対策本部)

第二十三条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

- 2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。
- 3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。
  - 一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
  - 二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
  - 三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(平七法一三二・平二四法四一・一部改正)

(市町村災害対策本部)

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
  - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
  - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(平二四法四一・追加、平二五法五四・一部改正)

### 第三節 特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部

(平七法一三二・令三法三〇・改称)

(特定災害対策本部の設置)

第二十三条の三 災害(その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるものに限る。以下この項において同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害が、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、かつ、当該災害に係る地域の状況その他の事情を勘案して当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるもの(以下「特定災害」という。)であるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に特定災害対策本部を設置することができる。

- 2 内閣総理大臣は、特定災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

(令三法三〇・追加)

(特定災害対策本部の組織)

第二十三条の四 特定災害対策本部の長は、特定災害対策本部長とし、防災担当大臣その他の国務大臣をもつて充てる。

- 2 特定災害対策本部長は、特定災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 特定災害対策本部に、特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員を置く。
- 4 特定災害対策副本部長は、特定災害対策本部長を助け、特定災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。特定災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ特定災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 5 特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 6 特定災害対策本部に、当該特定災害対策本部の所管区域にあつて当該特定災害対策本部長の定めるところにより当該特定災害対策本部の事務の一部を行う組織として、特定災害現地対策本部を置くことができる。この場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十六条第四項の規定は、適用しない。
- 7 内閣総理大臣は、前項の規定により特定災害現地対策本部を置いたときは、これを国会に報告しなければならない。
- 8 前条第二項の規定は、特定災害現地対策本部について準用する。
- 9 特定災害現地対策本部に、特定災害現地対策本部長及び特定災害現地対策本部員その他の職員を置く。
- 10 特定災害現地対策本部長は、特定災害対策本部長の命を受け、特定災害現地対策本部の事務を掌理する。
- 11 特定災害現地対策本部長及び特定災害現地対策本部員その他の職員は、特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員のうちから、特定災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

(令三法三〇・追加)

(特定災害対策本部の所掌事務)

第二十三条の五 特定災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
- 二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
- 三 特定災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。
- 四 第二十三条の七の規定により特定災害対策本部長の権限に属する事務
- 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(令三法三〇・追加)

(指定行政機関の長の権限の委任)

第二十三条の六 指定行政機関の長は、特定災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該特定災害対策本部員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

- 2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(令三法三〇・追加)

(特定災害対策本部長の権限)

第二十三条の七 特定災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該特定災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

- 2 特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。
- 3 特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 特定災害対策本部長は、特定災害現地対策本部が置かれたときは、前三項の規定による権限の一部を特定災害現地対策本部長に委任することができる。

5 特定災害対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(令三法三〇・追加)

(非常災害対策本部の設置)

第二十四条 非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるとときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。

2 第二十三条の三第二項の規定は、非常災害対策本部について準用する。

3 第一項の規定により非常災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部は廃止されるものとし、非常災害対策本部が当該特定災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

(昭五八法七八・平七法一三二・平一一法一〇二・令三法三〇・一部改正)

(非常災害対策本部の組織)

第二十五条 非常災害対策本部の長は、非常災害対策本部長とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもつて充てる。

- 2 非常災害対策本部長は、非常災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 非常災害対策本部に、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員を置く。
- 4 非常災害対策副本部長は、内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣をもつて充てる。
- 5 非常災害対策副本部長は、非常災害対策本部長を助け、非常災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。非常災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ非常災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 非常災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - 一 非常災害対策本部長及び非常災害対策副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者
  - 二 副大臣、内閣危機管理監又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 7 非常災害対策副本部長及び非常災害対策本部員以外の非常災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 非常災害対策本部に、当該非常災害対策本部の所管区域にあつて当該非常災害対策本部長の定めるところにより当該非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として、非常災害現地対策本部を置くことができる。
- 9 第二十三条の四第六項後段、第七項及び第八項の規定は、非常災害現地対策本部について準用する。
- 10 非常災害現地対策本部に、非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員を置く。
- 11 非常災害現地対策本部長は、非常災害対策本部長の命を受け、非常災害現地対策本部の事務を掌理する。
- 12 非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員は、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員のうちから、非常災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

(平七法一三二・平一一法八七・平一一法一〇二・令三法三〇・一部改正)

(非常災害対策本部の所掌事務)

第二十六条 非常災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
- 二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。

- 三 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。
- 四 第二十八条の規定により非常災害対策本部長の権限に属する事務
- 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(平二四法四一・一部改正)

(指定行政機関の長の権限の委任)

第二十七条 指定行政機関の長は、非常災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該非常災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

- 2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(令三法三〇・一部改正)

(非常災害対策本部長の権限)

第二十八条 非常災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該非常災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

- 2 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。
- 3 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 非常災害対策本部長は、前三項の規定による権限の全部又は一部を非常災害対策副本部長に委任することができる。
- 5 非常災害対策本部長は、非常災害現地対策本部が置かれたときは、第一項から第三項までの規定による権限(第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができる。
- 6 非常災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(平七法一三二・平一一法一六〇・平二四法四一・令三法三〇・一部改正)

(緊急災害対策本部の設置)

第二十八条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。

- 2 第二十三条の三第二項の規定は、緊急災害対策本部について準用する。
- 3 第一項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る特定災害対策本部又は非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

(平七法一三二・追加、平一一法一〇二・令三法三〇・一部改正)

(緊急災害対策本部の組織)

第二十八条の三 緊急災害対策本部の長は、緊急災害対策本部長とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもつて充てる。

- 2 緊急災害対策本部長は、緊急災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 緊急災害対策本部に、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員を置く。
- 4 緊急災害対策副本部長は、内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣をもつて充てる。
- 5 緊急災害対策副本部長は、緊急災害対策本部長を助け、緊急災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。緊急災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ緊急災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 緊急災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - 一 緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外のすべての国務大臣
  - 二 内閣危機管理監
  - 三 副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 7 緊急災害対策副本部長及び緊急災害対策本部員以外の緊急災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 緊急災害対策本部に、当該緊急災害対策本部の所管区域にあつて当該緊急災害対策本部長の定めるところにより当該緊急災害対策本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、緊急災害現地対策本部を置くことができる。
- 9 第二十三条の四第六項後段、第七項及び第八項の規定は、緊急災害現地対策本部について準用する。
- 10 緊急災害現地対策本部に、緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員を置く。
- 11 緊急災害現地対策本部長は、緊急災害対策本部長の命を受け、緊急災害現地対策本部の事務を掌理する。
- 12 緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員は、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員のうちから、緊急災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

(平七法一三二・追加、平一一法一〇二・令三法三〇・一部改正)

(緊急災害対策本部の所掌事務)

第二十八条の四 緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
- 二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
- 三 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。
- 四 第二十八条の六の規定により緊急災害対策本部長の権限に属する事務
- 五 前各号に掲げるものほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(平七法一三二・追加、平二四法四一・一部改正)

(指定行政機関の長の権限の委任)

第二十八条の五 指定行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

- 2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(平七法一三二・追加)

(緊急災害対策本部長の権限)

第二十八条の六 緊急災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該緊急災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

- 2 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。
- 3 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 緊急災害対策本部長は、前三項の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。
- 5 緊急災害対策本部長は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、第一項から第三項までの規定による権限(第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)の一部を緊急災害現地対策本部長に委任することができる。
- 6 緊急災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(平七法一三二・追加、平一一法一六〇・平二四法四一・一部改正)

#### 第四節 災害時における職員の派遣

(職員の派遣の要請)

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員(以下「都道府県知事等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。)に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員(以下「市町村長等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。)に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(平一一法二二〇・平一四法九八・平一七法一〇二・平二六法六七・一部改正)

(職員の派遣のあつせん)

第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第百二十四条第一項の規定による職員(指

定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(次条において「特定地方公共機関」という。)の職員に限る。)の派遣についてあつせんを求めることができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

(平七法一三二・平一一法二二〇・平一五法一一九・平二五法四四・一部改正)

(職員の派遣義務)

第三十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(平一一法二二〇・平一五法一一九・一部改正)

(派遣職員の身分取扱い)

第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法二二〇・一部改正)

(派遣職員に関する資料の提出等)

第三十三条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、都道府県知事又は指定公共機関は、内閣総理大臣に対し、第三十一条の規定による職員の派遣が円滑に行われるよう、定期的に、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識又は経験を有する職員の職種別現員数及びこれらの者の技術、知識又は経験の程度を記載した資料を提出するとともに、当該資料を相互に交換しなければならない。

(平一一法二二〇・一部改正)

### 第三章 防災計画

(防災基本計画の作成及び公表等)

第三十四条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第三十五条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 防災に関する総合的かつ長期的な計画
  - 二 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
  - 三 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの
- 2 防災基本計画には、次に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。
    - 一 国土の現況及び気象の概況
    - 二 防災上必要な施設及び設備の整備の概況
    - 三 防災業務に従事する人員の状況

四 防災上必要な物資の需給の状況

五 防災上必要な運輸又は通信の状況

六 前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項

(昭四四法三八・平七法一三二・一部改正)

(指定行政機関の防災業務計画)

第三十六条 指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

- 2 指定行政機関の長は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに都道府県知事及び関係指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 3 第二十一条の規定は、指定行政機関の長が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第三十七条 防災業務計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 所掌事務について、防災に関しとるべき措置
- 二 前号に掲げるもののほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項
- 2 指定行政機関の長は、防災業務計画の作成及び実施にあたつては、他の指定行政機関の長が作成する防災業務計画との間に調整を図り、防災業務計画が一体的かつ有機的に作成され、及び実施されるように努めなければならない。

(平七法一三二・一部改正)

(他の法令に基づく計画との関係)

第三十八条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次に掲げる防災に関する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

- 一 國土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第二条第一項に規定する國土形成計画
- 二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四条第一項に規定する全国森林計画及び同条第五項に規定する森林整備保全事業計画
- 三 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第三条第一項に規定する災害防除に関する事業計画
- 四 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)第二条第一項に規定する保安林整備計画
- 五 首都圈整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第二項に規定する首都圈整備計画
- 六 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第四条第一項に規定する多目的ダムの建設に関する基本計画
- 七 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)第二条第二項に規定する災害防除事業五箇年計画
- 八 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第三条第一項に規定する豪雪地帯対策基本計画
- 九 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第百二十九号)第二条第二項に規定する近畿圏整備計画
- 十 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第百二号)第二条第二項に規定する中部圏開発整備計画
- 十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第四十三条の五第一項に規定する排出油等の防除に関する計画
- 十二 社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画

### 十三 前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

(昭三七法六八・昭三七法七三・昭五一法四七・昭五三法七三・平一五法二一・平一五法九二・平一五法五三・平一六法三六・平一七法八九・平一八法六八・平一九法二一・一部改正)

(指定公共機関の防災業務計画)

第三十九条 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

- 2 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 3 第二十一条の規定は、指定公共機関が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県地域防災計画)

第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(次項において「管轄指定地方行政機関等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱
  - 二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
  - 三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 4 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聞くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(平二三法三七・平二三法一〇五・平二四法四一・令三法三〇・一部改正)

第四十一条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

- 一 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第七条第一項及び第六項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第三十三条第一項に規定する指定管理団体の水防計画
- 二 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第四条第一項に規定する離島振興計画
- 三 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第二条の三第一項の海岸保全基本計画
- 四 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第九条に規定する地すべり防止工事に関する基本計画
- 五 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第十四条第一項に規定する避難施設緊急整備計画並びに同法第十九条第一項に規定する防災営農施設整備計画、同条第二項に規定する防災林業経営施設整備計画及び同条第三項に規定する防災漁業経営施設整備計画
- 六 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)第二条第一項に規定する地震対策緊急整備事業計画
- 七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第三条第一項に規定する半島振興計画
- 八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画  
(昭四三法五一・昭四八法六一・昭五三法二九・昭五三法七三・昭五五法六三・平一一法五四・平一一法八七・平一四法九〇・平一七法七・平一七法三七・平一七法八九・平二三法一二四・平二五法三五・平二七法二二・平二七法五二・一部改正)

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第四項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱
  - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
  - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(平二三法一〇五・平二四法四一・平二五法五四・令三法三〇・一部改正)

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

(平二五法五四・追加)

(都道府県相互間地域防災計画)

第四十三条 都道府県防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る都道府県相互間地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県相互間地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 都道府県相互間地域防災計画は、第四十条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。
- 3 第四十条第三項から第五項までの規定は、都道府県相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県防災会議」とあるのは、「都道府県防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

(平一一法八七・平二三法三七・平二四法四一・一部改正)

(市町村相互間地域防災計画)

第四十四条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村相互間地域防災計画は、第四十二条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。
- 3 第四十二条第四項から第六項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

(平一一法八七・平二三法一〇五・平二四法四一・平二五法五四・一部改正)

(地域防災計画の実施の推進のための要請等)

第四十五条 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、これらの者が当該防災計画に基づき処理すべき事務又は業務について、それぞれ、必要な要請、勧告又は指示をすることができる。

2 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

#### 第四章 災害予防

##### 第一節 通則

(平二五法五四・節名追加)

(災害予防及びその実施責任)

第四十六条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

- 一 防災に関する組織の整備に関する事項
  - 二 防災に関する教育及び訓練に関する事項
  - 三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
  - 四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
  - 五 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
  - 六 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
  - 七 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

(平二四法四一・平二五法五四・令三法三〇・一部改正)

(防災に関する組織の整備義務)

第四十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下この章において「災害予防責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めなければならない。

(防災教育の実施)

第四十七条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共に同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

2 災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(平二四法四一・追加)

(防災訓練義務)

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共に同して、防災訓練を行なわなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。

4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(平七法一三二・一部改正)

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第四十九条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二四法四一・追加)

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第四十九条の三 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等(災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。)の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二五法五四・追加)

第二節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

(平二五法五四・追加)

(指定緊急避難場所の指定)

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者(当該市町村を除く。次条において同じ。)の同意を得なければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(平二五法五四・追加)

(指定緊急避難場所に関する届出)

第四十九条の五 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

(平二五法五四・追加)

(指定の取消し)

第四十九条の六 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第四十九条の四第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により第四十九条の四第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(平二五法五四・追加)

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。)その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

- 2 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。
- 3 都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(平二五法五四・追加)

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第四十九条の八 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(平二五法五四・追加)

(居住者等に対する周知のための措置)

第四十九条の九 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二五法五四・追加)

### 第三節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

(平二五法五四・追加、令三法三〇・改称)

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(平二五法五四・追加)

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供

することについて本人(当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(平二五法五四・追加、令三法三〇・一部改正)

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二五法五四・追加)

(秘密保持義務)

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平二五法五四・追加)

(個別避難計画の作成)

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。
- 3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- 一 避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
  - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(令三法三〇・追加)

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報(以下「個別避難計画情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者(次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。)の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
- 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(令三法三〇・追加)

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求ることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(令三法三〇・追加)

(秘密保持義務)

第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報をを利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令三法三〇・追加)

## 第五章 災害応急対策

### 第一節 通則

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

- 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
  - 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
  - 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
  - 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
  - 八 緊急輸送の確保に関する事項
  - 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(平二五法五四・平二七法五八・一部改正)

(情報の収集及び伝達等)

- 第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下「災害応急対策責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。
- 2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たつては、地理空間情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。)の活用に努めなければならない。
- 3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

(平二四法四一・平二五法五四・一部改正)

(国民に対する周知)

- 第五十一条の二 内閣総理大臣は、非常災害又は特定災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のため緊急の必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、国民に対し周知させる措置をとらなければならない。

(平二五法五四・追加、令三法三〇・一部改正)

(防災信号)

- 第五十二条 市町村長が災害に関する警報の発令及び伝達、警告並びに避難の指示のため使用する防災に関する信号の種類、内容及び様式又は方法については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、内閣府令で定める。
- 2 何人も、みだりに前項の信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(平一一法一六〇・令三法三〇・一部改正)

(被害状況等の報告)

- 第五十三条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県(都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣)に報告しなければならない。
- 2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 4 指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害又は特定災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 6 市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第一項の規定による報告を行うことができなくなったときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 7 都道府県の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該都道府県が第二項の規定による報告を行うことができなくなったときは、指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 8 内閣総理大臣は、第一項から第四項までの規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

(昭六一法一〇九・平七法一三二・平二四法四一・平二五法五四・令三法三〇・一部改正)

## 第二節 警報の伝達等

(発見者の通報義務等)

第五十四条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

- 2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- 3 第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。
- 4 第一項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

(都道府県知事の通知等)

第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(平二五法五四・令三法三〇・一部改正)

(警報の伝達等のための通信設備の優先利用等)

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

(昭五九法八七・平元法五五・平二二法六五・平二五法五四・一部改正)

### 第三節 事前措置及び避難

(市町村長の出動命令等)

第五十八条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員(当該市町村の職員である者を除く。)、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

(平二五法五四・一部改正)

(市町村長の事前措置等)

第五十九条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

- 2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長(以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。)は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)を指示することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

- 5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(平七法一三二・平二五法五四・令三法三〇・一部改正)

(警察官等の避難の指示)

第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

- 2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
- 3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(平二五法五四・令三法三〇・一部改正)

(指定行政機関の長等による助言)

第六十一条の二 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

(平二五法五四・追加、令三法三〇・一部改正)

(避難の指示のための通信設備の優先利用等)

第六十一条の三 第五十七条の規定は、市町村長が第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示する場合(同条第六項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。)について準用する。

(平二五法五四・追加、令三法三〇・一部改正)

(広域避難の協議等)

第六十一条の四 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、第六十条第一項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 3 第一項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「協議先市町村長」という。)は、同項の居住者等(以下「要避難者」という。)を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、同項の規定による滞在(以下「広域避難」という。)の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
- 4 前項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長(以下この条において「協議元市町村長」という。)に通知しなければならない。
- 6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 協議元市町村長は、広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(令三法三〇・追加)

(都道府県外広域避難の協議等)

- 第六十一条の五 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。
- 2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、要避難者の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。
  - 3 都道府県知事は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
  - 4 第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事(以下この条において「協議先都道府県知事」という。)は、要避難者の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
  - 5 前項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。)は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、第一項の規定による滞在(以下「都道府県外広域避難」という。)の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
  - 6 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
  - 7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。

- 8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事(以下この条において「協議元都道府県知事」という。)に通知しなければならない。
- 9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長(以下この条において「協議元市町村長」という。)に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 10 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 11 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
- 14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(令三法三〇・追加)

(市町村長による都道府県外広域避難の協議等)

- 第六十一条の六 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村の市町村長に協議することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
  - 3 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。
  - 4 第一項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。)は、同項の要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域避難の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
  - 5 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
  - 6 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長(以下この条において「協議元市町村長」という。)に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
  - 7 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
  - 8 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

9 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長及び第七項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

10 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第五項の内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

11 第九項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(令三法三〇・追加)

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)

第六十一条の七 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第六十一条の四第一項の規定による協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第六十一条の五第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

(令三法三〇・追加)

(居住者等の運送)

第六十一条の八 都道府県知事は、都道府県の地域に係る災害が発生するおそれがある場合であつて、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者等の運送を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を書面で示さなければならない。

(令三法三〇・追加)

第四節 応急措置等

(平二四法四一・改称)

(市町村の応急措置)

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は

地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦<sup>ぎよ</sup>し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ぜることができる。

- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

(平七法一三二・平一八法五三・平二五法五四・一部改正)

(応急公用負担等)

第六十四条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

- 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(以下この条において「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。
- 3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下この条において「占有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。
- 4 市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- 5 前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。
- 6 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等(第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。
- 7 前条第二項の規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。
- 8 第一項及び第二項前段の規定は、市町村長その他第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この

場合において、第一項又は第二項前段に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

9 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用する第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長(以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。)に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。

10 前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

(平七法一三二・平一一法一六〇・一部改正)

第六十五条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(平七法一三二・一部改正)

(災害時における漂流物等の処理の特例)

第六十六条 災害が発生した場合において、水難救護法(明治三十二年法律第九十五号)第二十九条第一項に規定する漂流物又は沈没品を取り除いたときは、警察署長等は、同項の規定にかかわらず、当該物件を保管することができる。

2 水難救護法第二章の規定は、警察署長等が前項の規定により漂流物又は沈没品を保管した場合について準用する。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(平二四法四一・令三法三〇・一部改正)

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施

を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(平二四法四一・令三法三〇・一部改正)

(災害派遣の要請の要求等)

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請(次項において「要請」という。)をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(平七法一三二・追加、平一八法一一八・平二三法一〇五・一部改正)

(災害時における事務の委託の手続の特例)

第六十九条 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

(都道府県の応急措置)

第七十条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。

2 都道府県の委員会又は委員は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施しなければならない。

3 第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようとするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。この場合において、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない。

(平二五法五四・一部改正)

(都道府県知事の従事命令等)

第七十一条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第七条から第十条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在

する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

- 2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うことととすることができる。

(平一一法八七・平二五法五四・一部改正)

(都道府県知事の指示等)

第七十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようになるため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策(応急措置を除く。以下この項において同じ。)が的確かつ円滑に行われるようになるため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

- 3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(平二四法四一・一部改正)

(都道府県知事による応急措置の代行)

第七十三条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

- 3 第一項の規定による都道府県知事の代行に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第七十四条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職權を行うものとする。

(平二四法四一・令三法三〇・一部改正)

(都道府県知事による応援の要求)

第七十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項の規定による要求のみによつては当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の都道府県知事に対し、当該災害が発生し又は発生するおそれがある市町村の市町村長(次項及び次条において「災害発生市町村長」という。)を応援することを求めることができる。

- 2 前項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。
- 3 前二項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(平三〇法六六・追加、令三法三〇・一部改正)

(内閣総理大臣による応援の要求等)

第七十四条の三 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項、第七十四条第一項若しくは前条第一項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生し又は発生するおそれがある都道府県の知事(以下この条において「災害発生都道府県知事」という。)又は災害発生市町村長を応援することを求めるよう求めることができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による要求があつた場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。
- 3 内閣総理大臣は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
- 4 災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、前二項の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。
- 5 第二項又は第三項の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。
- 6 第四項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(平二四法四一・追加、平三〇法六六・旧第七十四条の二繰下・一部改正、令三法三〇・一部改正)

(指定行政機関の長等に対する応援の要求等)

第七十四条の四 第七十一条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(平二五法五四・追加、平三〇法六六・旧第七十四条の三繰下、令三法三〇・一部改正)

(災害時における事務の委託の手続の特例)

第七十五条 都道府県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は都道府県知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託して、当該都道府県の都道府県知事等にこれを管理し、及び執行させることができる。

(災害時における交通の規制等)

第七十六条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようとするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間(災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間)を指定して、緊急通行車両(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

- 2 前項の規定による通行の禁止又は制限(以下「通行禁止等」という。)が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間(次条第四項及び第七十六条の三第一項において「通行禁止区域等」という。)その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

(平七法一一〇・全改、平二六法一一四・一部改正)

第七十六条の二 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿つて駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

- 2 区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿つて駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- 3 前二項の規定による駐車については、道路交通法第三章第九節及び第七十五条の八の規定は、適用しない。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従つて車両を移動し、又は駐車しなければならない。
- 5 第一項、第二項又は前項の規定による車両の移動又は駐車については、前条第一項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用しない。

(平七法一一〇・追加)

第七十六条の三 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとる

ことができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

- 3 前二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両(自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。)の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両(消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。)の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。
- 5 第一項(前二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に従つて行う措置及び第二項(前二項において準用する場合を含む。)の規定により行う措置については、第七十六条第一項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第一項、第二項及び第四項の規定は、適用しない。
- 6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第三項若しくは第四項において準用する第一項の規定による命令をし、又は第三項若しくは第四項において準用する第二項の規定による措置をとつたときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとつた場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(平七法一一〇・追加、平七法一三二・一部改正)

第七十六条の四 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、第七十六条の六第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

- 2 前項の「道路管理者等」とは、道路管理者(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)、港湾管理者(港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいい、同条第五項第四号の道路(同条第六項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。)を管理している者に限る。第七十六条の七第二項において同じ。)又は漁港管理者(漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号)第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいい、同法第三条第二号イの道路(同法第六十六条第一項又は第三項の規定により同号イの道路とみなされたものを含む。)を管理している者に限る。第七十六条の七第三項において同じ。)をいう。
- 3 会社管理高速道路(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第四項に規定する会社(第七十六条の六第六項及び第七項において「会社」という。)が同法第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第二条第二項に規定する高速道路をいう。)をいう。第七十六条の六において同じ。)の区間について第一項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者等」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下この項において「機構」という。)」と、「第七十六条の六第一項」とあるのは「第七十六条の六第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う同条第一項」とする。
- 4 公社管理道路(地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条の地方道路公社をいう。以下同じ。)が道路整備特別措置法第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路をいう。第七十六条の六第八項及び第九項において同じ。)の区間につ

いて第一項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者等」とあるのは「地方道路公社(第四項に規定する地方道路公社をいう。以下この項において同じ。)」と、「第七十六条の六第一項」とあるのは「第七十六条の六第八項の規定により公社管理道路の道路管理者に代わって地方道路公社が行う同条第一項」とする。

(平二六法一一四・追加、平二八法四七・令五法三四・一部改正)

第七十六条の五 国家公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

(平七法一一〇・追加、平二六法一一四・旧第七十六条の四線下)

(災害時における車両の移動等)

第七十六条の六 第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等(以下この条において「道路管理者等」という。)は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(第三項第三号において「車両等の占有者等」という。)に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ぜることができる。

- 2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間(以下この項において「指定道路区間」という。)内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。
- 3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
  - 一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
  - 二 道路管理者等が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
  - 三 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合
- 4 道路管理者等は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。
- 5 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)は、会社管理高速道路の道路管理者に代わって、第一項から前項までの規定による権限を行うものとする。
- 6 機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わってその権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。
- 7 機構は、第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わって行う権限に係る事務の一部を会社に委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならぬ。

- 8 地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わって、第一項から第四項までの規定による権限を行うものとする。
- 9 第五項の規定により機構が会社管理高速道路の道路管理者に代わって行う権限は、道路整備特別措置法第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わって行う権限についても、同様とする。

(平二六法一一四・追加、平二八法四七・一部改正)

第七十六条の七 国土交通大臣は道路法第十三条第一項に規定する指定区間外の国道(同法第三条第二号に掲げる一般国道をいう。)、都道府県道(同法第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。)及び市町村道(同法第三条第四号に掲げる市町村道をいう。以下この項において同じ。)に関し、都道府県知事は地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

- 2 国土交通大臣は、港湾管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該港湾管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。
- 3 農林水産大臣は、漁港管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該漁港管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

(平二六法一一四・追加、平二八法四七・一部改正)

第七十六条の八 第七十六条の六に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限並びに前条第一項及び第二項に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(平二六法一一四・追加、平二八法四七・一部改正)

(指定行政機関の長等の応急措置)

第七十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようするため、必要な施策を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。

(指定行政機関の長等の取用等)

第七十八条 災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、防災業務計画の定め

るところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に對し、その取り扱う物資の保管を命じ、又は当該応急措置の実施に必要な物資を収用することができる。

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があると認めるときは、その職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。
- 3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

(指定行政機関の長等による応急措置の代行)

第七十八条の二 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、法令又は防災計画の定めるところにより、当該市町村の市町村長が第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

- 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 第一項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二五法五四・追加)

(通信設備の優先使用権)

第七十九条 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(昭五九法八七・平二二法六五・一部改正)

(指定公共機関等の応急措置)

第八十条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

(公用令書の交付)

第八十一条 第七十一条又は第七十八条第一項の規定による処分については、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、それぞれ公用令書を交付して行なわなければならない。

- 2 前項の公用令書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

- 二 当該処分の根拠となつた法律の規定
  - 三 従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間、保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあつては管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
- 3 前二項に規定するもののほか、公用令書の様式その他公用令書について必要な事項は、政令で定める。

(損失補償等)

第八十二条 国又は地方公共団体(港務局を含む。)は、第六十四条第一項(同条第八項において準用する場合を含む。)、同条第七項において同条第一項の場合について準用する第六十三条第二項、第七十一条、第七十六条の三第二項後段(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)、第七十六条の六第三項後段若しくは第四項又は第七十八条第一項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 機構又は地方道路公社は、第七十六条の六第五項又は第八項の規定により同条第三項後段又は第四項の規定による処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 3 都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

(平七法一一〇・平七法一三二・平二六法一一四・平二八法四七・一部改正)

(立入りの要件)

第八十三条 第七十一条の規定により都道府県若しくは市町村の職員が立ち入る場合又は第七十八条第二項若しくは第三項の規定により指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(応急措置の業務に従事した者に対する損害補償)

第八十四条 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第六十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(昭五七法六六・平七法一三二・一部改正)

(被災者の公的徵収金の減免等)

第八十五条 国は、別に法律で定めるところにより、被災者の国税その他国の徵収金について、軽減若しくは免除又は徵収猶予その他必要な措置をとることができる。

- 2 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、又は当該地方公共団体の条例で定めるところにより、被災者の地方税その他地方公共団体の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置をとることができる。

(国有財産等の貸付け等の特例)

第八十六条 国は、災害が発生した場合における応急措置を実施するため必要があると認める場合において、国有財産又は国有の物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、若しくは時価より低く定めることができる。

- 2 地方公共団体は、災害が発生した場合における応急措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、若しくは時価より低く定めることができる。

(避難所等に関する特例)

第八十六条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る避難所又は応急仮設住宅(以下この条において「避難所等」という。)が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する避難所等については、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条の規定は、適用しない。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(平二五法五四・追加・一部改正)

(臨時の医療施設に関する特例)

第八十六条の三 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設(被災者に対する医療の提供を行うための臨時の施設をいう。以下この条において同じ。)が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設については、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四章の規定は、適用しない。
- 3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による指定があつた場合において、前項に規定する臨時の医療施設について準用する。

(平二五法五四・追加)

(埋葬及び火葬の特例)

第八十六条の四 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となつたため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定があつたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

(平二五法五四・追加)

(廃棄物処理の特例)

第八十六条の五 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 2 環境大臣は、前項の規定による指定があつたときは、その指定を受けた災害により生じた廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。)(以下この条において「指定災害廃棄物」という。)の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針にのつとり、指定災害廃棄物の処理に関する基本的な指針(以下この条において「処理指針」という。)を定め、これを公表するものとする。
- 3 処理指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 指定災害廃棄物の処理の基本的な方向
  - 二 指定災害廃棄物の処理についての国、地方公共団体、事業者その他の関係者の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に関し必要な事項
- 4 環境大臣は、第一項の規定による指定があつたときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を廃棄物処理特例地域として指定することができる。
- 5 環境大臣は、前項の規定により廃棄物処理特例地域を指定したときは、廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分(再生を含む。以下この条において同じ。)に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準(以下この条において「廃棄物処理特例基準」という。)は、廃棄物処理法第六条の二第二項及び第三項、第十二条第一項並びに第十二条の二第一項に規定する基準とみなす。
- 6 廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
- 7 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。
- 8 環境大臣は、第四項の規定により廃棄物処理特例地域を指定し、又は第五項の規定により廃棄物処理特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。
- 9 環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わって自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。
  - 一 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
  - 二 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
  - 三 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性
- 10 第六項及び第七項の規定は、前項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う環境大臣が当該収集、運搬又は処分を他の者に委託する場合について準用する。この場合において、第六項中「若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは」とあるのは、「又は」と読み替えるものとする。

- 1 1 第九項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行つた環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しない。
- 1 2 第九項の規定により環境大臣が行う指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。
- 1 3 国は、前項後段の規定により市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二五法五四・追加、平二七法五八・一部改正)

#### 第五節 被災者の保護

(平二五法五四・節名追加)

##### 第一款 生活環境の整備

(平二五法五四・追加)

(避難所における生活環境の整備等)

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二五法五四・追加)

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二五法五四・追加)

##### 第二款 広域一時滞在

(平二五法五四・款名追加)

(広域一時滞在の協議等)

第八十六条の八 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在(以下「広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、当該被災住民の受け入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 3 第一項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「協議先市町村長」という。)は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。

- 4 第一項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長(以下この条において「協議元市町村長」という。)に通知しなければならない。
- 6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第一項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(平二四法四一・追加、平二五法五四・旧第八十六条の二繰下・一部改正)

(都道府県外広域一時滞在の協議等)

第八十六条の九 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在(以下「都道府県外広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。

- 2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受け入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 4 第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事(以下この条において「協議先都道府県知事」という。)は、被災住民の受け入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
- 5 前項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。)は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。
- 6 第四項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事(以下この条において「協議元都道府県知事」という。)に通知しなければならない。
- 9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長(以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。)に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 10 都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 11 第一項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるとときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
- 14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(平二四法四一・追加、平二五法五四・旧第八十六条の三縁下・一部改正)

(都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行)

- 第八十六条の十 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置(同条第六項及び第七項の規定による報告を除く。)の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二四法四一・追加、平二五法五四・旧第八十六条の四縁下・一部改正)

(都道府県外広域一時滞在の協議等の特例)

- 第八十六条の十一 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、第八十六条の九第一項の規定による要求がない場合であつても、同条第二項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第九項中「第一項の規定により協議することを求めた市町村長(以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。)」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第八十六条の十一前段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第九項の内閣府令で定める者に通知し、並びに」と、「前項の内閣府令で定める者に通知しなければ」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第十三項中「前項」とあるのは「第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第十一項」とし、同条第十項及び第十二項の規定は、適用しない。

(平二四法四一・追加、平二五法五四・旧第八十六条の五縁下・一部改正)

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)

第八十六条の十二 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第八十六条の八第一項の規定による協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第八十六条の九第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

(平二四法四一・追加、平二五法五四・旧第八十六条の六縁下・一部改正)

(内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行)

第八十六条の十三 内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置の全部若しくは一部を当該市町村長に代わって実施し、又は当該都道府県の知事が第八十六条の十一前段並びに第八十六条の九第八項並びに第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定により実施すべき措置(第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定による報告を除く。)の全部若しくは一部を当該都道府県知事に代わって実施しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により市町村長又は都道府県知事の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を告示しなければならない。

3 第一項の規定による内閣総理大臣の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二五法五四・追加)

第三款 被災者の運送

(平二五法五四・追加)

第八十六条の十四 都道府県知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、被災者の保護の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

(平二五法五四・追加)

第四款 安否情報の提供等

(平二五法五四・追加)

第八十六条の十五 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報(次項において「安否情報」という。)について照会があつたときは、回答することができる。

2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

- 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるとときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(平二五法五四・追加)

#### 第六節 物資等の供給及び運送

(平二四法四一・追加)

(物資又は資材の供給の要請等)

第八十六条の十六 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。

- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。

(平二四法四一・追加、平二五法五四・旧第八十六条の七繰下・旧第八十六条の十五繰下)

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第八十六条の十七 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その備蓄する物資又は資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(平二四法四一・追加、平二五法五四・旧第八十六条の八繰下・旧第八十六条の十六繰下)

(災害応急対策必要物資の運送)

第八十六条の十八 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材(次項において「災害応急対策必要物資」という。)の運送を要請することができる。

- 2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

(平二四法四一・追加、平二五法五四・旧第八十六条の九繰下・旧第八十六条の十七繰下)

## 第六章 災害復旧

### (災害復旧の実施責任)

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

### (災害復旧事業費の決定)

第八十八条 国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業について当該事業に関する主務大臣が行う災害復旧事業費の決定は、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、適正かつ速やかにしなければならない。

- 2 前項の規定による災害復旧事業費を決定するに当たっては、当該事業に関する主務大臣は、再度災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする施設の新設又は改良に関する事業が円滑に実施されるように十分の配慮をしなければならない。

(平一一法一六〇・一部改正)

### (防災会議への報告)

第八十九条 災害復旧事業に関する主務大臣は、災害復旧事業費の決定を行ったとき、又は災害復旧事業の実施に関する基準を定めたときは、政令で定めるところにより、それらの概要を中央防災会議に報告しなければならない。

(平一一法一六〇・一部改正)

### (国の負担金又は補助金の早期交付等)

第九十条 国は、地方公共団体又はその機関が実施する災害復旧事業の円滑な施行を図るため必要があると認めるときは、地方交付税の早期交付を行なうほか、政令で定めるところにより、当該災害復旧事業に係る国の負担金若しくは補助金を早期に交付し、又は所要の資金を融通し、若しくは融通のあつせんをするものとする。

## 第七章 被災者の援護を図るための措置

(平二五法五四・追加)

### り (罹災証明書の交付)

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(第四項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定による調査に必要な限度で、その保有する被災者の住家に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 3 特別区の区長は、第一項の規定による調査のため必要があると認めるときは、都知事に対して、被災者の住家に関する情報の提供を求めることができる。
- 4 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、第一項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二五法五四・追加、令五法五八・一部改正)

### (被災者台帳の作成)

第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。)を作成することができる。

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所又は居所

五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況

六 援護の実施の状況

七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(平二五法五四・追加)

(台帳情報の利用及び提供)

第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報(以下この条において「台帳情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

一 本人(台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2 前項(第一号又は第三号に係る部分に限る。)の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(平二五法五四・追加)

## 第八章 財政金融措置

(平二五法五四・旧第七章継下)

(災害予防等に要する費用の負担)

第九十一条 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

(指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)

第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の四の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員(以下この条において「地方公

共団体の長等」という。)の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、国又は当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

(平二四法四一・平二五法五四・平三〇法六六・一部改正)

(市町村が実施する応急措置に要する経費の都道府県の負担)

第九十三条 第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、当該指示又は応援を受けた市町村長の統轄する市町村に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、次条の規定により国がその一部を負担する費用を除き、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県がその全部又は一部を負担する。

- 2 前項の場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、前項の費用を一時繰替え支弁させることができる。

(災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助)

第九十四条 災害応急対策に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

第九十五条 前条に定めるもののほか、第二十三条の七第二項の規定による特定災害対策本部長の指示、第二十八条第二項の規定による非常災害対策本部長の指示又は第二十八条の六第二項の規定による緊急災害対策本部長の指示に基づいて、地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができる。

(昭三七法一〇九・平七法一三二・令三法三〇・一部改正)

(災害復旧事業費等に対する国の負担及び補助)

第九十六条 災害復旧事業その他災害に関連して行なわれる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

じん  
(激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等)

じん  
第九十七条 政府は、著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生したときは、別に法律で定めると  
ころにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方  
公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

じん  
第九十八条 前条に規定する法律は、できる限り激甚災害の発生のつどこれを制定することを避け、また、災害に伴  
う国の負担に係る制度の合理化を図り、激甚災害に対する前条の施策が円滑に講ぜられるようなものでなければ  
ならない。

第九十九条 第九十七条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

一 激甚災害のための施策として、特別の財政援助及び助成措置を必要とする場合の基準

二 激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行なわれる事業が適切に実施されるための地方公共団体に対する国の特別の財政援助

三 激甚災害の発生に伴う被災者に対する特別の助成

(災害に対処するための国の財政上の措置)

第百条 政府は、災害が発生した場合において、国の円滑な財政運営をそこなうことなく災害に対処するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めなければならない。

2 政府は、前項の目的を達成するため、予備費又は国庫債務負担行為(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十五条第二項に規定する国庫債務負担行為をいう。)の計上等の措置について、十分な配慮をするものとする。

(地方公共団体の災害対策基金)

第一百一条 地方公共団体は、別に法令で定めるところにより、災害対策に要する臨時の経費に充てるため、災害対策基金を積み立てなければならない。

(起債の特例)

第一百二条 次の各号に掲げる場合においては、政令で定める地方公共団体は、政令で定める災害の発生した日の属する年度及びその翌年度以降の年度で政令で定める年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合

二 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2 前項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率、償還の方法その他地方債に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二法五〇・平一一法一六〇・平一二法九八・平一二法九九・平一四法九八・平一七法一〇二・平二五法五四・一部改正)

(国の補助を伴わない災害復旧事業に対する措置)

第一百三条 国及び地方公共団体は、激甚災害の復旧事業費のうち、国の補助を伴わないものについての当該地方公共団体等の負担が著しく過重であると認めるときは、別に法律で定めるところにより、当該復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

(災害融資)

第一百四条 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、政令で定める災害が発生したときは、災害に関する特別な金融を行ない、償還期限又はすえ置き期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減等実情に応じ適切な措置をとるように努めるものとする。

(平二五法五四・旧第八章線下)

(災害緊急事態の布告)

第百五条 非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるとときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発することができる。

2 前項の布告には、その区域、布告を必要とする事態の概要及び布告の効力を発する日時を明示しなければならない。

(昭三七法一〇九・全改、平二五法五四・一部改正)

(国会の承認及び布告の廃止)

第百六条 内閣総理大臣は、前条の規定により災害緊急事態の布告を発したときは、これを発した日から二十日以内に国会に付議して、その布告を発したことについて承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合は、その後最初に召集される国会において、すみやかに、その承認を求めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が災害緊急事態の布告の廃止を議決したとき、又は当該布告の必要がなくなつたときは、すみやかに、当該布告を廃止しなければならない。

(昭三七法一〇九・全改)

(災害緊急事態における緊急災害対策本部の設置)

第百七条 内閣総理大臣は、第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、当該災害に係る緊急災害対策本部が既に設置されている場合を除き、第二十八条の二の規定により、緊急災害対策本部を設置するものとする。

(平七法一三二・全改、平二五法五四・一部改正)

(対処基本方針)

第百八条 政府は、第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、災害緊急事態への対処に関する基本的な方針(以下この条において「対処基本方針」という。)を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 災害緊急事態への対処に関する全般的な方針

二 災害応急対策に関する重要事項

三 国の経済の秩序の維持に関する重要事項

四 前二号に掲げる事項のほか、当該災害に係る重要な課題への対応に関する重要事項

五 前三号に掲げる事項に係る事務を的確に遂行するための政府の体制に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、対処基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、直ちに、対処基本方針を告示しなければならない。

5 内閣総理大臣は、災害緊急事態への対処に当たり、対処基本方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

6 第三項及び第四項の規定は、対処基本方針の変更について準用する。

7 対処基本方針は、第百六条第二項の規定により災害緊急事態の布告が廃止された時に、その効力を失う。

8 内閣総理大臣は、前項の規定により対処基本方針がその効力を失つたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(平二五法五四・全改)

(情報の公表)

第百八条の二 内閣総理大臣は、第百五条の規定による災害緊急事態の布告に係る災害について、当該災害の状況、これに対してとられた措置の概要その他の当該災害に関する情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により公表しなければならない。

(平二五法五四・追加)

(国民への協力の要求)

第百八条の三 内閣総理大臣は、第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、国民に対し、必要な範囲において、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をみだりに購入しないことその他の必要な協力を求めることができる。

2 国民は、前項の規定により協力を求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

(平二五法五四・追加)

(災害緊急事態の布告に伴う特例)

第百八条の四 第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項、第八十六条の四第一項及び第八十六条の五第一項の規定により当該災害を指定する政令が定められたものとみなして、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の三第二項及び第三項、第八十六条の四第二項並びに第八十六条の五第二項から第十三項までの規定を適用する。この場合において、第八十六条の二第二項及び第八十六条の三第二項中「政令で定める区域及び期間」とあるのは、「当該災害に係る緊急災害対策本部の所管区域及び当該災害に係る災害緊急事態の布告が発せられた時から当該緊急災害対策本部が定める日までの間」とする。

2 第百五条の規定による災害緊急事態の布告が発せられる前に第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項、第八十六条の四第一項又は第八十六条の五第一項のいずれかの規定により当該災害を指定する政令が定められたときは、前項(当該政令に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(平二五法五四・追加、平二七法五八・一部改正)

第百八条の五 第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号。以下この条において「特定非常災害法」という。)第二条の規定により、当該災害を特定非常災害として指定し、当該災害が発生した日を特定非常災害発生日として定め、及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置として特定非常災害法第三条から第六条までに規定する措置を指定する政令が定められたものとみなして、特定非常災害法第三条から第六条まで(特定非常災害法第四条第一項を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる特定非常災害法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	超えない範囲内において政令で定める	経過する
第三条第四項	延长期日が定められた	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつた
第四条第二項	免責期限が定められた	災害対策基本法第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつた
	免責期限が到来する	特定非常災害発生日から起算して四月を経過する

	到来する特定義務	到来する特定義務(特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務をいう。以下同じ。)
	責任	その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものも含む。)
第四条第三項	免責期限が定められた	災害対策基本法第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつた
	前二項	前項
	免責期限が到来する	特定非常災害発生日から起算して四月を経過する
	前項	同項
第四条第四項	前三項	前二項
第五条第一項	第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の	災害対策基本法第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつた
	超えない範囲内において政令で定める	経過する
第五条第五項	同項に規定する政令で定める	同日後二年を経過する
第六条	政令で定めるもの	法務大臣が告示するもの
	超えない範囲内において政令で定める	経過する
	当該政令で定める	特定非常災害発生日から起算して一年を経過する

2 第百五条の規定による災害緊急事態の布告が発せられる前に特定非常災害法第二条第一項の規定により当該災害を特定非常災害として指定する政令が定められたときは、前項の規定は、適用しない。

(平二五法五四・追加)

(緊急措置)

第一百九条 災害緊急事態に際し国の経済の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまつゝとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

- 一 その供給が特に不足している生活必需物資の配給又は譲渡若しくは引渡しの制限若しくは禁止
- 二 災害応急対策若しくは災害復旧又は国民生活の安定のため必要な物の価格又は役務その他の給付の対価の最高額の決定
- 三 金銭債務の支払(賃金、災害補償の給付金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。)の延期及び権利の保存期間の延長

2 前項の規定により制定される政令には、その政令の規定に違反した者に対して二年以下の懲役若しくは禁錮、十万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑を科し、又はこれを併科する旨の規定、法人の代表者又は法人若しく

は人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令の違反行為をした場合に、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金、科料又は没収の刑を科する旨の規定及び没収すべき物件の全部又は一部を没収することができない場合にその価額を追徴する旨の規定を設けることができる。

- 3 内閣は、第一項の規定により政令を制定した場合において、その必要がなくなつたときは、直ちに、これを廃止しなければならない。
- 4 内閣は、第一項の規定により政令を制定したときは、直ちに、国会の臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求め、かつ、そのとつた措置をなお継続すべき場合には、その政令に代わる法律が制定される措置をとり、その他の場合には、その政令を制定したことについて承認を求めるなければならない。
- 5 第一項の規定により制定された政令は、既に廃止され、又はその有効期間が終了したものを除き、前項の国会の臨時会又は参議院の緊急集会においてその政令に代わる法律が制定されたときは、その法律の施行と同時に、その臨時会又は緊急集会においてその法律が制定されないこととなつたときは、制定されないこととなつた時に、その効力を失う。
- 6 前項の場合を除くほか、第一項の規定により制定された政令は、既に廃止され、又はその有効期間が終了したものを除き、第四項の国会の臨時会が開かれた日から起算して二十日を経過した時若しくはその臨時会の会期が終了した時のいずれか早い時に、又は同項の参議院の緊急集会が開かれた日から起算して十日を経過した時若しくはその緊急集会が終了した時のいずれか早い時にその効力を失う。
- 7 内閣は、前二項の規定により政令がその効力を失つたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。
- 8 第一項の規定により制定された政令に罰則が設けられたときは、その政令が効力を有する間に行なわれた行為に対する罰則の適用については、その政令が廃止され、若しくはその有効期間が終了し、又は第五項若しくは第六項の規定によりその効力を失つた後においても、なお従前の例による。

(昭三七法一〇九・全改)

第百九条の二 災害緊急事態に際し法律の規定によつては被災者の救助に係る海外からの支援を緊急かつ円滑に受け入れることができない場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、内閣は、当該受入れについて必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

- 2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

(平七法一三二・追加)

#### 第十章 雜則

(平二五法五四・旧第九章縁下)

(特別区についてのこの法律の適用)

第百十条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

(昭三七法一〇九・旧第百十三条縁上、昭四九法七一・一部改正)

(防災功労者表彰)

第百十一条 内閣総理大臣及び各省大臣は、防災に従事した者で、防災に関し著しい功労があると認められるものに対し、それぞれ内閣府令、デジタル府令又は省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(昭三七法一〇九・旧第百十四条縁上、平一一法一六〇・令三法三六・一部改正)

(政令への委任)

第百十二条 この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三七法一〇九・旧第百十五条繰上)

#### 第十一章 罰則

(平二五法五四・旧第十章繰下)

(罰則)

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七十一条第一項の規定による都道府県知事(同条第二項の規定により権限に属する事務の一部を行う市町村長を含む。)の従事命令、協力命令又は保管命令に従わなかつたとき。
- 二 第七十八条第一項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長(第二十三条の六第一項、第二十七条第一項又は第二十八条の五第一項の規定により権限の委任を受けた職員を含む。)の保管命令に従わなかつたとき。

(昭三七法一〇九・旧第百十六条繰上・一部改正、平七法一三二・平一一法八七・令三法三〇・一部改正)

第百十四条 第七十六条第一項の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかつた車両の運転者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(昭三七法一〇九・旧第百十七条繰上、平七法一一〇・平七法一三二・一部改正)

第百十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七十一条第一項(同条第二項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。)、第七十八条第二項(第二十三条の六第一項、第二十七条第一項又は第二十八条の五第一項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。)又は第七十八条第三項(第二十三条の六第一項、第二十七条第一項又は第二十八条の五第一項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 二 第七十一条第一項又は第七十八条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(昭三七法一〇九・旧第百十八条繰上・一部改正、平七法一三二・平一一法八七・令三法三〇・一部改正)

第百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 第五十二条第一項の規定に基づく内閣府令によって定められた防災に関する信号をみだりに使用し、又はこれと類似する信号を使用した者
- 二 第六十三条第一項の規定による市町村長(第七十三条第一項の規定により市町村長の事務を代行する都道府県知事を含む。)の、第六十三条第二項の規定による警察官若しくは海上保安官の又は同条第三項において準用する同条第一項の規定による災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかつた者

(昭三七法一〇九・旧第百十九条繰上、平七法一三二・平一一法一六〇・一部改正)

第百十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百十三条又は第百十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(昭三七法一〇九・旧第百二十条繰上・一部改正)

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和三七年政令第二八七号で昭和三七年七月一〇日から施行)

附 則 (昭和三七年四月四日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(昭和三七年政令第二七七号で昭和三七年七月二日から施行)

附 則 (昭和三七年四月五日法律第七三号)

この法律は、公布の日から施行する。

(平一八法一八・旧第一項・一部改正)

附 則 (昭和三七年五月八日法律第一〇九号) 抄

1 この法律は、災害対策基本法の施行の日から施行する。

(施行の日=昭和三七年七月一〇日)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四三年五月一七日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和四三年政令第二一八号で昭和四三年七月一日から施行)

附 則 (昭和四四年六月三日法律第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。

(施行の日=昭和四四年六月一四日)

附 則 (昭和四八年七月二四日法律第六一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月一日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二百八十二条、第二百八十二条の三、第二百八十二条第二項、第二百八十二条の二第二項及び第二百八十三条第二項の改正規定、附則第十七条から第十九条までに係る改正規定並びに附則第二条、附則第七条から第十一条まで及び附則第十三条から第二十四条までの規定(以下「特別区に関する改正規定」という。)は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年六月一日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和五一年政令第二一七号で昭和五一年九月一日から施行)

附 則 (昭和五三年四月二六日法律第二九号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年六月一五日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和五三年政令第三八四号で昭和五三年一二月一四日から施行)

附 則 (昭和五五年五月二八日法律第六三号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年七月一六日法律第六六号)

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

- 1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和五九年一二月二五日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第五五号) 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、平成元年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月二七日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年六月一六日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成七年政令第三一八号で平成七年九月一日から施行)

附 則 (平成七年一二月八日法律第一三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中災害対策基本法第四十八条、第五十三条、第六十条、第六十三条から第六十五条まで、第七十六条の三、第八十二条及び第八十四条の改正規定、同法第百十三条の改正規定(「五万円」を「三十万円」に改める部分に限る。)、同法第百十四条の改正規定、同法第百十五条の改正規定(「三万円」を「二十万円」に改める部分に限る。)並びに同法第百十六条の改正規定、第二条中大規模地震対策特別措置法第二十六条の改正規定、同法第三十六条の改正規定(「二十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。)、同法第三十七条の改正規定、同法第三十八条の改正規定(「十万円」を「二十万円」に改める部分に限る。)及び同法第三十九条の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成八年政令第九号で平成八年一月二五日から施行)

附 則 (平成一一年五月二八日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一二年政令第一二四号で平成一二年四月一日から施行)

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 施行日前に第六十六条の規定による改正前の災害対策基本法(以下この条において「旧災害対策基本法」という。)第十六条第三項の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ第六十六条の規定による改正後の災害対策基本法(以下この条において「新災害対策基本法」という。)第十六条第四項の規定により市町村防災会議を設置しないことについてされた協議又は当該協議の申出とみなす。

2 施行日前に旧災害対策基本法第四十三条第一項の規定により作成された指定地域都道府県防災計画若しくは旧災害対策基本法第四十四条第一項の規定により作成された指定地城市町村防災計画又はこの法律の施行の際現に旧災害対策基本法第四十三条第三項において準用する旧災害対策基本法第四十条第三項若しくは旧災害対策基本法第四十四条第三項において準用する旧災害対策基本法第四十二条第三項の規定によりされている協議の申出は、それぞれ新災害対策基本法第四十三条第一項の規定により作成された都道府県相互間地域防災計画若しくは新災害対策基本法第四十四条第一項の規定により作成された市町村相互間地域防災計画又は新災害対策基本法第四十三条第三項に

において準用する新災害対策基本法第四十条第三項若しくは新災害対策基本法第四十四条第三項において準用する新災害対策基本法第四十二条第三項の規定によりされた協議の申出とみなす。

- 3 この法律の施行の際現に旧災害対策基本法第七十一条第二項の規定により都道府県知事の権限の一部を委任されて市町村長が行っている事務は、新災害対策基本法第七十一条第二項の規定により市町村長が行うこととされた事務とみなす。

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第二二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第一条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年七月一九日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成一五年四月一日)

一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日  
(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一五年三月三一日法律第二一号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五三号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条から第六条までの改正規定並びに附則第八条、第九条、第十二条、第十三条及び第十六条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中電気事業法目次の改正規定、第六章の改正規定並びに第百六条、第百七条、第百十二条の二、第百七条の三、第百十七条の四及び第百十九条の二の改正規定並びに第三条の規定並びに附則第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十条から第三十八条まで、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十八条、第五十一条及び第五十五条から第五十七条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成一五年政令第四四二号で平成一五年一〇月二日から施行)

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一六年四月一日)

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年四月二一日法律第三六号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書(以下「第二議定書」という。)が日本国について効力を生ずる日(以下「施行日」という。)から施行する。

(効力を生ずる日=平成一七年五月一九日)

附 則 (平成一七年三月三〇日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第一九四号で平成一七年七月一日から施行)

附 則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

(平成一七年政令第三七四号で平成一七年一二月二二日から施行)

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一九年一〇月一日)

(罰則に関する経過措置)

第百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月一四日法律第六八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則（平成一八年一二月二二日法律第一一八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第一号で平成一九年一月九日から施行)

附 則（平成一九年三月三一日法律第二一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年一二月三日法律第六五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成二三年政令第一八〇号で平成二三年六月三〇日から施行)

附 則（平成二三年五月二日法律第三七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の災害対策基本法第四十条第三項(同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりされている協議の申出は、第一条の規定による改正後の災害対策基本法第四十条第三項(同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりされた報告とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の災害対策基本法(次項において「旧災害対策基本法」という。)第十六条第四項の規定によりされている協議の申出は、第一条の規定による改正後の災害対策基本法(次項において「新災害対策基本法」という。)第十六条第四項の規定によりされた報告とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧災害対策基本法第四十二条第三項(旧災害対策基本法第四十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりされている協議の申出は、新災害対策基本法第四十二条第三項(新災害対策基本法第四十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりされた報告とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年一二月一四日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二十三年一二月二七日)

附 則 (平成二十四年六月二七日法律第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この条において同じ。)から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第八条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十五年六月一二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二十五年政令第二一三号で平成二十五年七月一一日から施行)

附 則 (平成二十五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二—第六十七条の七)／」に改める部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正

規定を除く。)、第十五条、第二十二条(民生委員法第四条の改正規定に限る。)、第三十六条、第四十条(森林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第五十条(建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。)、第五十一条、第五十二条(建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。)、第五十三条、第六十一条(都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。)、第六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。)及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十二条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十二条の四に係る部分に限る。)、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(災害対策基本法目次の改正規定(「第三款 被災者の運送(第八十六条の十四)」を「／第三款 被災者の運送(第八十六条の十四)／第四款 安否情報の提供等(第八十六条の十五)／」に、「第八十六条の十五－第八十六条の十七」を「第八十六条の十六－第八十六条の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「－第九十条の四」を加える部分に限る。)、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第五章第六節中第八十六条の十七を第八十六条の十八とし、第八十六条の十六を第八十六条の十七とし、第八十六条の十五を第八十六条の十六とする改正規定、同法第五章第五節に一款を加える改正規定及び同法第七章中第九十条の二の次に二条を加える改正規定に限る。)、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九条、第十条、第十二条(大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二十七条第三項の改正規定に限る。)、第十三条(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十八条第一項の表第八十六条第一項及び第二項の項の次に次のように加える改正規定、同表第九十条の二第一項及び第二項の項の改正規定、同法第二十八条第二項の表第八十六条の十五第一項及び第二項の項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の改正規定及び同表第八十六条の十七第一項及び第二項の項の改正規定に限る。)、第十五条(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第八十六条の改正規定に限る。)及び第十六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成二五年政令第二八四号で平成二五年一〇月一日から施行)

二 第二条(前号に掲げる改正規定を除く。)の規定及び附則第十三条(同号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(平成二五年政令第二八四号で平成二六年四月一日から施行)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条及び第二条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の災害対策基本法(附則第五条において「新災害対策基本法」という。)第百二条の規定は、平成二十五年四月一日以後に発生した同条第一項に規定する災害について適用する。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(处分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二六年一一月二一日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後適切な時期において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年五月二〇日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第二七二号で平成二七年七月一九日から施行)

附 則 (平成二七年七月八日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第四〇八号で平成二七年一二月一〇日から施行)

附 則 (平成二七年七月一七日法律第五八号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適切な時期において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項及び第二項、第六条から第十条まで、第四十二条(東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る。)、第四十四条並びに第四十六条の規定 公布の日

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている承認等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるものほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後の災害対策基本法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月二七日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。)及び第十三条の規定並びに附則第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定 公布の日

(処分、申請等に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和三年政令第一五二号で令和三年五月二〇日から施行)

一 附則第三条の規定 公布の日

(災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の災害対策基本法(次項並びに附則第八条及び第十五条において「旧災害対策基本法」という。)第二十四条第一項の規定により設置されている非常災害対策本部に関する組織、指定行政機関の長の権限の委任及び非常災害対策本部長の権限については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧災害対策基本法第六十条第一項、第三項若しくは第六項又は第六十一条第一項の規定によりされている避難のための立退きの勧告若しくは指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行日＝令和七年六月一日）

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月二六日法律第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和五年政令第三〇三号で令和六年四月一日から施行）

附 則（令和五年六月一六日法律第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第五条 前三条に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## (8-4) 水防法

[昭和 24 年 6 月 4 日 法律第 193 号]

(最終改正までの未施行法令)  
平成二十五年六月十四日法律第四十四号（未施行）  
平成二十五年六月二十一日法律第五十四号（未施行）

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 水防組織（第三条—第八条）

第三章 水防活動（第九条—第三十二条の三）

第四章 指定水防管理団体（第三十三条—第三十五条）

第五章 水防協力団体（第三十六条—第四十条）

第六章 費用の負担及び補助（第四十一条—第四十四条）

第七章 雜則（第四十五条—第五十一条）

第八章 罰則（第五十二条—第五十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）

又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長

が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、駿潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 第二章 水防組織

### （市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

### （水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

### （水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

### （水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関する必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項

を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に關係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に關係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### 第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、隨時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 國土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一條 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第十一條の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるとときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したもののが提供を求めることができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(水位の通報及び公表)

第十二條 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一條第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三條 國土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一條第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三條の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において

同じ。) の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
  - 二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三条第一項の規定により指定した河川
  - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
    - 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
    - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
    - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
  - 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明

らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮で

あつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
- 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十二条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものも含む。）をいう。次項において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参照して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）

の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする)」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう)」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう)」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう)」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)内で輪中堤防その他の帶状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参照して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区的区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為について

は、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるとときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 國土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 國土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の國土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよ

う努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ぜることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

2 國土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する

警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に關係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 國土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 國土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により國土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「國土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「國」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「國土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

#### 第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当

該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

#### (水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関する団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

#### (水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

### 第五章 水防協力団体

#### (水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

#### (水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

#### (水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

#### (監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認める

きは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

#### (情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

### 第六章 費用の負担及び補助

#### (水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

#### (利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

#### (都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

#### (国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

#### (費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なもの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

### 第七章 雜則

#### (第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気に

かかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するため必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならぬ。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百二十二条の規定の適用がある場合を除き、第二十二条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則（昭和二七年七月三一日法律第二五八号）抄

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一六三号）抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三〇年七月一一日法律第六一号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年六月一一日法律第一四一号）抄

- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和三二年五月一六日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの

法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 (昭和四七年六月二三日法律第九四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年七月一六日法律第六六号)

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年一二月二五日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年六月二一日法律第六九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成七年四月二一日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、

第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「处分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一三年六月一三日法律第四六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一七年五月二日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成二二年一一月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法(附則第六条において「新水防法」という。)第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二—第六十七条の七)／」に改める部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。)、第十五条、第二十二条(民生委員法第四条の改正規定に限る。)、第三十六条、第四十条(森林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第

五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第一百四十二条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十二条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定  
平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年六月二一日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（政令への委任）

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二六年一一月一九日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二七年五月二〇日法律第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際に現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号

中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二九年五月一九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和三年五月一〇日法律第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和三年五月一〇日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十二条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で

定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月三一日法律第三七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



## 9 関係指針等





## 9 関係指針等一覧表

名 称	出 典 先
避難行動要支援者の 避難行動支援に關す る取組指針	<a href="https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/shishin0304.pdf">https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/shishin0304.pdf</a>
避難情報に關するガ イドライン	<a href="https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline.pdf">https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline.pdf</a>
避難所における良好 な生活環境の確保に 向けた取組指針	<a href="https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412kankyokakuho.pdf">https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412kankyokakuho.pdf</a>
指定緊急避難場所・ 指定避難所の指定基 準	<a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/007/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2013/12/26/1342793_1.pdf">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/007/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2013/12/26/1342793_1.pdf</a>
男女共同参画の視点 からの防災・復興ガ イドライン	<a href="https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/pdf/guidelene_01.pdf">https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/pdf/guidelene_01.pdf</a>
福祉避難所の確保・ 運営ガイドライン	<a href="https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r3_hinanjo_guideline.pdf">https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r3_hinanjo_guideline.pdf</a>
被災者支援に關する 各種制度の概要	<a href="https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsujou.pdf">https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsujou.pdf</a>
義援金取扱いのガイ ドライン	<a href="http://www.jrc.or.jp/vcms_lf/20130325_01.pdf">http://www.jrc.or.jp/vcms_lf/20130325_01.pdf</a>



## 10 東海地震関係





## (10-1) 地震防災対策強化地域

大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律 73 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき指定される。

東海地震に係る地震防災対策強化地域（平成 24 年 4 月 1 日現在）

県名	区域
東京都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、中山湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県	全域
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、長久手町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曽岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

## (10-2) 東海地震に関する情報の発令基準

(運用開始日) 平成 23 年 3 月 24 日

気象庁

情 報 名	発 表 基 準
東海地震 予知情報  (カラーレベル 赤)	<p>下の基準でかつ、警戒宣言が発せられた場合に発表される情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3か所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）において、その変化が前兆すべり（プレスリップ）によるものであると判定された場合</li> <li>・ 急激な変化が観測され、「判定会」の開催が間に合わない場合</li> <li>・ 5か所以上のひずみ計で有意な変化を観測（或いはそれに相当する現象を観測）し、かつその変化を基に推定した前兆すべり（プレスリップ）の発生場所が、東海地震の想定震源域内に求まった場合</li> </ul>
東海地震 注意情報  (カラーレベル 黄)	<p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2か所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測した場合にあって、判定会において、その変化が前兆すべり（プレスリップ）である可能性が高まったと判定された場合</li> <li>・ 急激な変化が観測され、「判定会」の開催が間に合わない場合</li> <li>・ 3か所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、東海地震の発生のおそれについて検討が必要と判断した場合</li> </ul>
東海地震に 関連する 調査情報  (カラーレベル 青)	<p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1か所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合</li> <li>・ その他、ひずみ計で東海地震との関連性の検討が必要と認められる変化</li> <li>・ マグニチュード 6.0 以上の（或いは震度 5 弱以上を観測した）地震が発生した場合で、ひずみ計で当該地震に対応するステップ上の変化以外の特異な変化を観測した場合</li> <li>・ マグニチュード 5.0 以上の低角逆断層型の地震（プレート境界の地震）が発生した場合、マグニチュード 4.0 以上の（或いは震度 4 以上を観測した）地震が短時間で複数発生した場合またはプレート境界のすべりによると考えられる顕著な地震活動を観測した場合などにおいて、東海地震との関連性の検討が必要と認められる場合</li> </ul>
定 例	<p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的に開催される判定会において、観測成果と強化地域に係る大規模な地震の前兆現象と直ちに結びつかないと評価された調査結果を発表する場合</li> </ul>

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断される場合は、その旨が各情報で発表されます。

## 11 水防関係

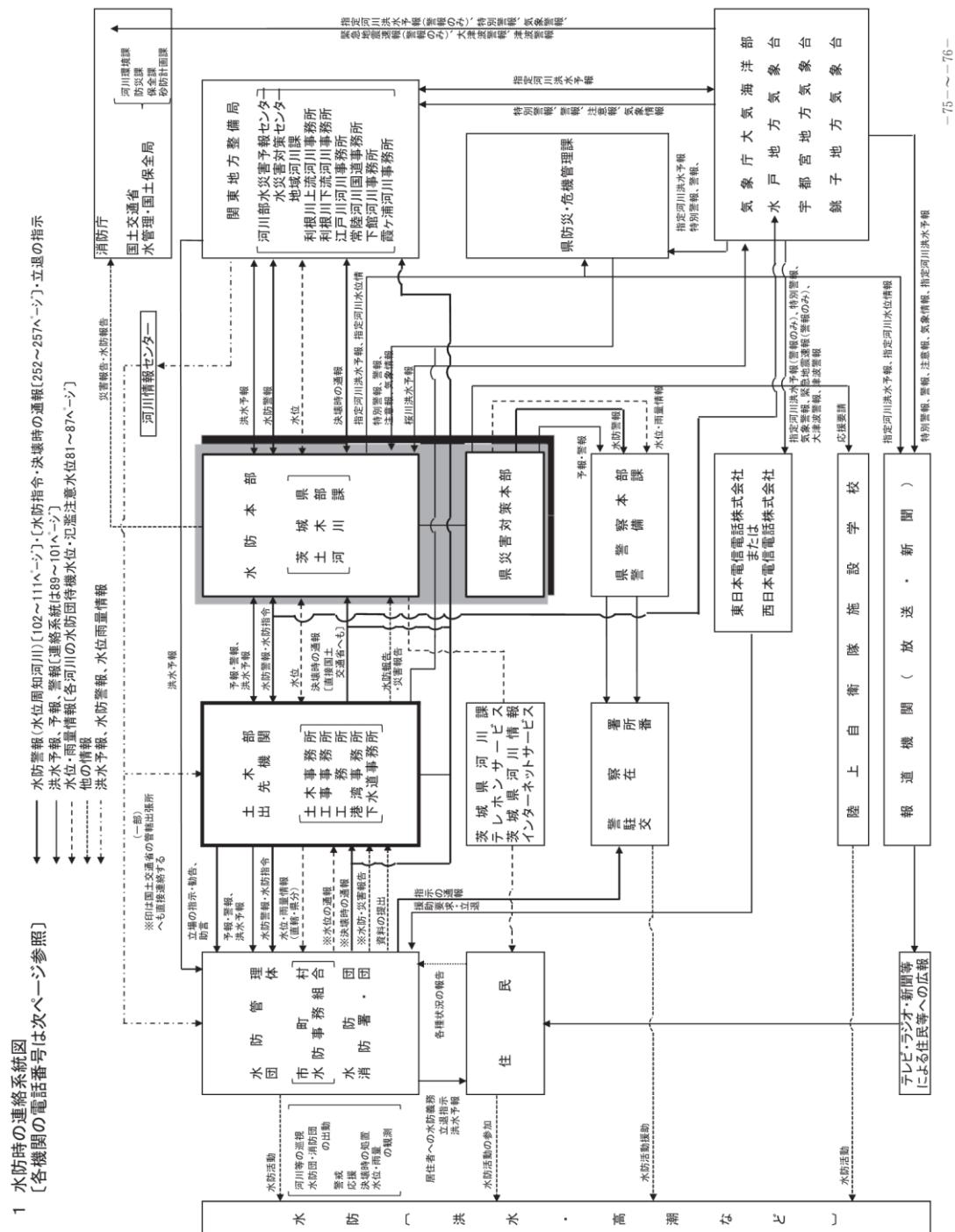




## (11-1) 水防時の連絡系統

(出典) 茨城県水防計画 水防時に必要な連絡系統図表等 75~76 頁

「[https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/saigai/documents/r6\\_suiboukeikaku02.pdf](https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/saigai/documents/r6_suiboukeikaku02.pdf)」より



## (11-2) 水防関係連絡先

(出典) 茨城県水防計画—水防時に必要な連絡系統図表等 77~78頁

〔[https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/saigai/documents/r6\\_suiboukeikaku02.pdf](https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/saigai/documents/r6_suiboukeikaku02.pdf)〕より

### 1 官公署（県関係、国土交通省関係、自衛隊）

名 称	電 話 番 号	名 称	電 話 番 号
茨 城 県 河 川 課	(029)301-4490 水防本部 301-1367	流 域 下 水 道 事 務 所	(029)823-1621
水 戸 土 木 事 務 所	(029)225-4045	流 域 下 水 道 事 務 所 那珂久慈浄化センター	(029)285-7760
常 陸 大 宮 土 木 事 務 所	(0295)52-3157	流 域 下 水 道 事 務 所 利根浄化センター	(0297)68-3301
常 陸 太 田 工 事 事 務 所	(0294)80-3364	流 域 下 水 道 事 務 所 県西浄化センター	(0296)44-9335
大 子 工 務 所	(0295)72-1714	鹿 島 下 水 道 事 務 所	(0299)96-2617
高 萩 工 事 事 務 所	(0293)22-2250	土 浦 土 木 事 務 所 つくば支所	(029)839-9988
鉾 田 工 事 事 務 所	(0291)33-6482	栃 木 県 真 岡 土 木 事 務 所	(0285) 83-8305
潮 来 土 木 事 務 所	(0299)62-3729	" 烏 山 土 木 事 務 所	(0287) 83-1324
竜 ケ 崎 工 事 事 務 所	(0297)65-1716	" 宇 都 宫 土 木 事 務 所	(028) 626-3164
土 浦 土 木 事 務 所	(029)822-4345	" 鹿 沼 土 木 事 務 所	(0289) 65-3216
筑 西 土 木 事 務 所	(0296)24-9275	" 栃 木 土 木 事 務 所	(0282) 23-3437
常 總 工 事 事 務 所	(0297)42-2604	福 島 県 県 南 建 設 事 務 所	(0248)23-1630
境 工 事 事 務 所	(0280)87-1954	" 棚 倉 土 木 事 務 所	(0247)33-3131
茨 城 港 湾 事 務 所	(029)265-1260	国 土 交 通 省 常 陸 河 川 国 道 事 務 所 (災 害 対 策 室)	(029)240-4075
日 立 港 区 事 業 所	(0294)52-4000	" 久 慈 川 上 流 出 張 所	(0295)52-0621
大 洗 "	(029)267-2700	" 久 慈 川 下 流 出 张 所	(0294)72-4042
鹿 島 港 湾 事 務 所	(0299)92-2111	" 水 戸 出 张 所	(029)221-2794
		" 那 珂 出 张 所	(029)289-4671
		" 下 館 河 川 事 務 所 (流 域 治 水 課)	(0296)25-2171
		" 下 館 河 川 事 務 所 (防 災 対 策 室)	(0296)25-2164

名 称	電 話 番 号	名 称	電 話 番 号
国土交通省下館河川事務所 氏 家 出 張 所	(028) 682-2700	国土交通省 利根川下流河川事務所(防災対策課)	(0478) 52-6365
" 石 井 "	(028) 667-0570	取 手 出 張 所	(0297) 72-1241
" 伊 讚 "	(0296) 28-0742	" 竜ヶ崎 "	(0297) 62-0228
" 鎌 庭 "	(0297) 42-2644	" 金江津 "	(0297) 86-2002
国土交通省下館河川事務所 真 岡 出 張 所	(0285) 83-2817	" 管 理 課 分 室 "	(0478) 52-3795
" 黒 子 "	(0296) 37-6234	" 小 見 川 出 張 所 "	(0478) 82-2629
" 水 海 道 "	(0297) 22-0245	" 銚 子 "	(0479) 22-1250
" 藤 代 "	(0297) 83-5126	国土交通省江戸川河川事務所 ( 防 災 対 策 課 )	(04) 7125-7436
国土交通省 霞ヶ浦河川事務所(流域治水課)	(0299) 63-2415	" 江 戸 川 上 流 出 張 所 "	(048) 746-0063
" 土 浦 出 張 所 "	(029) 821-2155	陸 上 自 衛 隊 勝 田 駐 屯 地	(029) 274-3211
" 麻 生 "	(0299) 72-1428	" 土 浦 駐 屯 地 "	(0298) 87-1171
" 波 崎 "	(0479) 46-0101	" 古 河 駐 屯 地 "	(0280) 32-4141
" 鉢 田 "	(0291) 32-3381	" 霞ヶ浦 駐 屯 地 "	(029) 842-1211
国土交通省 利根川上流河川事務所(防災対策課)	(0480) 52-3956	航 空 自 衛 隊 百 里 基 地	(0299) 52-1331
" 目 吹 出 張 所 "	(04) 7122-3014	水 戸 地 方 気 象 台	(029) 224-1105
" 古 河 "	(0280) 22-0487	東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 茨 城 支 店 ( 茨 城 災 害 対 策 室 )	(029) 232-4825
" 守 谷 "	(0297) 48-2441	茨 城 県 警 察 本 部 警 備 課	(029) 301-0110

### (11-3) 各河川の量水標の位置、通報水位、警報水位、危険水位（法 12 条）

(出典) 茨城県水防計画 水防時に必要な連絡系統図表等 82～83 頁

「[https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/saigai/documents/r6\\_suiboukeikaku02.pdf](https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/saigai/documents/r6_suiboukeikaku02.pdf)」より

水位が警戒水位を超えるときは、量水標管理者は水位状況を報道機関、茨城県河川課テレホンサービスにより公表するものとする。 ( ) は無堤

河川名	量水標所在地				平水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	過去最高水位			堤防天端高	量水標管理者		
	観測所	郡市	町村	大字						最高水位	年月日	零点高	左岸	右岸		
藤井川 (那珂川)	野口	常陸大宮市		野口	-1.65	2.50	3.50	4.20	4.70	7.56	6.80	昭22.9.16 +21.756	T.P. +29.490	T.P. +28.610	国土交通省	
涸沼川	笠間	笠間市		日向片庭町		2.10	2.50	2.63	3.02	3.22	3.48	平26.10.6 +38.37	T.P. +42.48	T.P. +43.20	水戸土木事務所長	
涸沼川	笠間	笠間市		下加賀田		2.30	2.80	3.58	3.92	4.06	3.63	平27.9.10 +20.98	T.P. +24.80	T.P. +25.54	水戸土木事務所長	
涸沼川	笠間	笠間市		押辺									T.P. +8.08	T.P. +15.90	T.P. +15.64	水戸土木事務所長
涸沼川	高橋	東茨城郡	茨城町	奥の谷	0.8	3.10	3.30	4.24	4.71	5.29	5.07	平26.10.6 -0.24	T.P. +5.82	T.P. +5.52	水戸土木事務所長	
涸沼川	下石崎	東茨城郡	茨城町	下石崎	0.61	1.30	1.54				4.00	昭13.6.30 -0.69	T.P. +3.37	T.P. +3.28	水戸土木事務所長	
石川川	入野橋	水戸市		下入野町									T.P. -0.02	T.P. +2.03	T.P. +2.27	水戸土木事務所長
石川川	三又橋	水戸市		大場町	0.81						2.54	平23.9.22 -0.57	T.P. +2.31	T.P. +4.21	水戸土木事務所長	
大谷川	下太田	鉾田市		下太田											鉾田土木事務所長	
涸沼前川	長岡橋	東茨城郡	茨城町	長岡							3.65	平23.9.22 -0.31	T.P. +6.21		水戸土木事務所長	
中丸川	柳沢	ひたちなか市		柳沢	0.4						2.62	令元.10.13 -0.33	T.P. +2.14	T.P. +2.03	幸徳六家土木事務所長	
桜川	千波	水戸市		下梅香	1.51						2.15	平23.9.22 +1.72	T.P. +7.92	T.P. +6.06	水戸土木事務所長	
沢渡川	沢渡橋	水戸市		自由が丘									T.P. +12.79	T.P. 15.77	T.P. 15.67	水戸土木事務所長
西田川	西田橋	水戸市		藤井町	0.76						4.53	平27.9.10 +4.29	T.P. +9.36	T.P. +9.46	水戸土木事務所長	
境川	田谷町	水戸市		田谷町									T.P. +5.02	T.P. +7.04	T.P. +7.09	水戸土木事務所長
緒川	下桧沢	常陸大宮市		下桧沢	0.29	1.14	1.50				3.19	令元.10.12 +110.06	Y.P. +117.730	Y.P. +117.665	幸徳六家土木事務所長	
緒川	下小瀬	常陸大宮市		下小瀬	0.09	1.50	2.00				2.57	令元.10.12 +43.45	Y.P. +47.411	Y.P. +47.403	幸徳六家土木事務所長	
緒川	久根下橋	常陸大宮市		野口平											幸徳六家土木事務所長	
利根川	八斗島	群馬県伊勢崎市		八斗島町	-2.43	0.80	1.90	3.10	4.10	5.28	5.28	昭22.9.15 +45.232	Y.P. +45.232	8.14	8.11	国土交通省
利根川	栗橋	埼玉県久喜市		栗橋	-0.71	2.70	5.00	7.60	9.20	9.90	9.61	令元.10.13 +11.070	Y.P. +11.070	12.29	11.48	国土交通省
利根川	茅吹橋	千葉県野田市		目吹	-2.24	2.00	5.00	6.90	7.40	7.94	7.88	令元.10.13 +6.145	Y.P. +6.145	9.84	9.48	国土交通省
利根川	取手	取手市		新町	-1.78	2.50	5.40	6.90	7.40	7.93	8.99	昭16.7.23 +2.989	Y.P. +2.989	12.96	14.45	国土交通省

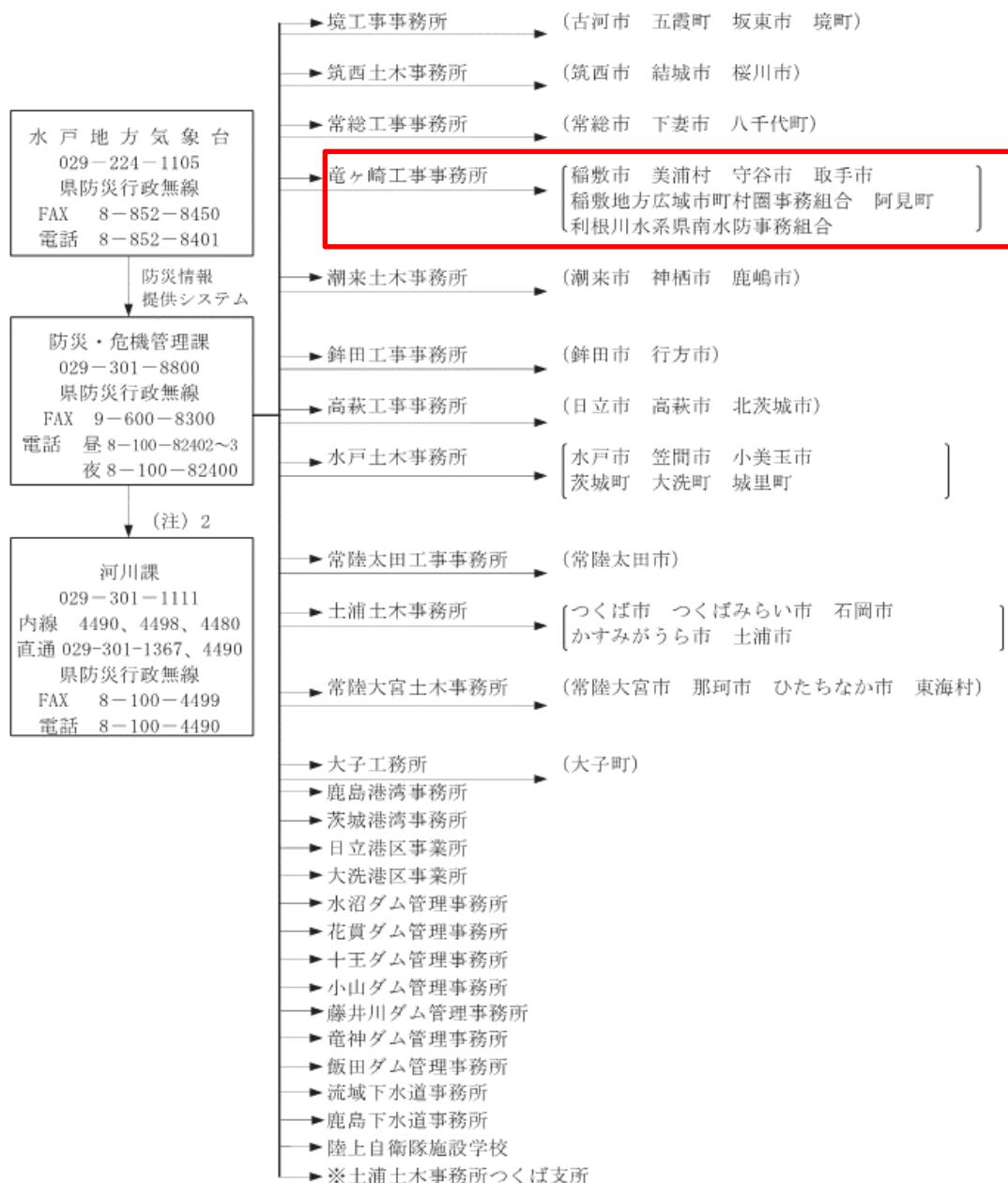
河川名	量水標所在地				平水位	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高 水位	過去最高水位			堤防天端高 左岸	堤防天端高 右岸	量水標管理者		
	観測所	都市	町村	大字							最高 水位	年	月	日				
利根川 <small>押付</small>	北相馬郡 利根町	押付新田	-0.62	3.10	5.75	7.10	7.80	8.03	9.22	昭16.7.23	Y.P. +1.750	12.62	12.00	国土交通省				
利根川 <small>横利根</small>	福島市	西代	1.06	2.10	2.85	3.90	4.40	5.02	5.74	昭25.8.6	Y.P. +0.021	9.36	9.38	国土交通省				
利根川 <small>須賀</small>	千葉県 印旛郡	柴町	和田	0.5	2.75	4.95			7.40	8.33	昭16.7.23	Y.P. +0.623	10.59	11.38	国土交通省			
常陸利根川 <small>(常陸川・外波支流)</small>	白浜	行方市		白浜	1.50	2.10	2.50	2.60	2.85								国土交通省	
鰐川	白浜	行方市		白浜	1.50	2.10	2.50	2.60	2.85								国土交通省	
北浦	白浜	行方市		白浜	1.1~ 1.3	1.50	2.10	2.50	2.60	2.85	2.49	平3.10.13	Y.P. -0.112		Y.P. +3.57		国土交通省	
霞ヶ浦 <small>(西浦)</small>	出島	かすみがうら市		坂	1.1~ 1.3	1.50	2.10	2.50	2.60	2.85	2.50	平3.10.14	Y.P. -0.115	Y.P. +3.49			国土交通省	
常陸利根川 <small>(北利根川)</small>	出島	かすみがうら市		坂		1.50	2.10	2.50	2.60	2.85							国土交通省	
横利根川 <small>新横利根</small>	福島市		八筋川	0.9~1.1	1.30	1.40	—	1.50	1.50	1.52	平14.7.11	Y.P. -0.117	Y.P. +4.35	Y.P. +3.20			国土交通省	
鬼怒川 <small>川島</small>	筑西市		下川島	-3.66	0.00	1.10	2.40	3.40	5.91	5.80	昭13.9.1	Y.P. +28.941	Y.P. +36.800	Y.P. +37.302			国土交通省	
鬼怒川 <small>水海道</small>	常総市		水海道 本町	-3.99	1.50	3.50	5.30	6.00	7.33	8.07	平27.9.10	Y.P. +9.914	Y.P. +19.251	Y.P. +19.143			国土交通省	
小貝川 <small>三谷</small>	栃木県 真岡市		高田	-0.5	1.40	1.80	2.90	3.20	3.38	3.78	昭61.8.5	Y.P. +51.664	Y.P. +54.782	Y.P. +56.640			国土交通省	
小貝川 <small>黒子</small>	筑西市		西保末	0.56	2.50	3.80	5.10	5.80	6.08	6.86	昭61.8.5	Y.P. +17.118	Y.P. +26.030	Y.P. +24.902			国土交通省	
小貝川 <small>上郷</small>	常総市		本豊田	0.61	3.00	3.60	4.90	5.30	5.54	6.10	昭61.8.6	Y.P. +13.247	Y.P. +20.762	Y.P. +20.379			国土交通省	
小貝川 <small>水海道</small>	常総市		水海道 頭町	1.07	3.80	4.60	6.10	6.50	6.60	7.03	昭61.8.6	Y.P. +8.824	Y.P. +17.451	Y.P. +17.366			国土交通省	

## (11-4) 洪水予報通知系統

(出典) 茨城県水防計画 水防時に必要な連絡系統図表等 89~97 頁

「[https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/saigai/documents/r6\\_suiboukeikaku02.pdf](https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/saigai/documents/r6_suiboukeikaku02.pdf)」より

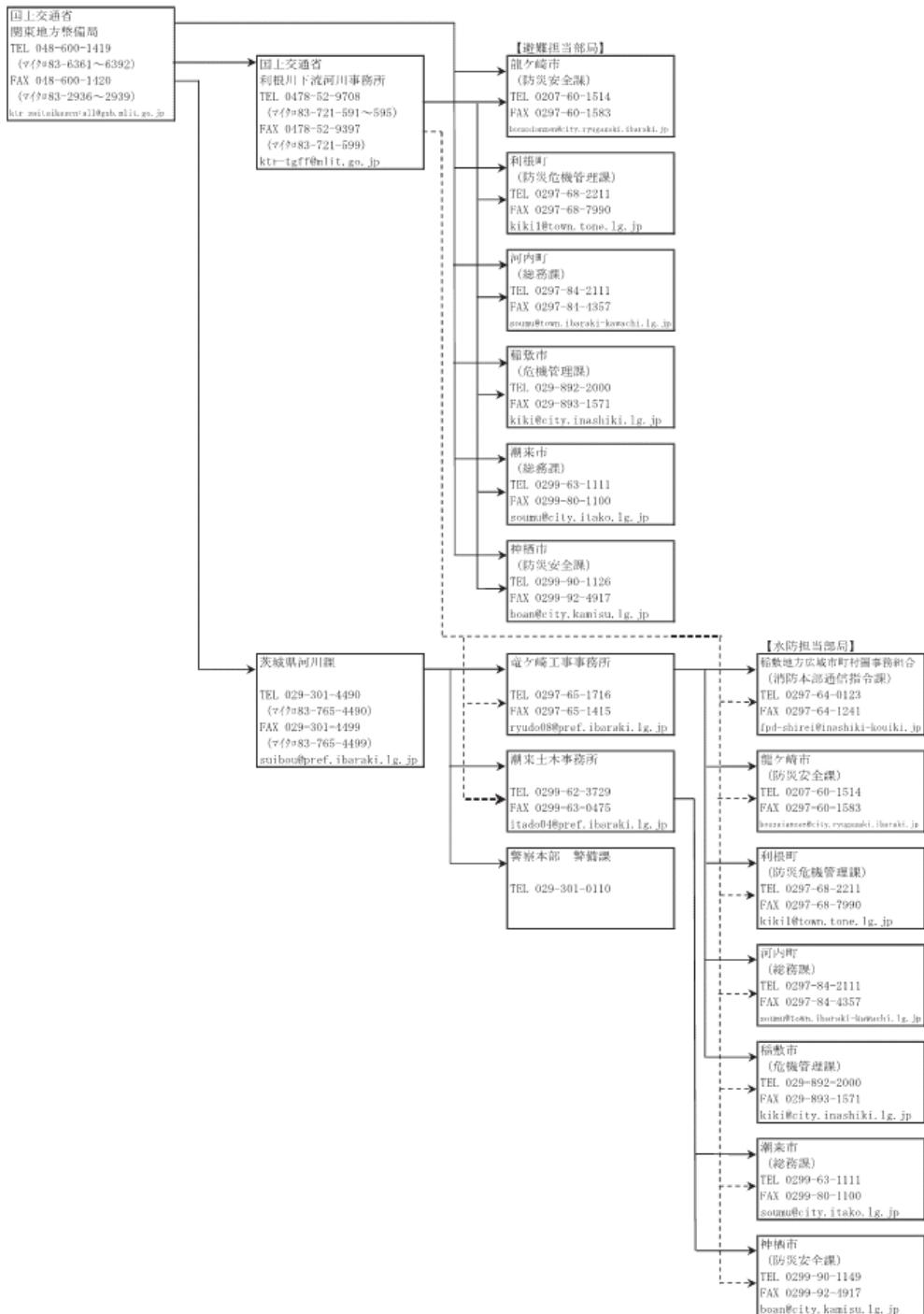
### (1) 気象庁水戸地方気象台独自の場合



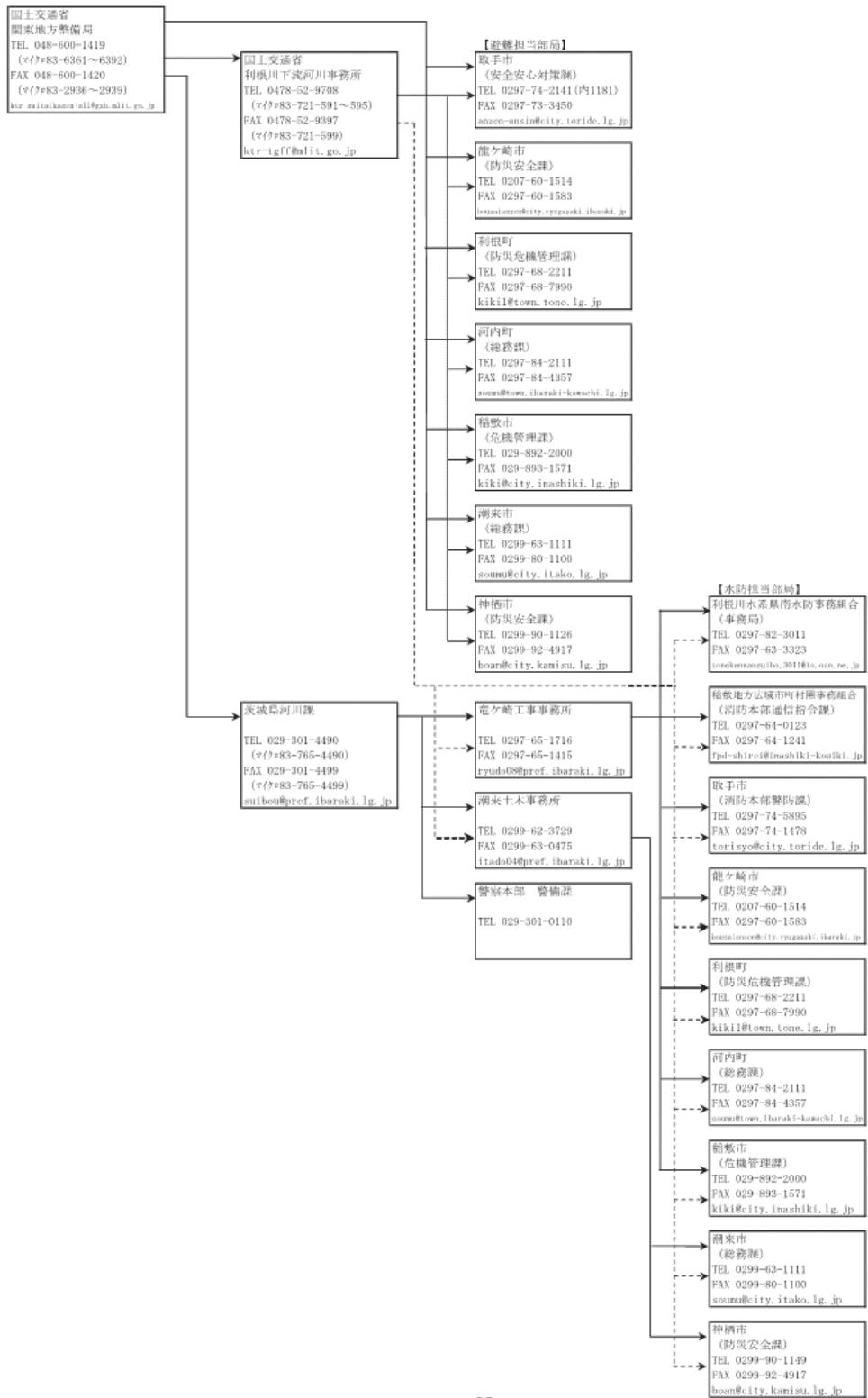
(注) 1 ※印の機関は、必要に応じ連絡する。

2 防災・危機管理課からは水戸地方気象台発表のすべての予報及び警報が伝達される。

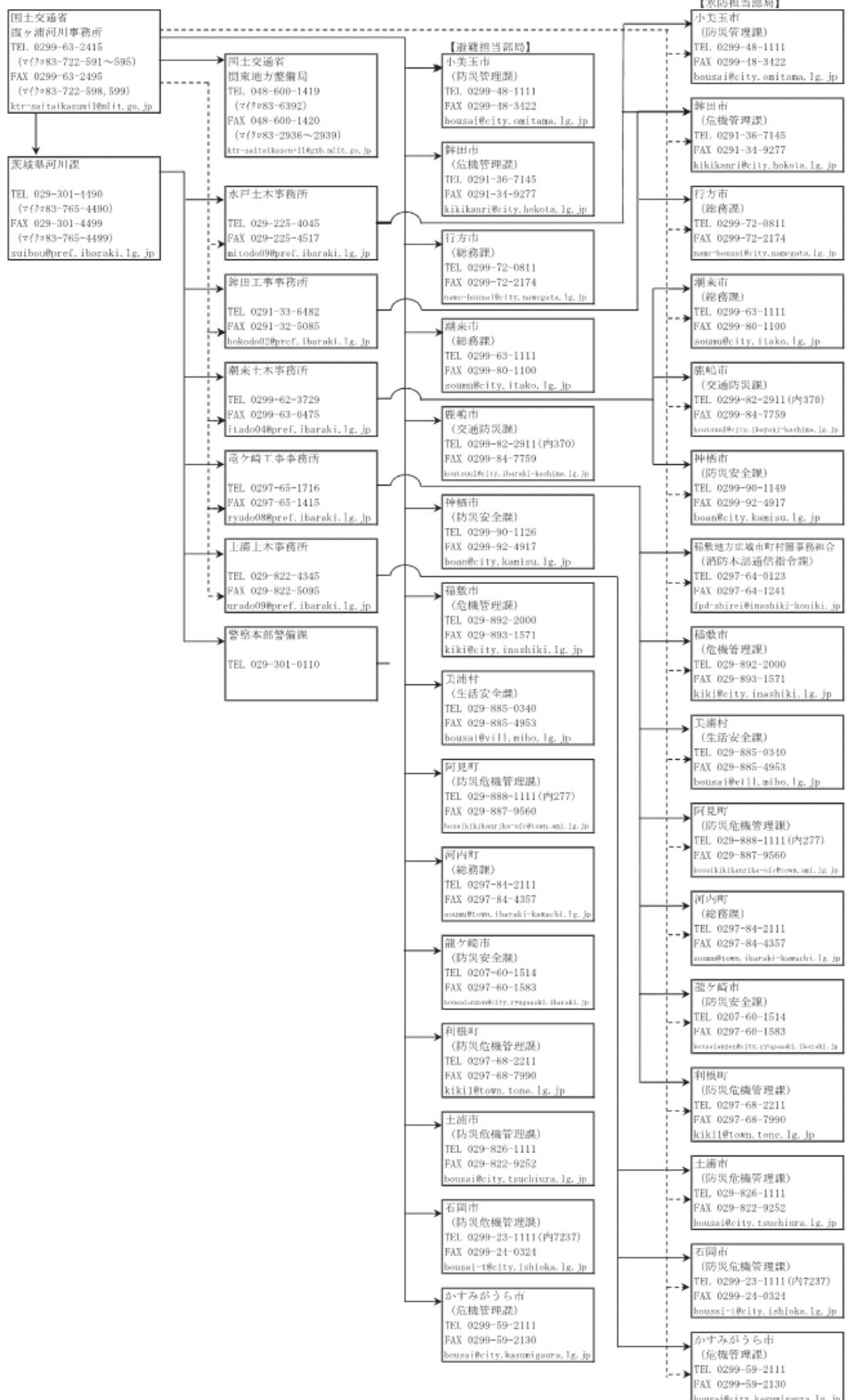
2 利根川中流部（その2）



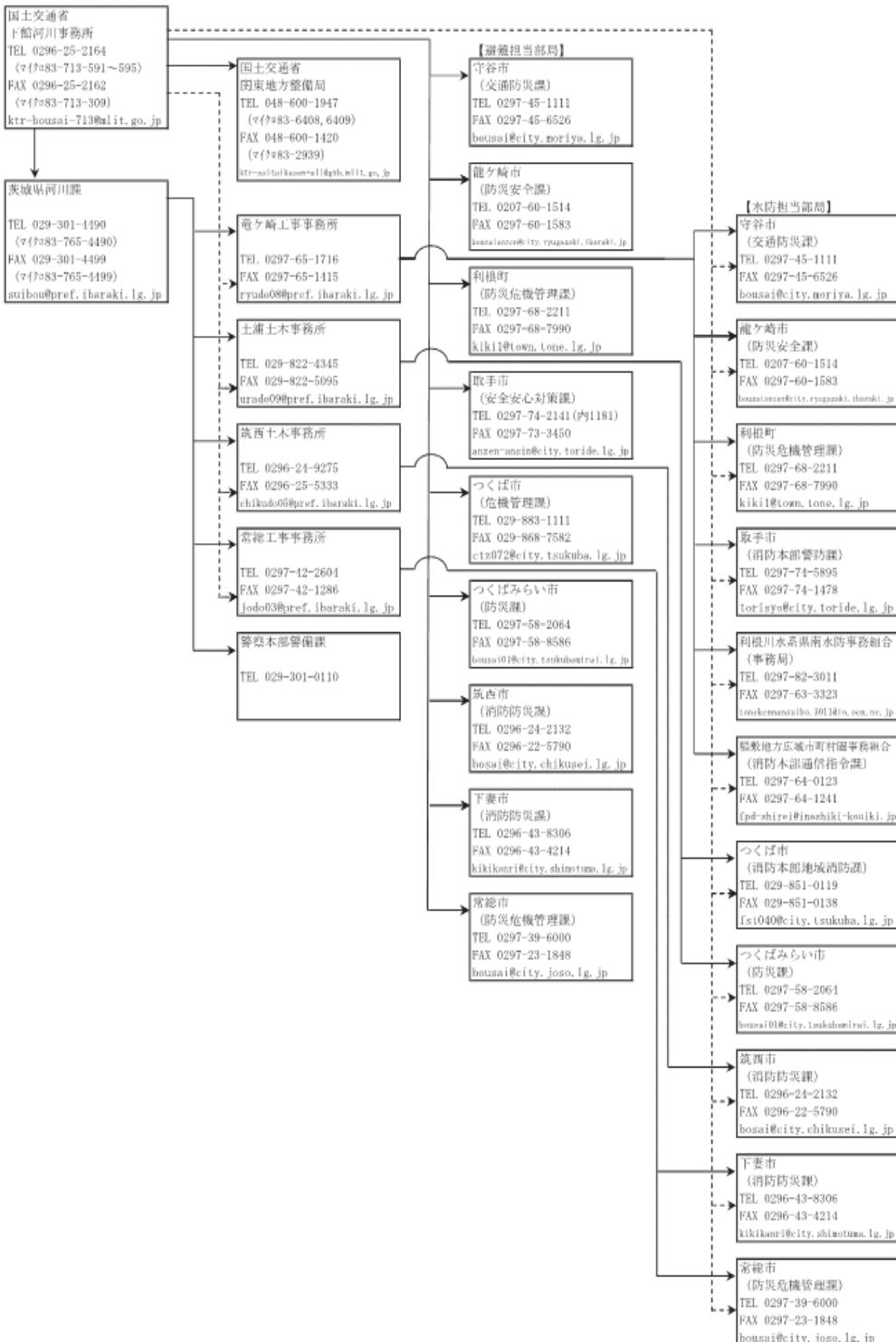
3 利根川下流部



## 6 観音浦・北浦



8 | 小貝川

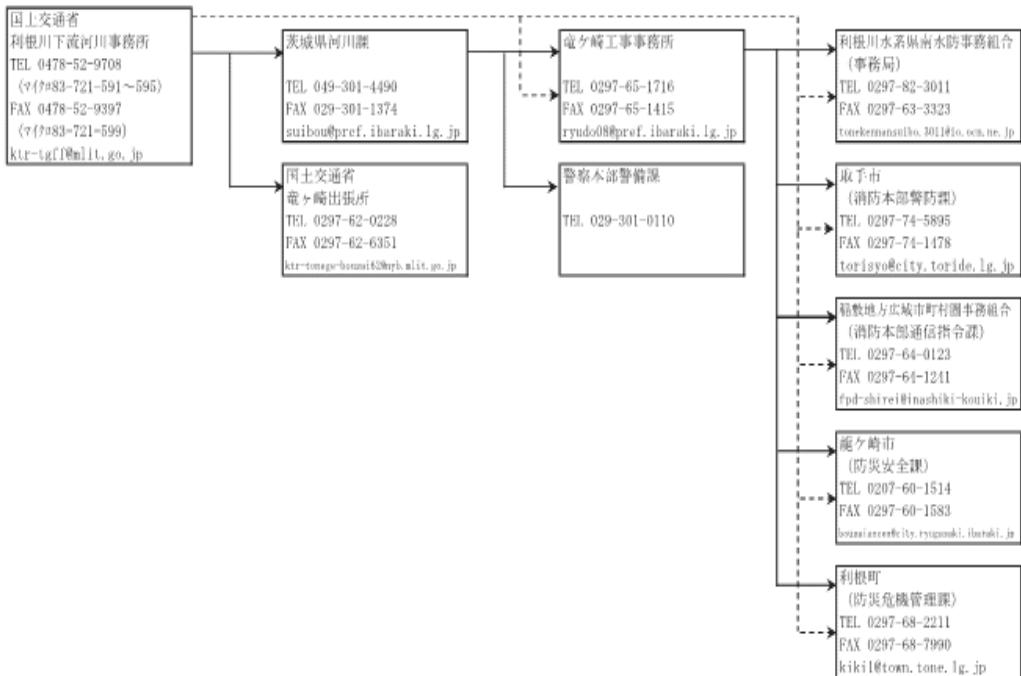


## (11-5) 水防警報通知系統（法第 16 条第 2 項）

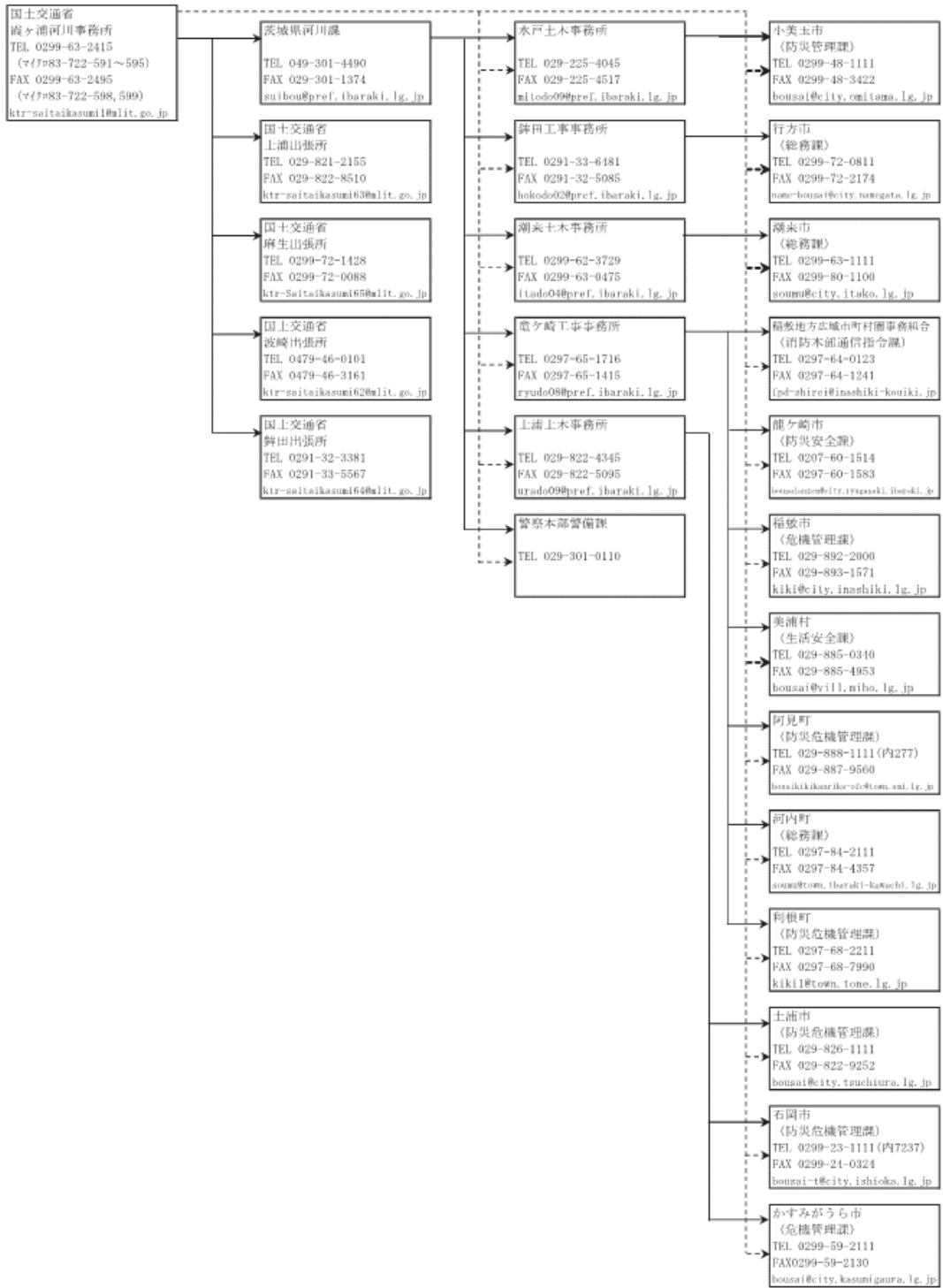
(出典) 茨城県水防計画 水防時に必要な連絡系統図表等 102～107 頁

「[https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/saigai/documents/r6\\_suiboukeikaku02.pdf](https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/saigai/documents/r6_suiboukeikaku02.pdf)」より

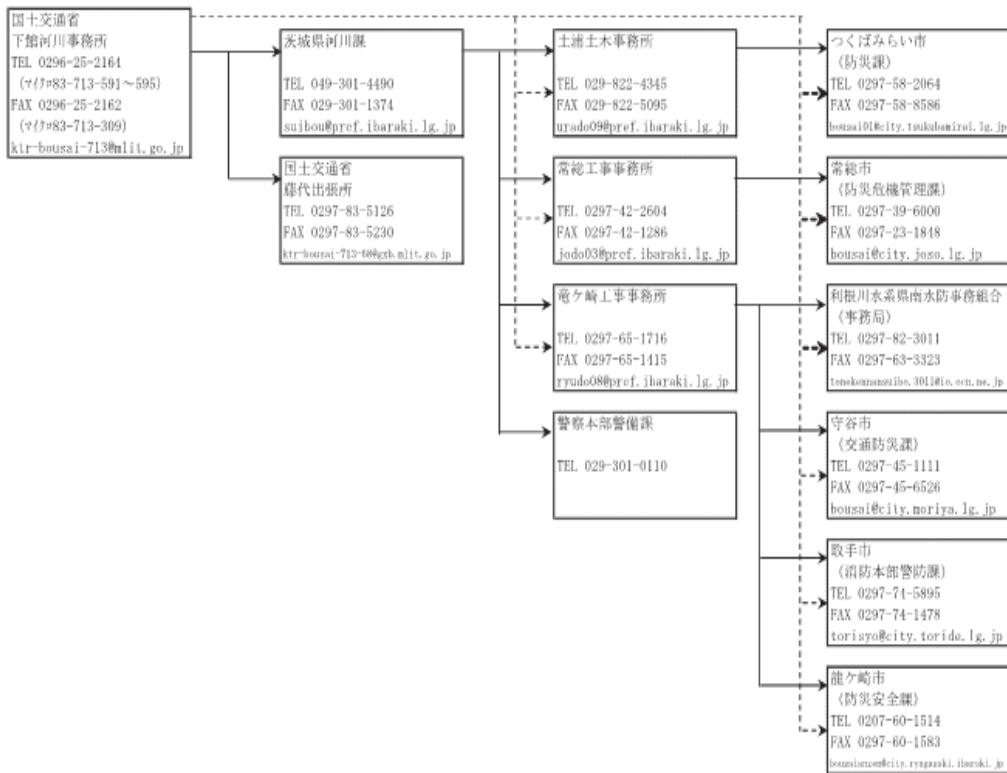
利根川／小貝川 [押付水位観測所]



常陸利根川／霞ヶ浦 [出島水位観測所]



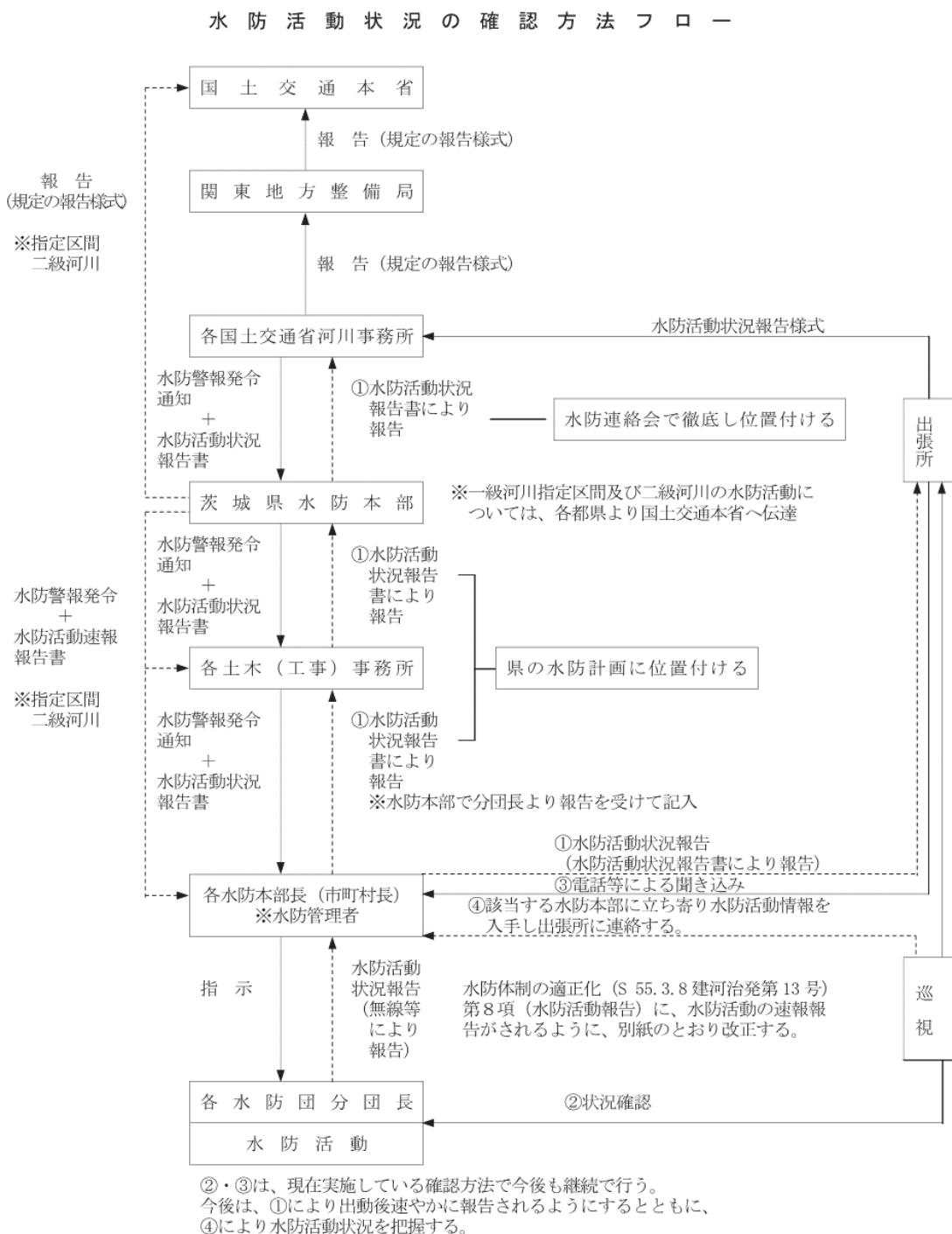
小貝川【小貝川水海道水位観測所】



#### (11-6) 水防活動状況の確認方法フロー

(出典) 茨城県水防計画 第14章水防報告 67頁

「[https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/saigai/documents/r6\\_suiboukeikaku01.pdf](https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/saigai/documents/r6_suiboukeikaku01.pdf)」より



## 12 その他





(12-1) 気象庁震度階級関連解説表

震度 階級	人の体感 ・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅） ※1 ※2 ※3		鉄筋コンクリート建物 ※4 ※5		地盤の 状況	斜面等 の状況
				耐震性が 高い	耐震性が 低い	耐震性が 高い	耐震性が 低い		
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。								
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。								
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。							
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。						
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。						
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらないと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することができ、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道端に被害が生じることがある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。			亀裂 (※6) や 液状化 (※7) が 生じることが ある。	落石や がけが発生するこ とある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れことがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れことがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物(住宅) ※1 ※2 ※3		鉄筋コンクリート造建物 ※4 ※5		地盤の状況	斜面等の状況
				耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い		
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが閉かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂がが多くなる。壁などにおきなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	かけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立つことができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	かけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある(※8)。
7	立つことができず、はわないと動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたり、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものが多くなる。まれに傾くことがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くの柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	かけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある(※8)。

※1:木造建物(住宅)は耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、工法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

※2:この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、破損は、土壌(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でもモルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

※3:木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

※4:鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立体的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

※5:鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れが見られることがある。

※6:亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※7:地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

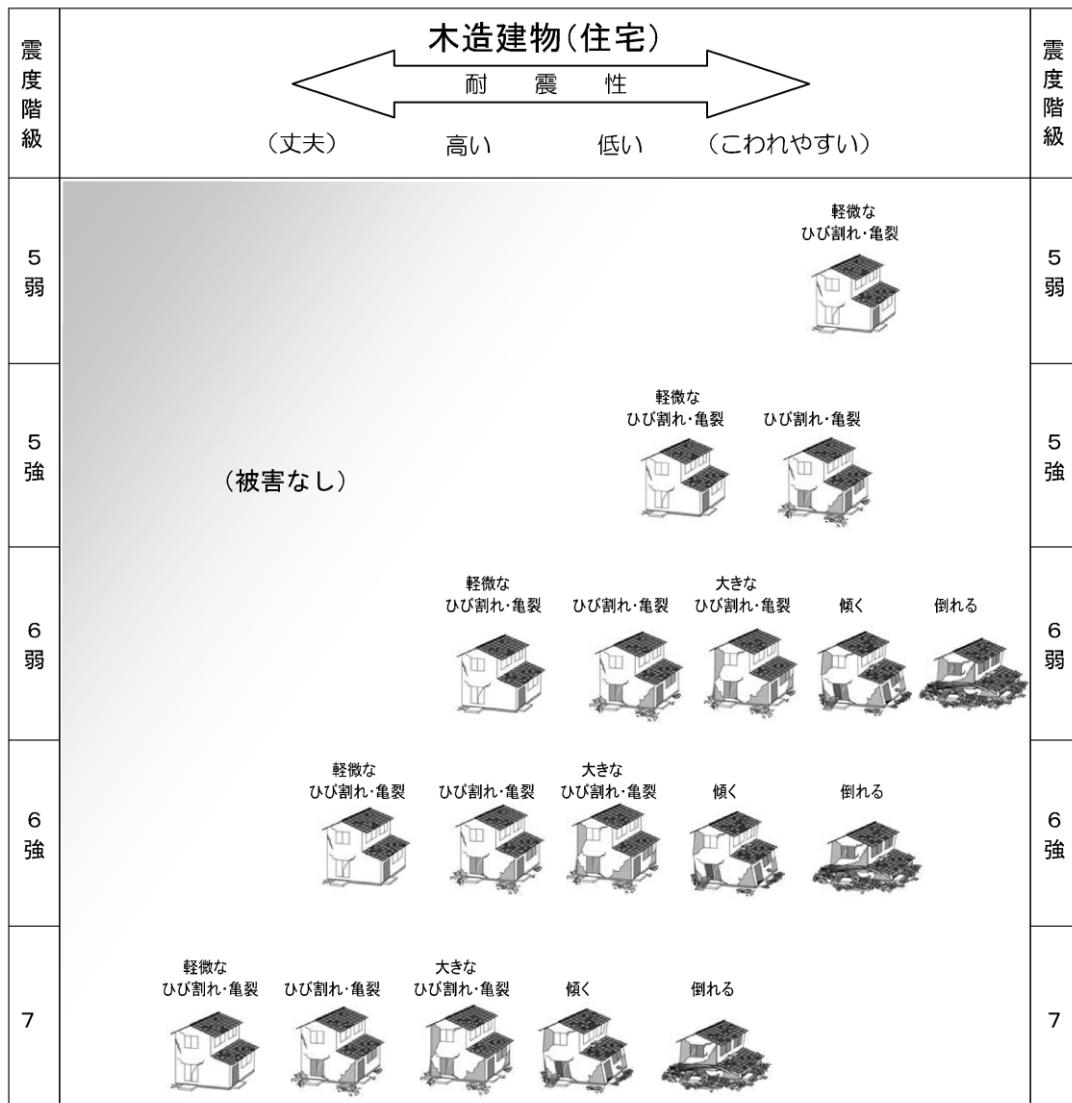
※8:大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(参考2)

● 震度階級別の木造建物(住宅)の被害状況のイメージ図

木造建物(住宅)の被害の状況について、耐震性の高低の違いと震度の大きさにより、被害状況にどのような違いが現れるかを、DATS(Damage Assessment Training System)の被害認定用パターンチャートの図を参考にして示したもので、建物の被害の程度の記述は、震度階級関連解説表によっています。

実際の被害は、建物の被害の様相は様々で、この図はその一例を目安として示しているものです。詳細は次ページの罹災証明調査で利用する被害認定用パターンチャートの例を参考下さい。



図中のイラストは、DATS(Damage Assessment Training System)の被害認定用パターンチャートを基に、一部加筆したものを用いている。

## ● 罹災証明調査で利用する被害認定用パターンチャートの例

罹災証明書発行のための被害認定調査の迅速性と公正性を確保するため、被害認定調査を支援するためのシステムとして堀江らが開発した DATS(Damage Assessment Training System)で用いられている被害認定用パターンチャート(モルタル壁面用)の図を示しています。

この資料は、実際の被害の認定に用いられているもので、建物の被害は、例えば家が倒れた場合においても、1階がつぶれる場合、2階がつぶれる場合、両方ともつぶれる場合など被害の様相が様々であることがわかります。



### 参考文献

- 1) 堀江啓、重川希志依、牧紀男、田中聰、林春男：新潟県中越地震における被害認定調査・訓練システムの実践的検証－小千谷市のり災証明書発行業務への適用－、地域安全学会論文集、No. 7, pp. 123–132, 2005.
- 2) Kei Horie, Norio Maki, and Haruo Hayashi: Nishinomiya Built Environment Database and its Findings, Journal of Disaster Research, Vol. 2, No. 6, pp. 419–430, 2007.

別表 ライフライン・インフラ等への影響及び大規模構造物への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある(※1)。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある(※1)。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者より災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板など提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。
長周期地震動(※2)による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般的の鉄筋コンクリート建造物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA危機などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※1:震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

※2:規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

(12-2) 気象庁 警報・注意報基準値一覧表

警報・注意報基準値一覧表

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在

発表官署 水戸地方気象台

利根町	府県予報区	茨城県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	県南地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指數基準 土壤雨量指數基準	20 124	
	洪水	流域雨量指數基準	新利根川流域=3.4	
		複合基準 <sup>*1</sup>	—	
		指定河川洪水予報 による基準	霞ヶ浦・北浦[出島], 利根川下流部[横利根], 利根川中流部[押付]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	大雨	表面雨量指數基準 土壤雨量指數基準	10 85	
注意報		流域雨量指數基準	新利根川流域=2.6	
		複合基準 <sup>*1</sup>	—	
		指定河川洪水予報 による基準	利根川中流部[押付]	
		強風	平均風速 12m/s	
洪水	風雪	平均風速 12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ5cm		
	波浪	有義波高		
高潮	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
記録的短時間大雨情報	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60% <sup>*2</sup>		
	なだれ			
	低温	夏期:最低気温15°C以下が2日以上継続 冬期:最低気温-7°C以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3°C以下		
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合		
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

<sup>\*1</sup>(表面雨量指數、流域雨量指數)の組み合わせによる基準値を表しています。

<sup>\*2</sup>湿度は水戸地方気象台の値。

### (12-3) 災害伝言ダイヤル「171（いない）」の利用方法（NTT）

#### 1 伝言の登録方法

① 「171」をダイヤルする。 (ガイダンスが流れる)	
② 「1」をダイヤルする。 (暗証番号を利用する場合は「3」をダイヤルする。) (ガイダンスが流れる)	
③ 被災地の人は、 <b>自宅の電話番号</b> 、 または、連絡を取りたい被災地の人の電話番号を <b>市外局番</b> からダイヤルする。  被災地以外の人は、 <b>被災地の人の電話番号</b> を <b>市外局番</b> からダイヤルする。 (ガイダンスが流れる)	
<b>【回転ダイヤル式電話機利用の場合】</b> (ガイダンスが流れる)	<b>【プッシュボタン式電話機利用の場合】</b>
④ 「ピッ」という音の後に、伝言を録音する。(30秒以内)	④ 「1#」をダイヤルする。 (ガイダンスが流れる)
⑤ 電話を切る	⑤ 「ピッ」という音の後に、伝言を録音する。 (30秒以内)
	⑥ 伝言が終わったら「9#」をダイヤルする。 (ガイダンスが流れる) * 伝言を訂正する場合は「8#」をダイヤルする(→⑥に戻る)。

#### 2 伝言の再生方法

① 「171」をダイヤルする。 (ガイダンスが流れる)	
② 「2」をダイヤルする。 (暗証番号を利用して再生する場合は「4」をダイヤルする。) (ガイダンスが流れる)	
③ 被災地の人は、 <b>自宅の電話番号</b> 、 または、連絡を取りたい被災地の人の電話番号を <b>市外局番</b> からダイヤルする。  被災地以外の人は、 <b>被災地の人の電話番号</b> を <b>市外局番</b> からダイヤルする。 (ガイダンスが流れる)	
<b>【回転ダイヤル式電話機利用の場合】</b> (ガイダンスが流れる)	<b>【プッシュボタン式電話機利用の場合】</b>
④ 新しい順に、伝言が再生される。	④ 「1#」をダイヤルする。 (ガイダンスが流れる)
	⑤ 新しい順に、伝言が再生される。 ※ 繰り返し同じ伝言を聞く場合は「8#」を、伝言の途中で次の伝言に移るときは「9#」をそれぞれダイヤルする。 (ガイダンスが流れる) * 伝言を追加して録音する場合は「3#」をダイヤルする。

## (12-4) 東日本大震災時に町民に配布した支援制度のお知らせ

### 東北地方太平洋沖地震の被害に遭われた皆様へ 利根町の支援制度のお知らせ

このたびの東北地方太平洋沖地震におきまして、甚大な被害に遭われました皆様、また、ご家族近親者ご友人の方が被害にあられた皆様には心よりお見舞いを申し上げます。この災害に伴い、生活再建支援や各種減免の概略を作成したのでご活用ください。

詳細につきましては、各担当課にお問合せください。

利根町 平成23年4月

#### り災証明書の交付

(担当) 総務課

##### ●り災証明書とは

り災証明とは、災害により家屋などが被害にあったことや被害程度を公的に証明するもので、損害保険などの支払いを受ける場合や各種支援制度等を受けるために、必要となる場合があります。

※り災証明書の料金は、無料です。

##### ●申請に必要なもの

- ・り災証明願書（総務課にあります）・印鑑（認印可）・写真（被害状況が確認できるもの5～6枚）

#### 住民票の無料交付

(担当) 住民課

被災者生活再建支援制度、地震保険等の申請・請求に必要な住民票については、無料交付します。り災証明書をお持ちください。

#### 被災者生活再建支援制度

(担当) 都市建設課

##### ●対象となる世帯

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむ得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（避難指示等により）
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊）

※半壊は、②～④に該当する場合（大規模半壊等）でないと支援金の支給の対象となりません。

##### ●支援金の支給額（以下の2つの支援金の合計額。1人世帯は総額の4分の3）

###### ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害	全壊（①に該当）	解体（②に該当）	長期避難（③に該当）	大規模半壊（④に該当）
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

###### ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）。

##### ●申請方法・添付書類・申請期間

- ・都市建設課にある申請書に必要事項を記入
- ・基礎支援金…り災証明書、住民票、預金通帳（振込先確認のため）等、災害発生日から13月以内
- ・加算支援金…契約書の写し（住宅の購入・賃借等）等、災害発生日から37月以内

## 災害援護資金の貸付制度

(担当) 福祉課

### ●被害程度に応じて貸付

- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- イ 住居が半壊した場合 170万円（取壊して新築する場合250万円）、（り災証明書が必要）
- ウ 住居が全壊した場合 250万円（取壊して新築する場合350万円）、（り災証明書が必要）

### ●受付期間…平成23年6月末日

## 利根町・茨城県災害見舞金支給制度

(担当) 福祉課

見舞金の額（住宅被害）	
町	全壊…10万円、半壊…5万円
県	全壊…5万円、半壊…3万円

災害見舞金との併用	被災者生活再建支援制度	災害援護資金の貸付制度
利根町災害見舞金	○	○
茨城県災害見舞金	×	×

### ●申請方法・添付書類

- ・福祉課にある「申請書」に必要な事項を記入。添付書類…り災証明書、預金通帳の写し

## 児童扶養手当の特別措置

(担当) 福祉課

児童扶養手当の支給制限を受けている方が、災害によって財産に一定以上の損害を受けた場合は、特例的に手当の支給が受けられます。

### ●対象者…児童扶養手当受給者または扶養義務者等の前年の所得が多いため、手当額の一部または全部が支給停止になった受給者で、災害により住宅・家財等の財産について損害額が規定以上の方（り災証明書が必要）

## 介護保険料の徴収猶予・減免措置

(担当) 福祉課

被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する方が所有する住宅等について、半壊以上の損害があった場合、介護保険料の徴収猶予・減免措置を受けることができます。（り災証明書が必要）

## 介護保険サービス利用料の支払猶予

(担当) 福祉課

被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する方が所有する住宅等について、半壊以上の損害があった場合、5月までの介護保険サービス利用料について5月末日まで支払を猶予することができます。（り災証明書が必要）

## 小・中学生の就学援助措置

(担当) 学校教育課

### ●小・中学生の就学援助措置

被災状況を確認したうえで判断させていただきますので、就学援助を希望される場合は、お問い合わせください。

### ●教科書・学用品の無償給与

教科書は無償となります、学用品については、就学援助措置の該当者が対象となります。

## 固定資産税・都市計画税の減免

(担当) 税務課

被災により、家屋や土地に著しい損害を受けた方は、その被害状況に応じ税が減免になる場合があります。申請には、り災証明書や写真、領収書（償却資産のみ）が必要となります。

### ●固定資産税・都市計画税（課税されている固定資産のうち次のものが対象）

- ・評価額の20%以上の被害を受けた家屋
- ・面積の20%以上の被害を受けた土地
- ・課税償却資産全体の価格の20%以上の被害を受けたもの

※塀、門扉等で課税対象外の構築物については、減免の対象となりません。

次の様な場合は、減免の対象となりません。

- ・屋根瓦の一部が落ち、外壁に数か所のひびが入り、内装の一部が損傷した状況
- ・屋根瓦がすべて落ちたが、他に大きな損傷がない場合

平成23年5月2日（第1期納期限）以降の申請については、減税対象が納期限未到来分のみとなりますので、お早めに申請してください。

※雑損控除および災害減免法による所得税の軽減は、役場では適用の判断がつきませんので、詳細は竜ヶ崎税務署（66-1303）にお問い合わせください。

## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

(担当) 保険年金課

被災に伴い、住宅、家財等に著しい損害を受け、保険税（料）の支払が困難な方は、減免になる場合があります。所得制限があり、り災証明書等が必要となります。

### ●国民健康保険税（納期末到来分が対象）

被保険者またはその属する世帯の世帯主が居住する住宅、家財またはその他財産の損害額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く）が、規定以上の場合

### ●後期高齢者医療保険料

被保険者またはその属する世帯の世帯主が居住する住宅、家財またはその他財産の損害額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く）が、規定以上の場合

## 災害ごみの処分

(担当) 環境対策課

### ●危険性のある瓦・ブロック・コンクリートなどがある場合

瓦等の廃棄物について、処分または仮置きなどができる危険性がある場合には、4月末日までに、環境対策課までご相談ください。（原則として、屋根、塀における廃棄物の処分は、修理業者が処分することになります）家具類・畳・廃材（廃木材・雨樋・サッシ・トタン・ベニヤ板、窓など）については、通常どおり集積所（粗大ごみの日）に出せます。

また、龍ヶ崎地方塵芥処理組合へ直接搬入（手数料10kg150円）することも出来ます。集積所への出し方、組合への搬入方法など詳細については、環境対策課まで、お問い合わせください。

## 災害復興住宅融資制度

(問) 住宅金融支援機構（旧住宅金融支援機構） Tel 048-615-0420

自然災害により被害が生じた住宅の所有者に、住宅の補修などをする費用を融資する制度です。  
り災証明書の発行を受けた方が対象となります。

### ●住宅金融支援機構お客様コールセンター（被災者専用ダイヤル）

フリーダイヤル 0120-086-353

### ●住宅金融支援機構 災害復興住宅融資（ホームページ）

<http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/saigai.html>

### 国民年金保険料の免除

(問) 土浦年金事務所 Tel 029-824-7121

被災により、住宅・家財・その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた方は、国民年金保険料が全額免除になります。免除の申請手続きは、ご本人が平成23年7月末日までに行ってください。詳細は、土浦年金事務所または役場保険年金課へお問い合わせください。また、保険料の口座振替を利用されている方で保険料納付が困難な方は、土浦年金事務所までご連絡ください。

### 震災に便乗した悪質商法に注意ください

(担当) 経済課 消費生活相談窓口

震災後は、家屋の修理や廃棄物の処理、点検商法などで高額な代金請求する悪徳商法が見受けられますので、十分ご注意ください。なお、水道管の室内漏水修理の際には、信頼のおける給水工事店や「広報とね」に掲載している漏水修理当番表の工事店にご依頼ください。

#### ●利根町役場 経済課 消費生活相談窓口（毎週水曜日のみ）

Tel 68-2211（内線326） 午前10時～正午、午後1時～5時

#### ●茨城県消費生活センター（水曜日以外）

Tel 029-225-6445 月～金曜日 午前9時～午後5時

### 県社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度（問）利根町社会福祉協議会 Tel 68-7771

被災により、臨時に必要となる経費（被災した家財の購入等）、住宅の補修に必要となる経費、臨時の生活費の貸付をします。利根町社会福祉協議会が窓口となり申請書・必要書類等を茨城県社会福祉協議会に提出、審査後貸付となります。

### 中小企業者向け地震特別対策融資制度

(問) 利根町商工会 Tel 68-7417

被災により、経営の安定に支障をきたしている茨城県内に事業所を有する中小企業者等に融資を行います。

(1) 市町村長等から東北地方太平洋沖地震の「り災証明書」を受けたもの

(2) 東北地方太平洋沖地震の影響により地震発生後1か月当たりの平均受注高もしくは平均売上高が、前年同期比で5%以上減少しているもの又は5%以上の減少が見込まれるもの

### 災害支援物資の提供を希望される方へ（問）茨城県福祉指導課 Tel 029-301-3159

個人等からの小口の支援物資につきましては、被災地が混乱していますので、当面はお受けできませんので、ご理解くださいますようお願いします。

企業等で支援物資の提供を希望される場合は、茨城県福祉指導課にお問い合わせください。

### 問い合わせ・相談先が不明な方は、下記に相談してください

名称：利根町災害対策本部 総合支援窓口 Tel 68-2211

場所：利根町役場庁舎 議会棟 1階 1-B 会議室

日時：月～金曜日（土・日曜日・祝日を除く）

午前8時30分～正午、午後1時～5時

※総合支援窓口は、4月4日（月）～28日（木）まで開設します。その後は、各担当課で対応します。

## 修 正

・令和 7 年 2 月 修正

### 利根町地域防災計画 【資料編】

令和 7 年 2 月修正

編 集 利根町防災会議

〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町大字布川 841-1

電 話 : 0297-68-2211 (代表)

F A X : 0297-68-7990 (防災危機管理課)

E-mail : info@town.tone.lg.jp

ホームページ : <http://www.town.tone.ibaraki.jp/>